

報告書

# 令和5年度ユニコーン創出支援事業 (リーガルサポート等による新事業創出に向けた 基盤に関する調査)

野村総合研究所

コンサルティング事業本部  
社会システムコンサルティング部

2024年3月



# 目次

|                                                          |     |
|----------------------------------------------------------|-----|
| 本調査の背景・目的及び実施内容                                          | 2   |
| (1) サポートコミュニティ懇談会の開催                                     | 5   |
| (2) スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施                               | 7   |
| (3) 事業者単位の規制改革制度の広報コンテンツ作成                               | 9   |
| (4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査【海外調査】①規制の国際動向調査             | 16  |
| (4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査【海外調査】②規制改革を進めるための環境整備に関する調査 | 88  |
| (4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査【国内調査】①条例、ローカルルールに関する規制改革制度  | 139 |
| (4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査【国内調査】②民間主導で策定されたルールに関する調査   | 183 |

## 本調査の背景・目的及び実施内容

## 背景・目的及び事業内容

### 背景・目的

- 昨今の急速なデジタル化の進展等により、新たなテクノロジーやビジネスモデルが日々生まれている。そのような新事業活動を進めるにあたり、立法当時には想定されていなかったために時代に適応していない規制が支障となることが考えられるため、様々な領域における既存の規制の見直しが求められている。また電動キックボードの事例のように、「ルールメイキング」による市場創出を図る形態が、日本企業の新たな成長の姿として期待されている。
- 経済産業省では、産業競争力強化法に規定される事業者単位の規制改革ツールであるグレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンドボックス制度の運用により、事業者単位の規制改革を推進している。他方で、このような支援制度があっても、経営資源に限りがあるスタートアップにとってはハードルが高く、活用に至らないことも多い。
- スタートアップの制度活用を促進していく上では、制度活用に至るまでの障壁を下げること及び規制改革に至るまでの障壁を下げる事が重要である。具体的に、前者については、①スタートアップに対する制度活用に向けた支援の実施、②規制改革制度の認知度・理解度向上、後者については、③関係機関が規制改革に積極的になるための取組の検討、④ローカルルールや民間主導で策定されたルールの見直しの取組の検討を進めていくことが考えられる。

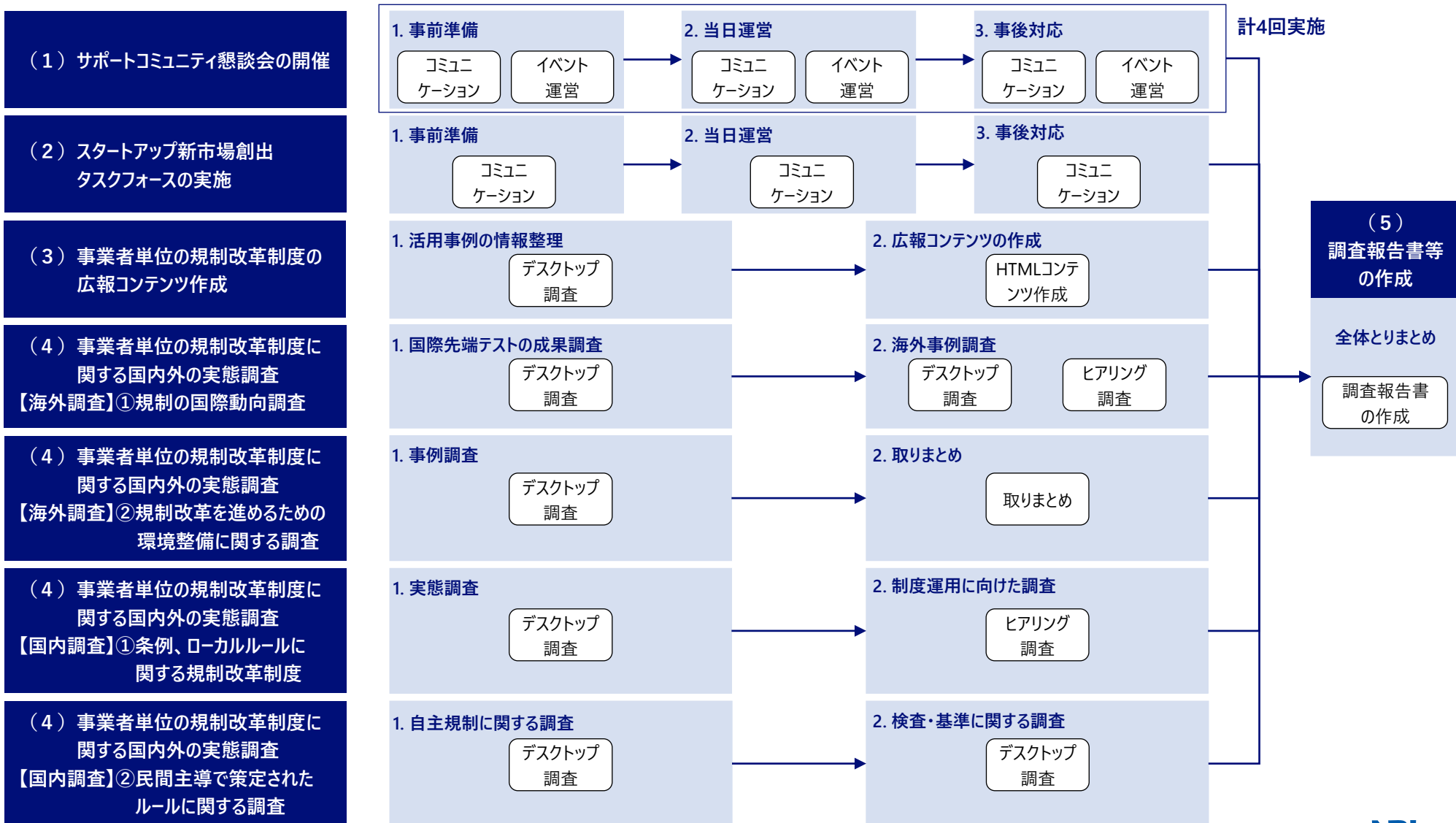
### 事業内容

- 以上の背景・目的を踏まえ、本事業では、①スタートアップに対する制度活用に向けた支援として、以下2つの事業を実施した。
  - (1) スタートアップ間の情報連携や必要な支援体制の構築を図るための[サポートコミュニティ懇談会の開催](#)
  - (2) 規制に係る関係法令の特定を行い、各種支援制度の活用を案内する[スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施サポート](#)
- また、②規制改革制度の認知度・理解度向上を目的として、以下の事業を実施した。
  - (3) 新事業を検討するスタートアップ等が制度の活用事例を閲覧しやすくするための、[事業者単位の規制改革制度の広報コンテンツ作成](#)
- ③関係機関が規制改革に積極的になるための取組の検討、④ローカルルールや民間主導で策定されたルールの見直しの取組の検討を進めていくために、以下の調査を実施した。
  - (4) 規制の国際動向や海外での規制改革を進めるための環境整備、条例、ローカルルールや民間主導で策定されたルールに関する[事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査](#)

# 事業内容と実施内容

## 事業内容（仕様書の記載項目）

## 実施内容（詳細は後頁に記載）

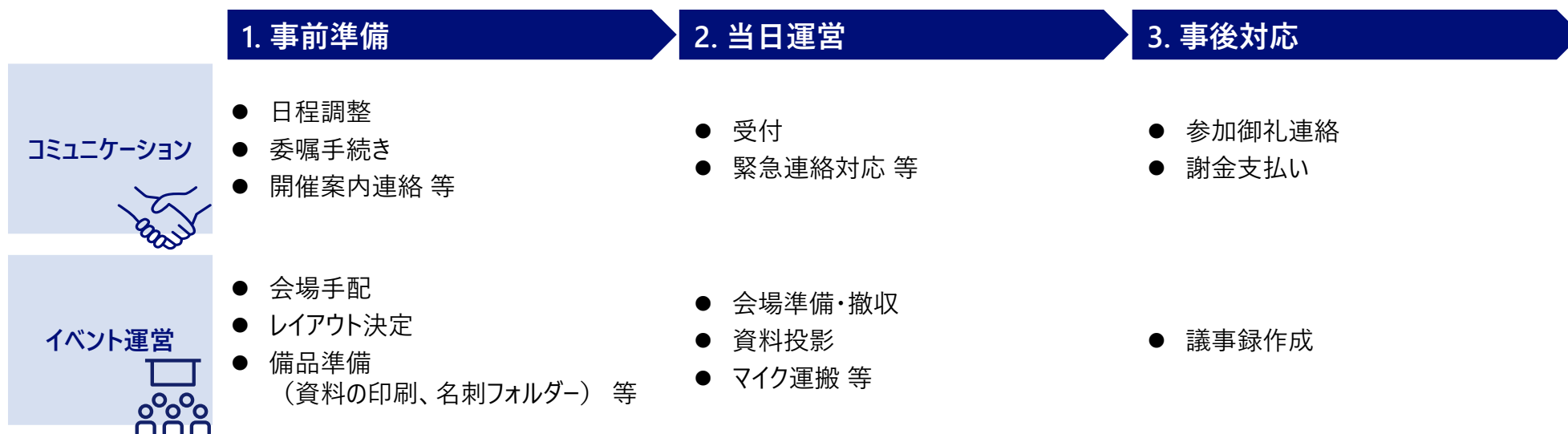


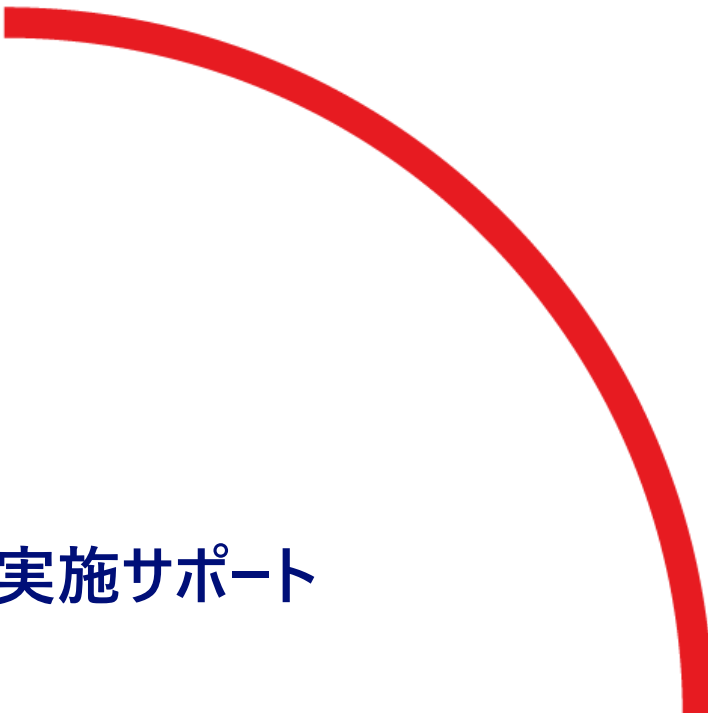
## (1) サポートコミュニティ懇談会の開催

## 実施概要

- サポートコミュニティ懇談会は、「スタートアップ新市場創出タスクフォース」と連携する形で、スタートアップによる新市場創出のための規制改革や新しいルール作りを志向するオープンなコミュニティであり、規制改革制度活用に向けた闊達な意見交換が行われることが求められていた。
- そこで、会場選定・レイアウト等で意見交換促進に繋がる工夫を事前準備において行った上で、2023年12月から2024年3月にかけて、サポートコミュニティ懇談会（ワーキンググループ（WG）を含む）を計4回運営し、謝金支払い及び議事録作成を行った。

## 実施手順





## (2) スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施サポート



## 実施概要

- スタートアップ新市場創出タスクフォース（以下タスクフォース）は、スタートアップの法務支援を行う弁護士の専門家チームが、規制対応等の相談に乗り、①新事業に関する法的論点整理、②規制対応・規制改革参画ツールの活用に向けたアドバイスを行うものである。
- スタートアップは、事業環境の変化が速く、経営資源も十分でないことが多く、適切なタイミングで相談ができないという状態は避けるべきであるため、実施サポート業務を早急に行うことが求められた。
- そこで、事前準備（委嘱手続き）を契約開始日に実施し、スタートアップを支援できる体制を構築した。
- 2023年11月から2024年3月までのタスクフォース実施毎に、謝金支払いを実施した（辞退者を除く）。

## 実施手順

### 1. 事前準備

### 2. 当日運営

### 3. 事後対応

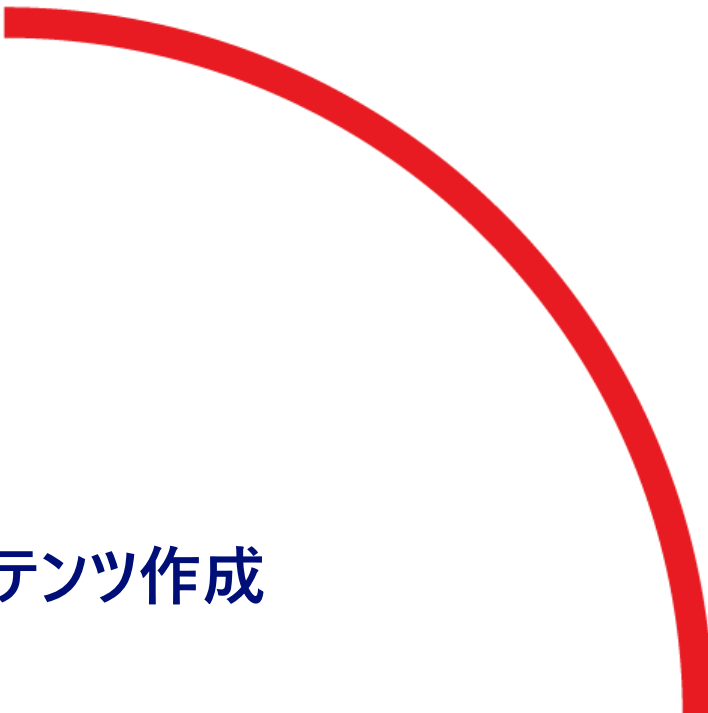
#### コミュニケーション



- 委嘱手続き

- 議事録の受領

- 謝金支払い



### (3) 事業者単位の規制改革制度の広報コンテンツ作成

## 実施概要

- 過年度調査で、規制改革制度の認知・理解に課題があることが明らかになっており、制度活用事例を整理し、制度を分かりやすく周知・広報していくことが重要であると考えられた。
- そこで、グレーゾーン解消制度の活用事例について整理を行った上で、フリーワード検索および抽出機能を組み込んだHTMLコンテンツを作成した。

### 実施手順

#### 1. 活用事例の情報整理

##### デスクトップ調査



- 対象法令、規制所管省庁等を整理
- 主務大臣の回答書面及び対象法令等から検索時に想定されるキーワードを設定

#### 2. 広報コンテンツの作成

##### HTMLコンテンツ作成



- グレーゾーン解消制度の活用事例をまとめた表に、整理したキーワードを用いたフリーワード検索機能および抽出機能を組み込んだ、HTMLコンテンツを作成

## 1. 活用事例の情報整理

---

### 【デスクトップ調査】活用事例の情報整理

## 【デスクトップ調査】活用事例の情報整理

## 対象法令、規制所管省庁等の整理

- 公表資料の主務大臣の回答書面等を基に、活用事例（令和6年2月末分まで）の対象法令、規制所管省庁等を整理した。

## 対象法令、規制所管省庁等の整理イメージ

| 事業名及び申請事業者                                                      | 省内担当課室           | 規制所管省庁                     | 対象法令                                                                               | 申請日及び回答日                                 | 公表資料                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------|------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設業界への電子契約サービスの提供<br>【申請事業者】<br>電子契約サービスを提供する中小企業               | 商務情報政策局<br>情報産業課 | 国土交通省                      | 建設業法施行規則                                                                           | 【申請日】<br>令和6年2月13日<br>【回答日】<br>令和6年2月29日 | 国土交通省回答（PDF形式:120KB）<br>※回答内容については規制所管官庁である国土交通省にお問合せください。<br>照会書（PDF形式:1,192KB）                         |
| 国・地方自治体の行政機関との契約における電子契約サービスの提供<br>【申請事業者】<br>電子契約サービスを提供する中小企業 | 商務情報政策局<br>情報産業課 | デジタル庁<br>総務省<br>法務省<br>財務省 | 電子署名及び認証業務に関する法律<br>契約事務取扱規則<br>地方自治法施行規則<br>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 | 【申請日】<br>令和6年2月9日<br>【回答日】<br>令和6年2月29日  | デジタル庁・総務省・法務省・財務省回答（PDF形式:195KB）<br>※回答内容については規制所管官庁であるデジタル庁、総務省、法務省、財務省にお問合せください。<br>照会書（PDF形式:1,154KB） |
| 建設業界への電子契約サービスの提供<br>【申請事業者】<br>電子契約サービスを提供する企業                 | 商務情報政策局<br>情報産業課 | 国土交通省                      | 建設業法施行規則                                                                           | 【申請日】<br>令和6年1月23日<br>【回答日】<br>令和6年2月14日 | 国土交通省回答（PDF形式:105KB）<br>※回答内容については規制所管官庁である国土交通省にお問合せください。<br>照会書（PDF形式:444KB）                           |

## 【デスクトップ調査】活用事例の情報整理

## フリーワード検索に向けたキーワードの設定

- 公表資料の主務大臣の回答書面及び対象法令等から検索時に想定されるキーワードを設定した。

## キーワード抽出のイメージ

## キーワード抽出に使用する項目

## 抽出されたキーワード

|                        |                                                                                      |                                                                                                                      |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的爪ケアサービス</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防</li> <li>・ 爪</li> <li>・ 爪ケア</li> <li>・ サービス</li> </ul>                   |
| 対象法令                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師法</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師法</li> <li>・ 医師</li> </ul>                                                |
| 規制所管省庁                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省</li> <li>・ 厚生労働</li> <li>・ 厚労省</li> <li>・ 厚労 等</li> </ul>             |
| 公表資料：<br>規制所管省庁<br>の回答 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爪</li> <li>・ 利用者</li> <li>・ サービス</li> <li>・ ケア</li> <li>・ 医療機関 等</li> </ul> |

## 2. 広報コンテンツの作成

---

### 【HTMLコンテンツ作成】広報コンテンツの作成

## 【HTMLコンテンツ作成】広報コンテンツの作成

# フリーワード検索機能・抽出機能を実装した広報コンテンツの作成

- グレーゾーン解消制度の活用事例をまとめた表に加え、整理したキーワードを用いたフリーワード検索機能および抽出機能を組み込んだ、HTMLコンテンツを作成した。

### 広報コンテンツイメージ

#### フリーワードから探す

アルコール

検索

検索条件をリセット

※入力単語に関連する情報が含まれる申請案件（令和6年2月末までに回答された案件）について、検索結果が以下表に反映されます。

具体的には、法令の略称、規制所管省庁の略称、公表資料のうち回答において頻出する単語等で検索することができます。

※「検索条件をリセット」ボタンを押すことで、全ての申請案件が表示されます。

※なお、「規制所管省庁・対象法令・回答年月日で探す」機能とは同時に使用できません。最後に使用した機能の結果が表示されます。

#### 規制所管省庁・対象法令・回答年月日で探す

※表内の▼をクリックすることで、規制所管省庁、対象法令、回答年月日で申請案件（令和6年2月末までに回答された案件）を抽出することができます。

※なお、「フリーワードから探す」機能とは同時に使用できません。最後に使用した機能の結果が表示されます。

「フリーワードから探す」・「規制所管省庁・対象法令・回答年月日で探す」の結果：1/254件を表示中

| 事業名及び申請事業者                                                         | 省内担当課室          | 規制所管省庁 ▼     | 対象法令 ▼          | 申請日及び回答日 ▼                                 | 公表資料                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アルコール分離膜を用いた日本酒由来のアルコール製品の取り扱い<br>【申請事業者】<br>膜を用いたソリューションを提供する中小企業 | 製造産業局<br>アルコール室 | 財務省<br>経済産業省 | 酒税法<br>アルコール事業法 | 【申請日】<br>平成27年5月27日<br>【回答日】<br>平成27年6月24日 | 概要（PDF形式:160KB）  |





**(4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査  
【海外調査】①規制の国際動向調査**

## 実施概要

- 規制改革会議において、平成25年～平成28年度まで「国際先端テスト」が行われ、個別の規制の必要性・合理性について検証が行われた。それらの進捗状況を確認することで、規制改革時の障壁について確認した。諸外国との比較を行い、日本において、今後規制改革を検討すべきテーマについても抽出を行った。
- また、ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革により、新事業創出に取り組む、または、至った諸外国の事例や、地方自治体における取り組み事例について、デスクトップ調査を行った。
- 規制改革分野等の有識者にヒアリング調査を実施し、海外事業者の規制対応・海外政府の規制適用の考え方について、意見を収集した。

### 実施手順

#### 1. 国際先端テスト成果調査

##### デスクトップ調査



- 現時点における国際先端テストの成果を調査
- 成果調査の結果、規制改革に至っていないかつ、「新技術の対応」として求められているテーマについて、国際動向と比較を行い、今後検討すべきと考えられる事例を抽出

#### 2. 海外事例調査

##### デスクトップ調査



- 主要国を対象に新事業・地方自治における規制改革制度の事例調査等を実施

##### ヒアリング調査



- 上記デスクトップ調査結果を踏まえ、有識者にヒアリングを行い、海外事業者の規制対応・海外政府の規制適用の考え方について、意見を収集

## 1. 国際先端テストの成果調査

---

### 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

# 国際先端テストの実施背景と成果

- 安倍政権時代、規制改革は成長戦略の「一丁目一番地」であり、2013年1月に規制改革会議が設置され、新たな取組として国際先端テストが開始した。
- 国際先端テストは、個別の規制の必要性・合理性について国際比較に基づき日本の規制が最先端のものになっているかどうかを検証する試みである。企業活動をしやすくし、新産業の創出につなげることを目的としている。
- 国際先端テストの29テーマ中25テーマ（86.2％）について、論点となっていた規制等に何らかの対応が行われていた。日本の規制が最先端である状態を目的に検討を行ったこともあり、アグレッシブに規制改革を行うことができたといえる。
- 規制所管省庁においても諸外国の規制状況を知らないことも多く、国際先端テストはその点においても効果があったといえる。

## 大阪大学森下教授による寄稿論文『アベノミクスにおける第三の矢：規制改革による経済成長』



従来規制改革会議での議論は、各省庁の岩盤ともいわれる抵抗により実効性があがらないと揶揄されてきたが、今回の規制改革会議では自民党の公約でもある国際先端テストを行うことになり、かなり踏み込めたのではないかと思います。国際先端テストは、欧米や韓国・中国などの諸外国との国際比較に基づき、「世界で一番企業が活動しやすい国」を作るために、我が国の規制が「世界最先端」になっているかを検証するものであり、大変大きな武器になった。省庁の中には、日本の規制は欧米の間に位置しており、妥当であるとの主張をすることもあったが、国際先端テストの趣旨からいえば、最先端であることが重要であり、規制改革が必要でないとの根拠にはなりえない。むしろ**各国がしていない規制改革を行うことが重要であると規制改革会議は主張し、多くの成果を上げてきた。**意外なことに、**規制監督庁のはずの省庁側においても 諸外国の規制状況を知らないことも多く、国際先端テストは、大変大きな武器になった。**今後 TPP（環太平洋パートナーシップ）への参加により、国際的なハーモナイゼーションが必要になる中、大変時宜を得た国際先端テストの導入であった。



出所) [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasve/22/0/22\\_3/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasve/22/0/22_3/_pdf/-char/ja)

出所) 野村総合研究所金融ITイノベーション研究部『規制改革-成長戦略の一丁目一番地-』を基にNRI作成  
<http://t21.nikkei.co.jp/g3/ATCD017.do?keyPdf=NR2KDBNR2FITF-20130801-006-007%5CNR2%5C6%5C7%5C%5C%5C2581%5CY%5C%5CFITF-20130801-006-007%5CPDF%5C20130801%5C8eb84381&analysisIdentifier=fromSearchArt&analysisPrevActionId=CMNUF10&chgTabId=102240111155016b37f3a7f45da783d4fb095a9553cf03e695020868&async=155257988738716329>  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/committee/130401/item1.pdf>

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

## 平成25～平成28年の国際先端テストにおけるテーマと先端テストの論点の解消状況

| 年度  | テーマ                                              | 論点解消済み |
|-----|--------------------------------------------------|--------|
| H25 | 一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備                         | ✓      |
| H25 | 一般用医薬品のインターネット等販売規制                              | ✓      |
| H25 | 天然ガス充填設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化 | ✓      |
| H25 | 液化水素スタンド基準の整備（高圧ガス保安法）                           | ✓      |
| H25 | 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備                          | ✓      |
| H25 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和                         | ✓      |
| H25 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容  | ✓      |
| H25 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備           |        |
| H25 | 有料職業紹介事業の規制改革                                    |        |
| H25 | 労働者派遣制度の見直し                                      | ✓      |
| H25 | 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化                            | ✓      |
| H25 | ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）                        | ✓      |
| H25 | 輸出通関申告官署の自由化                                     | ✓      |
| H25 | 市外局番（0AB～J番号）取得に係る品質要件の見直し                       | ✓      |
| H26 | 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築                      | ✓      |
| H26 | 流通・取引慣行ガイドラインの見直し                                | ✓      |
| H26 | 研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和                               | ✓      |
| H26 | ダンスに係る風営法規制の見直し                                  | ✓      |
| H26 | クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し                              | ✓      |
| H27 | 市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し             |        |
| H27 | 医療情報の有効活用に向けた規制の見直し                              | ✓      |
| H27 | 遠隔モニタリングの推進                                      | ✓      |
| H27 | 研究の用に供する血清等の輸入に係る規制の見直し                          | ✓      |
| H27 | 水素スタンドにおけるセルフ充填の許容                               | ✓      |
| H27 | 海外規格材料および同等材の例示基準への追加                            |        |
| H28 | 風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し                        | ✓      |
| H28 | 風力発電における環境アセスメント手続の迅速化                           | ✓      |
| H28 | 第二種自動車免許の受験資格の要件緩和                               | ✓      |
| H28 | 民泊サービスにおける規制改革                                   | ✓      |

※2023年11月時点の調査結果であり、その後状況が変化している可能性がある。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

※国際先端テスト当時の論点に対して規制改革等が行われた場合を「論点解消済み」としている。以下同。

## H25-① 一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

## 成果概要

| 所管省庁 | 消費者庁                                                                                                                       |    |                                                                                                                                                                   |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"><li>「特定保健用食品」、「栄養機能食品」以外の食品では、その容器包装に栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示することが認められていない。</li></ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"><li>安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示が可能となる制度（機能性表示食品制度）が開始した。</li><li>制度の開始に伴い、ガイドラインが発行された。</li></ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 「特定保健用食品」、「栄養機能食品」以外の食品は、その容器包装に栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示することが認められておらず、消費者が購入時に製品の機能に関する適切な情報を得ることができない。
- 「特定保健用食品」は、表示の許可を受けるための審査の負担（費用、期間等）が大きく、中小企業は活用しづらい。
- 諸外国においては食品の機能性に係る表示の制度が法的に定義付けされている。また、我が国の規格基準型の特定保健用食品と栄養機能食品を合わせても、成分として機能性の表示が認められているものは諸外国の方が多い。

## 【平成25年12月～平成26年7月】

## ➤ 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会の実施

## 【平成27年】

➤ 機能性表示商品の届出等に関するガイドライン制定（3月）➤ 「機能性表示食品制度」開始（4月）

- 食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準第2条第1項第10号に規定する安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うことができる。
- なお、機能性表示食品制度に関しては安全性への配慮から制度制定後も継続して見直しが行われている。  
「機能性表示食品の広告等に関する主な留意点」公表（H27.6）、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」公表（H28.6）、「機能性表示食品に関する質疑応答集」公表（H29.9）、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」公表（R2.3）

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-② 一般用医薬品のインターネット等販売規制

## 成果概要

|      |                                                                            |    |                                                                                                             |
|------|----------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                                                                      |    |                                                                                                             |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般医薬品のインターネット販売が禁止されている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>『薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律』の改正により一般用医薬品が適切なルールの下全てネット販売が可能となった。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 一般用医薬品はリスクに応じて、第1類医薬品から第3類医薬品までの3分類されており、低リスクである第3類を除き、インターネット等による販売が禁止されてきた。
- 厚生労働省において、一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会が開かれており、ルール作りがなされている。
- 米国では、医薬品のインターネット販売のみを取り出して、医薬品のリスクの程度等に応じた販売規制を行うという体系はとられていない。また、インターネット販売を行うために、英国では登録制度を、ドイツでは許可制度を敷いている。

## 【平成25年2月～5月】

## ➤ 一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会の実施

## 【平成26年6月】

## ➤ 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行（＝一般医薬品販売制度の改正）

- (1) 一般用医薬品：適切なルールの下、全てネット販売可能
- (2) スイッチ直後品目・劇薬：要指導医薬品に指定し、薬剤師が対面で情報提供・指導。スイッチ直後品目については、原則3年で一般用医薬品へ移行させ、ネット販売可能
- (3) 医療用医薬品（処方薬）：引き続き対面販売

## 【平成26年7月】

## ➤ 『一般用医薬品のインターネット販売について』公表



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-③ 天然ガス充填設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化

### 成果概要

|      |                                                                                                                               |    |                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 消防庁                                                                                                                           |    |                                                                                                   |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>天然ガスディスペンサーは、給油空地外に設置することとされており、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができるようになった。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 天然ガス充填設備を併設したガソリンスタンドでは、天然ガスディスペンサーは、給油空地外に設置することとされている。
- このため、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができない。
- 天然ガス車両はサイズの大きいトラックが多く、ガソリン自動車停車スペースとは別に、専用の停車スペースの確保が困難であり、天然ガス充填設備を既存ガソリンスタンドに併設する際の障害となっている。

## 【平成25年～平成27年】

## ➤ 天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共有化に係る安全対策のあり方に関する検討会の実施

## 【平成29年1月26日】

## ➤ 天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る法令改正

- 以下の場合には、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地のに設置することができる
- 次に掲げる措置のすべてを講じた場合
    - 固定給油設備からガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいを防止するための措置
    - 固定給油設備等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所等に達することを防止するための措置
    - 火災その他の災害に際し、給油取扱所内のすべての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一齐に停止するための装置を設けること
  - 給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-④ 液化水素スタンド基準の整備（高圧ガス保安法）

## 成果概要

|      |                                                                                                             |    |                                                                                  |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                                       |    |                                                                                  |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス保安法（省令）に性能要件を定めた特定の技術基準がなく、建築基準法上の用途地域への建築の可否が不明瞭である。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>圧縮水素スタンドに液化水素貯槽を設置することが可能となった。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 圧縮水素スタンドについては、平成17年、高圧ガス保安法に新たな技術基準が策定され、それを受けて建築基準法上の用途地域（商業地域、住居地域等の市街地）への設置が可能とされた。
- 他方、液化水素スタンドは、高圧ガス保安法（省令）に性能要件を定めた特定の技術基準がなく、建築基準法上の用途地域への建築の可否が不明瞭である。
- このため、今後予定されている液化水素スタンドの設置に支障がある。

## 【平成26年11月20日】

## ➤ 高圧ガス保安法の省令（一般高圧ガス保安規則）等を改正

- 液化水素の貯槽に関する技術基準として、液化水素の特徴を踏まえ、以下の技術基準を設けることにより、圧縮水素スタンドに液化水素貯槽を設置することを可能とする。
  - ① 液化水素の貯槽に取り付けた配管に遮断措置を講ずること等の安全対策
  - ② 液化水素の貯槽及び蒸発器とディスペンサーとの間に障壁を設置すること等の配置等に関する技術基準
  - ③ 液化水素の通る部分から火気を取り扱う施設までの距離及び液化水素タンクローリーから敷地境界までの距離等に関する技術基準
  - ④ 圧縮水素スタンドの保安統括者に関する基準

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑤ 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備

## 成果概要

|      |                                                                                                                              |    |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                                                        |    |                                                                        |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内事業者は、既に例示されている鋼材と比較して十分な耐水素性能を有することを証明しなければ例示にない鋼材を水素スタンドに使用する場合ことができない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>水素スタンドの使用可能鋼材が拡大された。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 70MPa級水素スタンドの使用可能鋼材については、十分に耐水素性能を有する鋼材が例示されている。
- 蓄圧器、配管の材料として現在例示されているのは、高度に耐水素性能を有する鋼材 2 種類のみで、いずれも高価である。
- クロムモリブデン鋼等の例示にない鋼材を使用する場合、海外で使用実績があっても、国内事業者は、上記鋼材と比較して十分な耐水素性能を有することを証明しなければならない。

## 【平成26年4月21日】

## ➤ 高圧ガス保安法の省令（一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則）等を改正

- 圧縮水素スタンドの使用可能鋼材について、バルブ・配管などとして使用することが計画されている銅系材料（C3604、C3771）を、圧力及び温度の使用範囲を明確にした上で、例示基準に追加した。また、既に、使用可能となっているステンレス鋼（SUS316、SUS316L）について、圧力及び温度について使用範囲\*）を拡大した。

\*圧縮水素スタンドで使用される圧縮機付近の高圧・高温の部分や水素を冷やすプレクール設備の高圧・高圧・低温の部分

## 【平成26年11月20日】

## ➤ 高圧ガス保安法の省令（一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則）等を改正

- 圧縮水素スタンドにおける使用可能な鋼材について、既に使用可能となっている鋼材の使用温度を拡大するとともに、固溶化熱処理を実施し、時効処理をした耐熱鋼（SUH660）を新たに追加した。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑥-1 圧縮水素自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和

## 成果概要

|      |                                                                                                                  |    |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                                            |    |                                                                                    |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池自動車に装備される最高充填圧力70MPaの高圧ガス容器には、充填終了時の圧力として70MPa以上は認められていない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>最高充填圧力が公称使用圧力の4分の5倍の圧力の数値と改正された。</li> </ul> |

【平成25年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 燃料電池自動車に装備される最高充填圧力70MPaの高圧ガス容器には、充填終了時の圧力として70MPaしか認められていない。
- 実際には、ガス充填時に容器内部のガス温度が上昇するため、充填終了時の圧力70MPa以下に抑えようとすると、最高充填圧力までの充填はできない。
- そのため、海外と同じ設計・性能の高圧ガス容器であっても、その貯蔵能力を十分に活用できない。

【平成26年5月30日】

➤ 高圧ガス保安法の省令（容器保安規則）等を改正

- 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「最高充填圧力」を、「燃料の充填中にその容器に係るガスの圧力のうち最高のものの数値であって、次号に規定する公称使用圧力の4分の5倍の圧力の数値」と定義。
- 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「公称使用圧力」を、「温度15度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値」と定義。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑥-2 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び 圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容(1/2)

成果概要（圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容）

|      |                                                                                                   |    |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                             |    |                                                               |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池自動車の高圧ガス容器に装置される容器安全弁の方式は、溶栓式安全弁のみが例示されている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>例示基準が改正された。</li> </ul> |

【平成25年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 燃料電池自動車の高圧ガス容器に装置される容器安全弁の方式は、溶栓式安全弁のみが例示されている。（「容器保安規則関係例示基準」）
- 一方で、低コストのガラス球式安全弁等、様々な熱作動式安全弁が開発されている。
- しかし、上記例示基準に列記されていない方式の安全弁を使用するには、事業者は、当該方式が使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動することを証明しなければならない。

【平成26年5月30日】

➤ 高圧ガス保安法の省令（容器保安規則）等を改正

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑥-2 圧縮水素自動車燃料装置用容器及び 圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容(2/2)

### 成果概要（圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容）

|      |                                                                                                   |    |                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                             |    |                                                                               |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>圧縮水素運送自動車用複合容器に装置される容器安全弁の方式は、溶栓式安全弁のみが例示されている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>より低コストのガラス球式安全弁が例示基準に追加された。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 燃料電池自動車の高圧ガス容器に装置される容器安全弁の方式は、溶栓式安全弁のみが例示されている。（「容器保安規則関係例示基準」）
- 一方で、低コストのガラス球式安全弁等、様々な熱作動式安全弁が開発されている。
- しかし、上記例示基準に列記されていない方式の安全弁を使用するには、事業者は、当該方式が使用範囲を超えた圧力又は温度に対応して適切に作動することを証明しなければならない。

## 【平成26年10月】

- JPECでは、圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に、溶栓式ではない熱作動式安全弁（ガラス球式）を用いる場合の安全性について検討し、民間自主基準の検討を行った。しかし保土ヶ谷で国内の2台のうちの1台が炎上事故を起こしたため、事故への対応を含めて基準全体の検討を実施
- 炎上事故対応を含めた検討には時間がかかる見込みであるため、平成26年度に民間団体にて時期尚早と整理

## 【平成27年度】

- JPECによりガラス球式安全弁に対応した技術基準（案）を策定。審議過程での説明を実施

## 【平成28年8月3日】

## ➤ 例示基準の改正

圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準第3条8(2)『容器に装置する安全弁は熱作動式(溶栓式又はガラス球式)であること。』

## 【平成29年9月1日】

- 保土ヶ谷バイパスでの車両火災を受け、水素トレーラー火災の再発防止を目的とした『水素トレーラー安全技術ガイドライン』制定

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

引き続き検討

## H25-⑥-3 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備

### 成果概要

|      |                                                                                                                  |    |                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                                            |    |                                                                                                        |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池自動車に装備される高圧ガス容器及びその附属品に使用される鋼材は、国内向けと海外向けで共通の材料を使うことができない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第措置する予定。</li> </ul> |

【平成25年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 燃料電池自動車に装備される高圧ガス容器及びその附属品の使用可能鋼材については、十分に耐水素性能を有するステンレスやアルミの一部が例示されている。
- 同じ名称の材料であっても、各国の材料規格で定められる構成成分の許容範囲が微妙に異なることから、国内向けと海外向けで共通の材料を使用することができない。

【平成26年6月】

➤ 規制改革実施計画No.57『圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備』において、「HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置」との記載



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

規制の変更なし

## H25-⑦ 有料職業紹介事業の規制改革

## 成果概要

|      |                                                                                                                   |    |                                                                        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                                                                                                             |    |                                                                        |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>有料職業紹介事業は参入資格の許可が必要である。</li> <li>求職者から紹介手数料を徴収できる職種は一部に限定されている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>求職者保護の観点から規制改革の実施なし。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 有料職業紹介事業については参入資格をチェックする許可制を採用している。
- 事業者は、原則、求職者から紹介手数料を徴収することはできず、一部の職種（芸能家・モデル、年収700万円超の経営管理者等）に限って、手数料徴収を認めている。

## 【令和3年1月～令和3年7月】

## ➤ 労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会の実施

- 令和3年7月検討会報告書において、『職業紹介事業者や募集情報等提供事業者が、原則として仕事を探す者から手数料を徴収できないという現行の規定や慣行は、現時点においては維持することが適当である。』との記載。

## 【令和5年10月】

## ➤ 『職業紹介事業パンフレット』を厚生労働省・都道府県労働局が発行

- 有料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準に関する記載、有料職業紹介事業者が徴収することができる手数料について記載があり、国際先端テスト議論当時から規制内容に変更なし

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑧ 労働者派遣制度の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                                     |    |                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                                                                                               |    |                                                                  |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者は付随的業務に費やす時間が一定割合を超えると、自由化業務と同様に派遣期間の制限を受ける。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣期間の見直しが行われた。</li> </ul> |

【平成25年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 労働者派遣法上、労働者派遣が可能な業務のうち一定の業務（自由化業務）には派遣期間の制限（原則1年、最長3年）がある。
- 「専門26業務」については、本来、派遣期間の制限はないものの、付随的業務に費やす時間が一定割合を超えると、自由化業務と同様に派遣期間の制限を受ける。
- また、紹介予定派遣の場合を除いて、派遣先が労働者派遣に先立って、派遣される労働者の特定を目的とする行為（面接等）は禁止されている。

【平成27年9月11日～9月18日】

労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において『労働者派遣法改正法の施行等』について検討

【平成27年9月30日】

➤ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行

- 派遣労働という働き方、およびその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正された。
- 期間制限（いわゆる26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年）とするもの）を見直す。施行日以後に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用される。
  - 派遣先事業所単位の期間制限：同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となる。
  - 派遣労働者個人単位の期間制限：同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、3年が限度となる。



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑨ 先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化

## 成果概要

|      |                                                                                                    |    |                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 国土交通省                                                                                              |    |                                                                                                                                  |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>先進自動車の公道走行試験を実施するには、2 か月の標準処理期間の国土交通大臣の認定が必要である。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>保安基準の一部に適合しない車両においても、使用上の条件を付した上で公道走行ができるようになった。</li> <li>道路運送車両法上の手続きが簡素化された。</li> </ul> |

【平成25年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 新たな技術を有した先進自動車の公道走行試験を実施する際、保安基準の一部に適合していない車両については、国土交通大臣の認定を行い、必要な制限を附すことで公道走行を認めている。（道路運送車両の保安基準第56条第4項）
- しかし、大臣認定を取得するまでの手続期間が長い例が存在する。また、大臣認定期間中に車両仕様や試験計画に係る軽微な変更を行う場合について、変更の手続きを簡素化してほしいという要望がある。

【平成29年2月】

➤ 自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度が創設

- 実験車両が保安基準に適合しない場合でも、使用上の条件を付した上で、公道走行できるように措置  
使用上の条件の例：走行ルートの指定/最高速度の制限/緊急停止ボタンの設置/保安要員の乗車
- 保安基準に適合しない実験車両の例
  - 遠隔で監視・操作を行う遠隔型自動運転システム搭載車→通信遅れ、途絶等によりブレーキが安全に作動しない恐れなどがある
  - ハンドルやブレーキ等を備えない特別装置自動車

【令和2年12月28日】

➤ 自動運転車の公道実証に係る基準緩和手続きの合理化

- 同一事業者からの申請に対しては、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると認められる申請においては、当該部分の再度の審査を省略するなど、審査手続きの合理化を図ることとした。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑩ ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）

## 成果概要

|      |                                                                                                       |    |                                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 個人情報保護委員会                                                                                             |    |                                                                                                            |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取り扱いや利活用には様々な制約が存在し、個人情報を利用した新規ビジネスの創出を阻害している。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』が策定・改正法が施行され、匿名加工情報等の利活用が可能となった。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 個人情報保護法により、個人情報取扱事業者は、「個人情報」を取り扱う際には、予め本人の同意を得ないで、特定した利用目的以外の目的での利用ができず、第三者提供が制限されている等、種々の制約が存在する。
- 個人を識別できなければ「個人情報」には該当しない。
- しかし、事業者が、収集した「個人情報」に対してどの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか不明確であるため、収集した「個人情報」を利用した新規ビジネスの創出を阻害している旨の指摘がある。

## 【平成26年6月24日】

## ➤ 『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』の策定

- 制度改正により実現する新たな枠組み・ルールのポイントは、以下の3点である。
  - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。
  - ② グレーゾーンの内容及、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。
  - ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、独立した第三者機関の体制を整備する。

## 【平成27年9月3日】

- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の成立。（上記大綱の内容を踏まえて検討を進められたものであり、改正項目の一つとして「匿名加工情報」という制度が新設された。）

## 【平成29年5月30日】

- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」全面施行。（個人情報取扱事業者の監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化）

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑪ 輸出通関申告官署の自由化

## 成果概要

|      |                                                     |    |                     |
|------|-----------------------------------------------------|----|---------------------|
| 所管省庁 | 財務省                                                 |    |                     |
| 論点   | ・ 輸出申告は、原則として、貨物の保税地域（船積地）等を管轄する税関官署に対して行わなければならない。 | 成果 | ・ 輸出入申告官署の自由化がなされた。 |

【平成25年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- ・ 輸出申告は、原則として、貨物の保税地域（船積地）等を管轄する税関官署に対して行わなければならない。
- ・ ただし、特定輸出者等（AEO）は貨物が置かれている場所のほか、港、港湾の所在地を管轄する税関官署に対して輸出申告をすることができる。

【平成29年10月8日】

➤ 輸出入申告官署の自由化

- ・ AEO事業者（AEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者）については、いずれの税関官署においても輸出入申告を行うことが可能となる。
- ・ この制度の実施により、AEO事業者においては、輸出入申告を行うことができる官署の選択肢が広がり、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減が可能となり、貿易の円滑化に資することが期待される。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H25-⑫ 市外局番（0AB～J番号）取得に係る品質要件の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                                                |    |                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 総務省                                                                                                            |    |                                                                                            |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市外局番を用いたサービスを提供できるIP電話事業者に課せられた品質要件が厳しく、サービス提供可能な事業者が限られている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業報告規則の一部を改正する省令の施行がされ、品質要件の緩和がなされた。</li> </ul> |

## 【平成25年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 地理的識別が可能な市外局番（0AB～J番号：03,06等）を用いるIP電話サービスについては、一定の品質要件を満たさなければならない。
- しかし、品質要件が厳しいため市外局番を用いたサービスを提供できるIP電話事業者は光ファイバなどの設備を有する業者にほぼ限定されている。

## 【平成25年12月～平成26年12月】

## ➤ 0AB-JIP電話の品質要件の在り方に関する研究会を実施

- 品質要件の見直しの方向性は下記の通り。
  - 安定品質の要件明確化/ 2 パケット損失率・遅延時間の二重規定等/ 3 ネットワーク品質の基準値/ 4 FAX機能の義務付け/ 5 接続品質の基準/ 6 エンド-エンドの品質の確保

## 【平成27年10月1日】

## ➤ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令の施行

- 電気通信事業報告規則第7条の5を改正し、毎報告年度の最初の日において3万人以上の利用者に0AB-JIP電話を提供する電気通信事業者に、FAXの疎通状況の報告を義務付ける。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H26-① 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

## 成果概要

|      |                             |    |                        |
|------|-----------------------------|----|------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                       |    |                        |
| 論点   | ・ 医療用検査薬からの転用の仕組みが設けられていない。 | 成果 | ・ 医療用検査薬からの転用の仕組みを設けた。 |

【平成26年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- ・ 一般用検査薬は、平成3年までに3検査項目が認められて以降、20年以上にわたり新規項目が認められていない。
- ・ かつ、医療用検査薬からの転用の仕組みも設けられていない。

【平成26年10月10日】

医療機器・体外診断薬部会にて『一般用検査薬の導入に関する一般原則の見直しに関する骨子（案）』を策定

【平成26年12月25日】

➤ 「一般用検査薬の導入に関する一般原則」の改正

- ・ 侵襲性のない検体を対象とすること、販売に際して情報提供を充実すること等を内容とする改正を実施。
- ・ 一般用検査薬への転用は、一般原則に従って行うこと。

➤ 医療用検査薬からの転用の仕組みを策定

- ・ 一般用検査薬への転用は、次に掲げる手順に従い検査項目について議論を行い、一般検査薬にすることについて合意が得られた検査項目について、申請者による製造販売承認申請に基づく承認審査を行うこととする。

(1)検査項目の検討

ア：業界における検討 / イ：厚生労働省及び機構での評価 / ウ：医療機器・体外診断薬部会における議論 / エ：医療機器・体外診断薬部会後の対応

(2)個別の製品の検討

機構において、医療用の体外診断用医薬品と同様の手続きにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する堀津に基づく承認審査を行うこと。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H26-② 流通・取引慣行ガイドラインの見直し

## 成果概要

|      |                                                                                                                 |    |                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 公正取引委員会                                                                                                         |    |                                                                           |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>流通・取引慣行ガイドラインが流通・取引慣行の実態から乖離しているため、メーカーと小売業者等とが連携を取ることが困難である。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>流通・取引慣行ガイドラインの見直しが行われた。</li> </ul> |

【平成26年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 独占禁止法において、メーカーが流通業者に対し正当な理由なく再販売価格を拘束することは禁止されている。
- また、メーカーによる流通業者に対する取引先や販売地域の制限などの非価格制限については、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、違法となる。
- 日本の産業が長期デフレから脱却するため、メーカーは、小売業者と連携したブランディング戦略をとり、多様化した消費者のニーズに対して価格以外の付加価値を提供することが求められているが、この規制によりメーカーと小売業者等とが連携を取ることが困難となっているとの指摘がある。

【平成28年2月～12月】

流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会の実施

【平成29年6月16日】

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（「流通・取引慣行ガイドライン」）の改正

- 分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドラインを目指すためガイドラインの構成の変更及び適法・違法性判断基準（主に下記4項目）の更なる明確化が改正のポイントである。
  - （1）垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準
  - （2）再販売価格維持行為の「正当な理由」についての考え方
  - （3）流通調査についての考え方
  - （4）選択的流通についての考え方



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H26-③ 研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和

## 成果概要

|      |                                                                                                                |    |                                                                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                                          |    |                                                                               |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所全体が第1種製造者に該当する場合、個々の設備の処理量が微小であっても、設備の新設・変更の際は許可申請が必要である。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス保安法が改正され、処理量の合算が不要となった。</li> </ul> |

【平成26年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 高圧ガス保安法においては、事業所全体で合算した高圧ガス処理量が100Nm<sup>3</sup>/dを超える場合、その事業所は第1種製造者となり、設備の新設・変更を加える場合は原則としてその都度許可が必要となる。
- 研究設備は必然的に設備の変更が多くなるが、事業所が第1種製造者に該当する場合は、個々の設備の処理量が微小であっても、新規設備の設置や変更において事前の許可申請が必要となり、研究開発の遅れをまねいているとの指摘がある。

【平成28年11月1日】

改正高圧ガス保安法が施行

- 処理能力100Nm<sup>3</sup>/d未満（第1種ガスは300Nm<sup>3</sup>/d）の高圧ガス製造設備で、他の製造設備とガス設備で接続されていないものは処理量を合算しなくてよい。
- 改正により、第1種製造者の事業所内の第2種の製造設備が
  - ①工事の変更：許可申請⇒届出に
  - ②完成検査が不要

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H26-④ ダンスに係る風営法規制の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                        |    |                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 警察庁                                                                                    |    |                                                                                                        |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ダンス」という切り口での営業は、風俗営業法上「風俗営業」とされている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行った。</li> </ul> |

【平成26年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 客にダンスをさせる営業は、風俗営業法上「風俗営業」とされ、営業には都道府県公安委員会の許可が必要となる。
- 「ダンス」という切り口での規制は、クラブやその周辺での暴力沙汰、酔客による騒音等の問題に対する有効な解決方法となっていないのではないかと指摘がある。
- また、風俗営業法の保護法益に照らして有効な規制を行うべきではないかと指摘がある。

【平成26年7月～9月】

➤ 風俗営業法による客にダンスをさせる営業に対する規制の在り方に関する研究会（風俗行政研究会）を実施

【平成28年6月23日】

改正「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の施行

- ダンスホール等（ダンスホール、ダンス教室）を風俗営業から除外する規定が施行された。
- なお、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（クラブ、踊れるレストラン等）のうち低照度でなく、深夜まで営業するものは**特定遊興飲食店営業**に該当するため、公安委員会の許可が必要となる。



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H26-⑤ クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し

## 成果概要

|      |                                          |    |                                  |
|------|------------------------------------------|----|----------------------------------|
| 所管省庁 | 法務省                                      |    |                                  |
| 論点   | ・ クルーズ船の外国人乗客に関する入国審査手続きは諸外国と比較して負担が大きい。 | 成果 | ・ クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化が図られた。 |

【平成26年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- ・ 前寄港地等から入国審査官が乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対する審査を行う海外臨船審査は、着岸後の審査時間を短縮するために効果的な方策であり、その導入・拡大を図るべきではないかとの指摘がある。
- ・ 韓国では、韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズ・カードのみを所持していれば入国が可能であるほか、欧州等の諸外国においてもクルーズ・カードでの入国が認められる場合があり、外国人乗客の負担軽減に効果的であることから、わが国においても同様の制度を設けるべきではないかとの指摘がある。
- ・ 入国審査の際の指紋採取は、テロリスト等の不法入国を水際で阻止するために必要とされる一方、米国を除く諸外国においてはクルーズ船の外国人乗客に対する指紋採取を行っておらず、日本だけが指紋採取を行うことで外国人乗客に悪印象を与えている可能性がある。

【平成26年6月11日】

➤ 出入国管理及び難民認定法が改正

- ・ クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化が図られた。

## (1) 新たな特例上陸許可（船舶観光上陸許可）の創設

クルーズ船の外国人乗客を対象として、許可の類型である船舶観光上陸許可を創設。航路の限定を緩和し、上陸期間も最大30日まで拡大した。一方で、その対象となるクルーズ船については、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して、法務大臣が指定する船に限ることとしている。

## (2) みなし再入国許可対象者の拡大

本邦に航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、本邦の出入国港を始点として、本邦外の港に寄港し、再び本邦の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ本邦に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとみなすこととした。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

引き続き検討

H27-① 市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の  
保険給付の在り方等の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                                     |    |                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                                                                                               |    |                                                                           |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市販品類似薬は、保険給付されることによって同じ成分を含む市販の薬よりも低い負担額で入手可能である。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>今日に至るまで規制改革なし。議論は継続と史料。</li> </ul> |

## 【平成27年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 市販品類似薬は、保険給付されることによって同じ成分を含む市販の薬よりも低い負担額で入手可能である。そのため、類似の薬を使用する場合でも、医療機関を受診した場合とそうでない場合で、負担に不公平が生じている。
- また、安易な医療機関の受診などのモラルハザードが生じやすく、大量・重複処方や、その結果として残薬が発生すること等により、健康保険の不健全な運営につながるとの指摘がある。

## 【令和2年12月】

## ➤ 第138回社会保険審議会医療保険部会において、市販品類似の医薬品の保険給付の在り方について議論

- 主要な意見は下記の通り。
  - 市販品類似薬については保険給付範囲からの除外や償還率の変更も考えざるを得ないのではないか。
  - 薬剤の自己負担の引上げについて、諸外国の例も参考にしつつ、十分な財政効果が得られるような見直しを図っていくべきではないか。
  - 医療上の必要性に応じて適切な医薬品を選択できるよう担保することが必要であり、財政問題だけで保険適用を見直すことは適当ではないのではないか。
  - 医療用と市販薬では、同一の成分であっても期待する効能・効果や使用目的、患者の重篤性が異なる場合があり、市販薬の有無で取扱いを変えるのは理解し難いのではないか。

## 【令和3年12月】

## ➤ 第147回社会保険審議会医療保険部会において、薬剤給付の適正化に向けた取組について議論

- 医療薬品の保険給付範囲を見直す際、①OTC類似医薬品等を保険給付から除外する方法と、②医薬品を保険収載したまま、薬剤の有用性、負担する薬剤費等に応じて保険給付範囲を縮小する方法がある。
  - 前者については、保険給付が適用されなくなる医薬品に係る薬剤料のみならず初診料などの技術料も含めて全額が自己負担となりかねないことから、保険外併用療養費制度に新たな類型を設けるなどの対応が必要。
  - 後者については、薬剤の種類に応じた患者負担の設定、薬剤費の一定額までの全額患者負担などの方法があり、諸外国の取組も参考にしつつこれらの手法を幅広く検討すべき。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H27-② 医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                                                               |    |                                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                                                                                                                         |    |                                                                                                                    |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト情報・特定健診等情報データベースの根拠となる「高齢者の医療の確保に関する法律」では、NDBデータの研究利用が法律上明確に位置付けられていない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報として民間事業者を含め幅広く提供が開始された。</li> </ul> |

## 【平成27年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の根拠となる「高齢者の医療の確保に関する法律」では、NDBデータの研究利用が法律上明確に位置付けられていない。

## 【令和元年9月～令和2年3月】

## ➤ レセプト情報等の提供に関する有識者会議の開催

## 【令和2年10月1日】

## ➤ 高齢者の医療の確保に関する法律の改正

- 匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報として民間事業者を含め幅広く提供が開始（第16条の2第1項）。
- 令和2年10月より、NDB・介護DBの連結解析が開始。令和4年4月より、DPC（Diagnosis Procedure Combination）データベースについても連結解析が可能となる予定。
- 今後、保険医療分野の他の公的DBとの連結解析基盤を構築するほか、国民生活に関するデータとの連結解析についても、法的・技術的観点から検討を進める方針が示されている。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H27-③ 遠隔モニタリングの推進

## 成果概要

|      |                                                                       |    |                                                                                          |
|------|-----------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省                                                                 |    |                                                                                          |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔診療を推進する体制が十分ではない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン診療の適切な実施に関する指針が策定・オンライン診療料が創設された。</li> </ul> |

【平成27年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 我が国では、医師法第20条により、医師が自ら診察しないで治療をすることが禁止されているが、局長通知において、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことができるとされている。
- しかしながら、局長通知の解釈として別表に記載された診療以外は遠隔診療が認められないとの誤解があるほか、医療機器における遠隔モニタリングの技術や便益が十分に評価されていないとの指摘や厚生労働省において遠隔診療を推進する体制が十分ではないとの指摘がある。

【平成29年12月11日】

➤ 診療報酬改定により「オンライン診療料」等が創設

- 情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料が新設された。

【平成30年3月】

➤ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」策定

- 情報通信機器を用いた診療を実際に行う場合、上記留意点の考え方を踏まえ、実施の判断についてはそれぞれの医師が行うこととなるが、その判断の参考となるよう、次の内容を定めた**情報通信機器を用いた診療に関するガイドライン**が作成された。
  - 医療上の安全性の担保の観点から、情報通信機器を用いた診療を行う際の原則の明示
  - 医療上の必要性、有効性の担保の観点から、情報通信機器を用いた診療が適する診療形態の例示 等

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

H27-④ 研究用細胞凍結保存液に添加される血清の輸入に係る  
規制の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                                                        |    |                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 農林水産省                                                                                                                  |    |                                                                                |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定検疫物は、輸出国の政府機関が個体ごとに発行する検査証明書がなければ、試験研究の用に供するものであったとしても輸入することができない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出国政府機関発行の証明書の添付無しで輸入可能となった。</li> </ul> |

【平成27年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 家畜伝染予防法上、ウシやウマの血清など農林水産大臣の指定する「指定検疫物」は、輸出国の政府機関が個体ごとに発行する検査証明書がなければ、試験研究の用に供するものであったとしても輸入することができない。

【令和2年6月24日】

➤ 家畜伝染病予防法の改正

- 輸入検査証明書の添付の除外の対象の追加（規則第46条関係）**  
規則第46条第1項では、指定検疫物への輸入検査証明書の添付義務（法第37条第1項）を適用しないことがやむを得ないとして農林水産大臣が指定する場合を規定しているところ、近年JRAや国立感染症研究所などが実施する事業に要する指定検疫物に該当する物品の輸入に際し、輸入検査証明書を発行しない諸外国の政府機関が増加していることを踏まえ、本指定の対象に「**農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（規則第46条第1項第2号に規定する血清を除く。）を輸入する場合**」を追加する。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H27-⑤ 水素スタンドにおけるセルフ充填の許容

## 成果概要

|      |                                                                                        |    |                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                  |    |                                                                                                        |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス保安法令上、実際の充填行為者（作業者）については規定していない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインの策定により一般の燃料電池自動車のドライバーは、自ら水素充填を行うことができるようになった。</li> </ul> |

【平成27年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 高圧ガス保安法令上、高圧ガスの充填をする者は事業所ごとに許可を受ける必要があるが、実際の充填行為者（作業者）については規定していない。
- 水素自動車が出店され、次世代自動車の世界最速普及を目指す観点から、利便性が高く、かつ安全なセルフスタンドを実現するためにも、上記高圧ガス保安法令上の整理も含め、所要のルールを整備する必要がある。

【平成30年5月21日】

➤ 一般財団法人石油エネルギー技術センターにより「セルフ水素スタンドガイドライン」が策定

- 現行の高圧ガス保安規制により、製造事業者（水素スタンド事業者）が受けている許可に基づく保安体制のもと、製造事業者とドライバーの間で、ドライバーが水素充填準備作業（ドライバーが水素充填のために実施する作業）を行なう契約を結び、かつドライバーに充填準備作業等に必要の保安教育を実施するなどの条件を満たした場合、ドライバーがセルフ充填を実施することができるようになった。



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

改正に向けて  
動き出し中

## H27-⑥ 海外規格材料および同等材の例示基準への追加

## 成果概要

|      |                                                |    |                                                    |
|------|------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                          |    |                                                    |
| 論点   | ・ 水素スタンドに使用する鋼材において、海外の規格は現在一般則例示基準には規定されていない。 | 成果 | ・ 新たな水素特性判断基準を一般則例示基準に反映すべく、パブリックコメントを経て、必要な改正を予定。 |

## 【平成27年6月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- ・ 水素スタンドに使用する鋼材は、一般高圧ガス保安規則上「安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること」が求められている。また、当該安全性が具体的に認められたものは、一般則例示基準または特定則例示基準に規定され、安全性の立証をすることなく使用することが可能となる。
- ・ 現行の一般則例示基準には、一部のJIS規格が規定されている。米国機械学会規格（ASME規格）、EN規格などの**海外の規格は現在一般則例示基準には規定されておらず、上記のような安全性の条件を満たすことを個別に都道府県に証明する必要がある。**

## 【平成29年6月】

## ➤ 規制改革実施計画No.39『水素特性判断基準にかかる例示基準の改正等の検討』において、「新たな判断基準が示され次第、速やかに検討を行う」との記載

## 【令和1年12月】

## ➤ 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会（第11回）の実施

- ・ ステンレス鋼（SUS316 系）の中から水素スタンドの使用環境に対応した安全な材料を選定する際の判断条件（水素特性判断基準）については、業界団体等において研究開発を通じて得られた知見を踏まえた見直しが行われており、その結果をもとに高圧法に基づく新たな水素特性判断基準を検討する。

## 【令和2年3月】

## ➤ 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会（第12回）の実施

- ・ 安全性確保の前提条件を満たしつつ、鋼材の機械的特性に係る指標を現行の「絞り」から「伸び」へと改め、これと化学的成分に係る指標である「N i 当量」との組み合わせによる水素特性判断基準について 結論が得られた。  
⇒ **新たな水素特性判断基準を一般則例示基準に反映すべく、パブリックコメントを経て、必要な改正を予定。**



## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H28-① 風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し

## 成果概要

|      |                                                                                       |    |                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 環境省                                                                                   |    |                                                                                                 |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントの対象となる風力発電所の規模要件が実情と即していない。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境アセスメントの対象となる風力発電所に係る規模要件が改正され、実情に即した要件となった。</li> </ul> |

【平成27年6月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 環境アセスメントの対象となる風力発電所の規模要件は、環境影響評価法施行令により一律に「第一種事業（アセス実施が必須）で出力10,000kw以上、第二種事業（アセス実施は個別判断）で出力7500kw以上10,000kw未満」と定められている。
- この規模要件について、環境影響の程度に応じた合理的な環境アセスメント手続を推進する観点から、1件当たりの事業規模が増大している昨今の状況や諸外国の事例等も踏まえ、引き上げるべきではないかとの指摘がある。

【令和3年1月～3月】

➤ 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の実施

【令和3年10月31日】

➤ 改正環境影響評価法が施行

- 環境影響評価法において環境アセスメントの対象となる風力発電所に係る規模要件（具体的な内容を環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）に規定。）について、以下のとおり改正  
 第一種事業：「10,000kw以上」から「50,000kw以上」に改正  
 第二種事業：「7,500kw以上10,000kw未満」から「37,500kw以上50,000kw未満」に改正

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H28-② 風力発電における環境アセスメント手続の迅速化

## 成果概要

|      |                                                                                                          |    |                                                                                         |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 経済産業省                                                                                                    |    |                                                                                         |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電における環境アセスメント手続において、環境影響が相当低い項目が含まれており、事業の負担になっている。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所アセス省令の改正により、環境影響評価の参考項目の見直しが実施された。</li> </ul> |

## 【平成28年5月】

## ➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- 風力発電における環境アセスメント手続では、一般的な風力発電事業に伴い影響を受ける恐れがあるとされる事項を、事業者が実際の環境影響評価を行う際に参考とするべき項目として定めている。
- 事業者は実際の手続において、この参考項目を勘案しつつ、手続を進めることとなるが、これについて、他の事業と比較して環境影響が相当低い項目が含まれているため、風力発電事業の所要期間の長期化や費用負担の一因となっているとの指摘がある。

## 【平成30年11月】

## ➤ 環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会の実施

- 風力発電所の環境アセスに関し、「参考項目の簡素化の観点から、施設の稼働に伴う「低周波音」のうち可聴域以外のもの（超低周波音）・工事用資材の搬出入・建設機械の稼働に伴う大気質、騒音及び振動に係る事項について取扱いを関係の主務省令等の中で検討する必要がある」とされた。

## 【令和2年4月】

## ➤ 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会において、参考項目の簡素化に関する審議を実施

## 【令和2年8月】

## ➤ 発電所アセス省令の改正

- 発電所アセス省令の改正により、環境影響評価の参考項目の見直しが行われた。  
**超低周波音**：参考項目から削除。事業者には、超低周波音に対する理解促進のための取組の継続を要請する。  
**工事の実施に伴う大気環境**：工事中の大気環境（窒素酸化物、粉塵等、騒音、振動）のうち、近傍の住居への影響が懸念される工事用資材の搬出入に係る騒音・振動と、建築機械の稼働に伴う騒音以外は参考項目から削除する。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H28-③ 第二種自動車免許の受験資格の要件緩和

## 成果概要

|      |                                                                                                                          |    |                                                                     |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------|
| 所管省庁 | 警察庁                                                                                                                      |    |                                                                     |
| 論点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二種自動車免許の受験資格には、21歳かつ普通免許等保有3年以上という、形式的な年齢・免許保有年数により一律に受験資格を制限する要件がある。</li> </ul> | 成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二種免許の受験資格が見直された。</li> </ul> |

【平成28年5月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- タクシー運転者等旅客自動車運転の際、取得が義務付けられている第二種自動車免許の受験資格には、21歳かつ普通免許等保有3年以上という、形式的な年齢・免許保有年数により一律に受験資格を制限する要件がある。

【令和4年5月13日】

➤ 改正道路交通法の施行

- 第二種免許等の受験資格が「特別な教習を修了し、19歳以上であり、かつ、普通免許等を受けていた期間が通算して1年以上あれば、第二種免許、大型免許及び中型免許の運転免許試験を受けることができる」と見直された。

## 【デスクトップ調査】国際先端テスト成果調査

論点解消済み

## H28-④ 民泊サービスにおける規制改革

## 成果概要

|      |                          |    |                                       |
|------|--------------------------|----|---------------------------------------|
| 所管省庁 | 厚生労働省<br>観光庁             |    |                                       |
| 論点   | ・ 民泊サービスに関する法整備が行われていない。 | 成果 | ・ 健全な民泊サービスの普及を図るため、新たに住宅宿泊事業法が制定された。 |

【平成28年5月】

➤ 規制改革推進会議「国際先端テストでの検証」

- ・ インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、実態が先行し、必要な旅館業の許可を得ていない事例が多くみられるとの指摘もあり、政府として、早急に適切なルールを策定し、推進していくことが必要である。

【平成27年11月～平成28年6月】

➤ 「民泊サービス」のあり方に関する検討会の実施

【平成29年6月15日】

➤ 住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行

- ・ 急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、**健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに住宅宿泊事業法が制定された。**
- ・ 民泊新法では、制度の一体的かつ円滑な執行を確保するため、「住宅宿泊事業者」「住宅宿泊管理業者」「住宅宿泊仲介業者」という3つのプレーヤーが位置付けられており、それぞれに対して役割や義務等が決められている。なお、各事業者に係る制度として下記3つの制度が創設された。
  1. 住宅宿泊事業者に係る制度
  2. 住宅宿泊管理業者に係る制度
  3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度

## 1. 国際先端テストの成果調査

---

**【デスクトップ調査】**今後検討すべきと考えられる事例のピックアップ

## 【デスクトップ調査】今後検討すべきと考えられる事例のピックアップ

## 国際先端テストにおける論点が残っていると考えられる事例の抽出

- 国際先端テスト実施時から令和5年11月に至るまでに、国際先端テストで挙げられた論点が残っていると考えられる事例について、国内検討状況及び海外比較の必要性の観点から海外比較の重要度を評価した。
- 国際動向に照らし、日本においても今後規制改革の検討を進めることで、新市場創出につながると考えられる水素関連のテーマ（赤枠）を重点的に調査した。
- なお、現在検討段階にある『市販品と類似した医療用医薬品（市販類似薬）の保険給付の在り方等の見直し』（オレンジ枠）については、参考情報として諸外国における薬剤の自己負担の仕組みを掲載した。

| #       | 項目                                     | 国内検討状況                                                                                     | 海外比較の観点及び重要度                                              |
|---------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| H25-⑥-3 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備 | 引き続き検討<br>海外の検討状況（HFCV-gtr phase2）と足並みを揃える必要があるとして、未改革となった。                                | ○<br>・ HFCV-gtr phase2の検討状況の確認。                           |
| H25-⑦   | 有料職業紹介事業の規制改革                          | 規制の変更なし<br>『求職者保護の観点から現行の規定や慣行の維持をすることが適当』と労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会の報告書に記載あり。               | ×<br>・ 規制改革が行われていない（引き続き検討の段階にも無い）ため調査は不要と史料。             |
| H27-⑥   | 海外規格材料および同等材の例示基準への追加                  | 規制改革に向けて動き出し中<br>規制改革に向けて動き出しており、パブリックコメントの段階にある。                                          | ×<br>・ すでに改正に至る過程にあるため、比較は不要と考慮。                          |
| H27-①   | 市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し   | 引き続き検討<br>一般用医薬品と同一の成分を含んでいるという理由で、一概に保険償還の対象外となるものではないと結論。保険給付の適正化の観点から制度の見直しを行っている段階にある。 | △<br>・ 薬剤自己負担については、既に外国の薬剤自己負担の仕組みを参考に引き続き議論が行われている最中にある。 |



【デスクトップ調査】今後検討すべきと考えられる事例のピックアップ

## 海外動向調査 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備

### 【HFCV-GTR Phase2における検討】

- 燃料電池自動車の普及拡大に向けて国際的な技術基準として2013年6月に国連で水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準No.13 (HFCV-GTR, GTR13) が採択された。
- 2017年10月～2023年3月にGTR13採択時点で残された課題に対応する改定審議 (Phase2審議) が行われ、使用可能鋼材に係る性能基準の整備に関しては次の2点の成果が得られた。
  1. NEDO事業で作成した水素適合性試験法の日本案と海外案を選択可能とする水素適合性試験法案をSAE材料専門家会議で合意し、SAEからGTR13 Phase2に提案され、参照試験法として試験法ドラフトに織込まれた。
  2. 自動車用水素部品の低コスト化に向け、廉価材であるSUS304を使用可能材料として確定するためのSUS304市中材の水素中SSRT試験データおよび水素中疲労試験データ取得を完了し、要求性能を満たした。

### 【今後の動き】

- 日本提案の水素適合性試験法は参照試験法として GTR13 Part 1 (Rationaleパート) に記載。
- 国連の水素燃料電池自動車の相互承認のための協定規則 (UNR134 Phase2) には、法規要件として追加される見込み。

⇒ 今後はGTRドラフト策定後のUNR134の審議への参画と、国内法への落とし込み対応の検討が必要。  
(国内法への落とし込みの際に規制改革が行われると思料)



【デスクトップ調査】今後検討すべきと考えられる事例のピックアップ

## 海外動向調査 | 市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し

- 市販品類似薬の自己負担の状況は、下記の通り国によって異なる。一般用医薬品と同一の成分を含んでいるという理由で、一概に保険償還の対象外となるものではない。
- 薬剤自己負担については、外国の薬剤自己負担の仕組み（薬剤の種類に応じた保険償還率や一定額までの全額自己負担など）も参考としつつ、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス等の観点から、関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。

### 諸外国における市販品類似薬の自己負担の状況

|        |                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本     | 原則自己負担3割（年齢・所得の例外、高額療養費制度による上限あり）                                                                  |
| アメリカ   | 高齢者・障害者については社会保険方式となり、メディケアでは、入院期間内に使用した医薬品を含め、病院の入院サービスが給付対象となる。外来の薬剤については任意加入であり、310ドルまでは全額自己負担。 |
| ドイツ    | 原則10%の自己負担（負担額の上限が10ユーロ、下限が5ユーロ。5ユーロ以下の医薬品、風邪薬、うがい薬、下剤、乗り物酔い止めは、全額自己負担。ただし、18歳以下の場合は自己負担なし。）       |
| イギリス   | 税方式による国営の国民保健サービスをとっており、処方1件につき、8.05ポンドの自己負担。低所得世帯等は自己負担が免除されている。                                  |
| フランス   | 薬剤の種類に応じた患者負担割合を設定。<br>代替性のない高額医療品は自己負担なし。国民連帯の観点から負担を行うべきとして医療上の利益を評価して分類。それぞれの分類ごとに自己負担率が異なる。    |
| スウェーデン | 薬剤費の一定額までの全額患者負担。<br>1,150クローネまで全額患者負担、それ以上は負担額2,300クローネを上限として、1,150クローネ+超えた額の一定割合が患者負担となる。        |

## 【デスクトップ調査】今後検討すべきと考えられる事例のピックアップ

## 今後検討すべきと考えられる事例のピックアップと検討状況の整理

- 国際先端テスト実施時から令和5年11月に至るまで論点が残っていると考えられる事例について、その背景を以下の通りまとめた。
- 水素・燃料電池自動車や水素スタンドのような**新技術の台頭に伴う規制改革は、その安全性や国際技術動向との足並みを考慮しながら着実に改革が進められている。**
- 他方、**雇用や医療などのテーマは経済合理性の観点から規制改革が必要とされているものの、倫理的な観点から改革が見送られる・慎重に検討されることがある。**

| #       | 項目                                     | 問題意識                                                                                                                                           | 国内検討状況                                                                                            |
|---------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H25-⑥-3 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備 | 燃料電池自動車に装備される高圧ガス容器及びその附属品の使用可能鋼材については、同じ名称の材料であっても、各国の材料規格で定められる構成成分の許容範囲が微妙に異なることから、 <b>国内向けと海外向けで共通の材料を使用することができない。</b>                     | <b>引き続き検討</b><br>海外の検討状況（HFCV-gtr phase2）と足並みを揃える必要があるとして、未改革となった。                                |
| H27-⑥   | 海外規格材料および同等材の例示基準への追加                  | 水素スタンドに使用する鋼材において、 <b>海外の規格は現在一般則例示基準には規定されておらず、使用するには安全性の条件を満たすことを個別に都道府県に証明する必要がある。</b>                                                      | <b>規制改革に向けて動き出し中</b><br>規制改革に向けて動き出しており、パブリックコメントの段階にある。                                          |
| H25-⑦   | 有料職業紹介事業の規制改革                          | 有料職業紹介事業については <b>参入資格をチェックする許可制を採用している。また、事業者は、一部の職種を除いて原則求職者から紹介手数料を徴収することはできない。</b>                                                          | <b>規制の変更なし</b><br>『求職者保護の観点から現行の規定や慣行の維持をすることが適当』と労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会の報告書で記載あり。               |
| H27-①   | 市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し   | 市販品類似薬は、保険給付されることによって同じ成分を含む市販の薬よりも低い負担額で入手可能である。また、 <b>安易な医療機関の受診などのモラルハザードが生じやすく、大量・重複処方や、その結果として残薬が発生すること等により、健康保険の不健全な運営につながる</b> との指摘がある。 | <b>引き続き検討</b><br>一般用医薬品と同一の成分を含んでいるという理由で、一概に保険償還の対象外となるものではないと結論。保険給付の適正化の観点から制度の見直しを行っている段階にある。 |

安全性の検証や海外の技術基準への採択を踏まえ、**規制改革に向けて前向きに動き出している**

検討は行われたものの、規制改革によって得られる経済的インセンティブ以上に**倫理的な観点から規制改革を行わない、或いは慎重に議論を進めている**

## 2. 海外事例調査

---

### 【デスクトップ調査】

ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### 調査設計

#### 調査目的

- リスクがある場合にも、柔軟な規制適用・規制改革により、新事業創出に取り組む、または、至った諸外国の事例を調査し、その規制適用・規制改革の考え方を調査することで、日本における規制適用・規制改革への示唆を導出する。

#### 調査方法

- 以下3つのトップダウン・ボトムアップアプローチで、事例を収集した。
  - ・ 国主導で新しい規制適用・既存の規制改革を推進している事例
  - ・ 新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直しのテーマ\*に関する新事業を展開している事例
  - ・ 対象各国で過去5年間（2018-2023）調達額上位50社（計500社）のビジネスのうち、規制に対して何らかのアプローチを取り、新事業を展開している事例
- 以下2つに大別して整理を実施した。
  - ・ 国主導で新しい規制適用・既存の規制改革を推進し、新事業創出に取り組む、または、至った事例
  - ・ 事業者が、規制に対して何らかのアプローチを取った上で、新事業を展開している事例

#### 調査対象

- 「Ease of Doing Business rankings」（2020年）ビジネスのしやすさ上位10か国

#### 調査内容

- サービスの内容
- 規制適用・規制改革の内容
  - ・ 規制の目的/規制改革の目的
  - ・ 規制の手段（参入規制・届け出等）/規制改革の内容（規制緩和・特例措置等）

#### 調査期間

- 2023年11月－2023年12月

\*「規制改革推進に関する答申」で掲げられたイノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直しのテーマ

【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

【参考】調査設計：調査対象国

- 規制適用について柔軟な対応が予想される国として、世界銀行が公表する「Ease of Doing Business rankings」（2020年）のビジネスのしやすさ上位10か国を、調査対象とした。
- ビジネスのしやすさについては、10の観点に関する41の指標からスコアリングされており（詳細は次頁）、例えば、「起業」であれば必要な手続きの数や日数で比較されている。日本は29位である。

ビジネスのしやすさランキング（世界銀行）

| 順位 | 国名       | 評価の観点 |      |    |       |      |              |    |        |       |      |
|----|----------|-------|------|----|-------|------|--------------|----|--------|-------|------|
|    |          | 起業    | 建設許可 | 電力 | 不動産登記 | 信用取得 | マイノリティ投資家の保護 | 納税 | 他国との貿易 | 契約の執行 | 倒産処理 |
| 1  | ニュージーランド | 1     | 7    | 48 | 2     | 1    | 3            | 9  | 63     | 23    | 36   |
| 2  | シンガポール   | 4     | 5    | 19 | 21    | 37   | 3            | 7  | 47     | 1     | 27   |
| 3  | 香港       | 5     | 1    | 3  | 51    | 37   | 7            | 2  | 29     | 31    | 45   |
| 4  | デンマーク    | 45    | 4    | 21 | 11    | 48   | 28           | 8  | 1      | 14    | 6    |
| 5  | 韓国       | 33    | 12   | 2  | 40    | 67   | 25           | 21 | 36     | 2     | 11   |
| 6  | アメリカ     | 55    | 24   | 64 | 39    | 4    | 36           | 25 | 39     | 17    | 2    |
| 7  | ジョージア    | 2     | 21   | 42 | 5     | 15   | 7            | 14 | 45     | 12    | 64   |
| 8  | イギリス     | 18    | 23   | 8  | 41    | 37   | 7            | 27 | 33     | 34    | 14   |
| 9  | ノルウェー    | 25    | 22   | 44 | 15    | 94   | 21           | 34 | 22     | 3     | 5    |
| 10 | スウェーデン   | 39    | 31   | 10 | 9     | 80   | 28           | 31 | 18     | 39    | 17   |

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 【参考】調査設計：Ease of Doing Business rankingsの10の評価観点と41指標

| #  | 評価の観点        | 具体的な指標                 |
|----|--------------|------------------------|
| 1  | 起業           | 手続き（件数）                |
| 2  |              | 時間（日）                  |
| 3  |              | 費用（一人当たり所得の割合）         |
| 4  |              | 最低資本金（一人当たり所得の割合）      |
| 5  | 建設許可への対応     | 手続き（件数）                |
| 6  |              | 時間（日）                  |
| 7  |              | 費用（倉庫価格に対する割合）         |
| 8  |              | 建物品質管理指数（0~15）         |
| 9  | 電力確保         | 手続き（件数）                |
| 10 |              | 時間（日）                  |
| 11 |              | 費用（一人当たり所得に対する割合）      |
| 12 |              | 供給の信頼性と価格設定の透明性指数（0~8） |
| 13 | 不動産登記        | 手続き（件数）                |
| 14 |              | 時間（日）                  |
| 15 |              | 費用（不動産価格に対する割合）        |
| 16 |              | 土地管理の質指数（0~30）         |
| 17 | 信用取得         | 法的権利の強さ指数（0~12）        |
| 18 |              | 信用情報の深さ指数（0~8）         |
| 19 | マイノリティ投資家の保護 | 情報開示の度合い指数（0~10）       |
| 20 |              | 取締役の責任指数（0~10）         |
| 21 |              | 株主代表訴訟のしやすさ指数（0~10）    |

| #  | 評価の観点            | 具体的な指標                                      |
|----|------------------|---------------------------------------------|
| 22 | マイノリティ投資家の保護（続き） | 株主の権利の広さ指数（0~6）                             |
| 23 |                  | 所有権・支配権の度合い指数（0~7）                          |
| 24 |                  | 企業の透明性指数（0~7）                               |
| 25 | 納税               | 支払い（件数／年）                                   |
| 26 |                  | 時間（時間／年）                                    |
| 27 |                  | 税金と拠出金率合計（利益に対する割合）                         |
| 28 |                  | Post-filing指数（0~100）※修正申告にかかわる手続きに要する時間を指数化 |
| 29 |                  | VAT還付に応じる時間（時間）                             |
| 30 |                  | VAT還付までの期間（週）                               |
| 31 |                  | 法人税の更正に対応する時間（時間）                           |
| 32 |                  | 法人税の更正を完了する時期（週）                            |
| 33 | 他国との貿易           | 輸出の時間（時間）                                   |
| 34 |                  | 輸出費用（US\$）                                  |
| 35 |                  | 輸入の時間（時間）                                   |
| 36 |                  | 輸入費用（US\$）                                  |
| 37 | 契約の執行            | 時間／期間（日）                                    |
| 38 |                  | 費用（請求額に対する割合）                               |
| 39 |                  | 司法手続の質指数（0~18）                              |
| 40 | 倒産処理             | 回収率（1ドルあたりのセント）                             |
| 41 |                  | 倒産処理枠組みの強さ指数（0~16）                          |



【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

【参考】調査設計：Business Ready (B-READY)

- 2021年に廃止された「[Ease of Doing Business rankings](#)」に替わって2022年よりワールドバンクによってBusiness Ready (B-READY)が開始した。
- Business Readyは、企業のオープニング、運営・拡大、クロージングのライフサイクルをカバーする下記の10のトピックに焦点を当てている。
- 10のトピックのスコアは、そのトピックの3つの柱(規制の枠組み、公共サービス、効率)のそれぞれに割り当てられたスコアを平均することによって生成される。それぞれの細かい指標はBusiness Ready Methodology Handbookという770ページある手引書の中に一つずつ詳細に書かれている。
- 今後3年間で、2023-24年に54カ国、2024-25年に120カ国、2025-26年には180カ国を対象にスコアを集計し、ランキング付けする予定である。なお、最初のBusiness Readyレポートとデータは、2024年の春に発行される予定である。

Business Readyの10のトピック





## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 【参考】調査設計：過去5年間（2018-2023）調達額上位50社（計500社）のビジネス

■ 対象国の過去5年間（2018-2023）調達額上位50社について調査し、規制について何らかの対応を要した事例を抽出した。

## 香港における調達額上位50社とその事業内容一覧（抜粋）

| S.No | 組織名          | 産業                                    | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 最終資金調達日    | 資金調達金額通貨合計（米ドル） |
|------|--------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|
| 1    | China Mobile | モバイル、通信、ワイヤレス                         | 中国移動通信有限公司は、中国本土と香港でモバイル通信および関連サービスを提供する投資持株会社である。同社のサービスポートフォリオには、市内通話、国内長距離通話、国際長距離通話、省内ローミング、省間ローミング、国際ローミング、発信者表示、発信者制限、呼び出し待ち、呼び出し転送、通話保留、ボイスメール、会議通話などが含まれている。さらに、同社はデータサービス、無線データトラフィックサービス、通信ネットワークの計画設計とコンサルティングサービス、モバイルデータソリューション、ネットワークの計画、最適化構成のテスト、監督活動、技術サポート、電子通信製品の設計と販売なども提供している。同社は1997年に設立され、香港のセントラルに拠点を置いている。中国移動通信有限公司は、中国移動香港（BVI）有限公司の子会社である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2021/12/28 | 3,815,535,353   |
| 2    | SenseTime    | 人工知能 (AI)、拡張現実 (AR)、コンピュータビジョン、ソフトウェア | SenseTimeは、イノベーションを通じてより良いAIによる未来を創造することに焦点を当てた、トップクラスのAIソフトウェア企業である。物理世界とデジタル世界の相互接続をAIで進め、持続可能な生産性の成長とシームレスでインタラクティブな体験を推進するビジョンを掲げている。SenseTimeは、企業、個人、社会に利益をもたらすスケーラブルで手頃なAIソフトウェアプラットフォームを開発することに取り組んでいる。また、優秀な人材を引きつけ、育成し、共に未来を形作ることにコミットしている。学術界にルーツを持つ同社は、オリジナルかつ先進的な研究に投資し、業界をリードするフルスタックのAI能力を提供し続けている。これには、認識知能、意思決定インテリジェンス、AIによるコンテンツ生成、AIによるコンテンツの向上など、キーとなる分野が含まれる。さらに、AIチップ、センサー、コンピューティングインフラの主要な機能も提供している。同社の独自のAIインフラストラクチャであるSenseCoreを活用することで、多岐にわたるアプリケーションにスケーラブルで適応性を備えた強力で効率的なAIソフトウェアプラットフォームを開発している。SenseTimeのテクノロジーは、スマートビジネス、スマートシティ、スマートライフ、スマートオートなど、さまざまな業界で顧客やパートナーから信頼されている。SenseTimeは、データセキュリティ、プライバシー保護、倫理的かつ持続可能なAIに関する国内外の業界標準の開発に積極的に関与している。2021年6月30日時点で、SenseTimeは国内外の業界標準の策定に80以上参加し、倫理的かつ持続可能なAI開発に関する国内外の機関と緊密に連携している。SenseTimeは、2021年6月に公開された国連のAI戦略に関するリソースガイドで、アジアで唯一、「AIの持続可能な開発の倫理規定」が主要な出版物の参考文献の1つとして選ばれた。香港、中国本土、マカオ、台湾、日本、マレーシア、シンガポール、韓国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦などの市場にオフィスを持ち、タイ、インドネシア、フィリピンにも展開している。 | 2021/12/20 | 2,645,000,000   |
| 3    | Lalamove     | アプリ、デリバリー、ロジスティクス、サプライチェーン管理、輸送       | EasyVanとして知られていたLalamoveは、特定の物流ニーズ、つまりバンのレンタルのために立ち上げられた。2013年12月に香港で始まり、Lalamoveはアジアとラテンアメリカの21の市場で活動し、70万人を超えるドライバーパートナーと700万人以上の顧客を結びつけている。Lalamoveの方法は、従来のバンのコールセンターを革新し、顧客とドライバーが12秒以内にマッチングされるほど効率的になった。地元の配達ではドア・ツー・ドアで驚異の速さの55分で完了している。顧客に信頼性の高い迅速な配達を提供するだけでなく、Lalamoveはドライバーの車両と経路を最適化して同社の収益性を最大化している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2021/1/20  | 2,476,500,000   |

【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

【参考】調査設計：新製品・新サービスの創出と安全確保の両立を図るテーマのサービス事例

- 対象国において、新製品・新サービスの創出と安全確保の両立を図るテーマのサービス事例について調査し、規制について、何らかの取組を実施した事例を抽出した。

「規制改革推進に関する答申」におけるイノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保に関する主な規制改革事項

イノベーションと安全の確保との両立

- ・ 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備（Ⅱ. 1. (2) ア）
- ・ 建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備（Ⅱ. 1. (2) イ）
- ・ カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備（Ⅱ. 1. (2) ウ）

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 【参考】調査設計：国主導で規制適用・規制改革を推進している事例

- 対象国で、特定のテーマについて、新しい規制の適用・既存規制の改革を推進し、新事業創出に取り組む・至った事例を抽出した。
- 例えば、シンガポールでは、届け出を行うことで自動運転レベル3-5の実証実験を、一般道路で実施することができる。

## シンガポール「Road Traffic (Autonomous Motor Vehicles) Rules 2017」

| 法令          | Road Traffic (Autonomous Motor Vehicles) Rules 2017                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主管機関        | The Minister for Transport, Land Transport Authority (LTA)                                                                                                                                              |
| 運用時期        | 2017年9月-                                                                                                                                                                                                |
| 申請するメリット・意義 | LTAから特定の認可を受けた場合、自動運転レベル3-5の実験を、管轄内のあらゆる道路（公道を含む）で実施することができる。                                                                                                                                           |
| 対象プロジェクト・企業 | 車両の最高速度は十分な余裕をもって安全に停止できる速度であること等                                                                                                                                                                       |
| 申請プロセス      | <p>自動運転技術・自律走行車の試験実施申請及び自律走行車の使用申請が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. LTAの指定する様式及び、必要事項を添付した申請書を提出する。</li> <li>2. LTAは、申請を許可・拒否する。その際、「自律走行車が乗客を乗せることを禁止する」等の条件付きで認可することができる。</li> </ol> |
| その他         | 運転状態記録装置で記録したデータの保管等が新たに義務付けられた改正規定が2020年に施行されている。                                                                                                                                                      |

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 国主導で規制適用・規制改革を推進し、新事業創出に取り組む、または、至った事例 (1/2)

- 新技術への対応に向けて、民起点（プロダクト・ドリブン）ではなく、官起点（ポリシー・ドリブン）で新しい規制の適用・既存規制の改革を行う事例が確認された。
- EU・英国では、リスク分類毎に異なるレベルの規制を設けることで安全性を担保しつつ、柔軟な規制適用が行われている。
- ノルウェーでは、AI分野等で規制のサンドボックス制度を設置し、規制改革を積極的に実施していた。

| テーマ  | 国   取組                                                | アプローチ                                                                                | 概要                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AI   | EU（スペイン）  <br>AI Act・Spanish AI<br>Sandbox pilot      | <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク分類に基づく柔軟な規制</li> <li>規制のサンドボックス</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>AI利活用をリスクで4段階に区分し、そのリスクに応じた規制を設けることで、リスクの低い技術については、積極的に推進しつつ、リスクの高い技術については、要求事項を課し、違反した場合には厳しい罰則を設けることで安全性の担保を図る。</li> <li>リスクの高いAIシステム等については、実験環境を設け、安全性を検証した上で、上市することを目指す。</li> </ul>               |
|      | ノルウェー  <br>Regulatory privacy<br>sandbox 等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制のサンドボックス</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>複数のサンドボックス制度を通じて、AI分野におけるイノベーションを推進しており、特別な法律の制定・法改正を通じて実証環境を整備することも視野に入れている。</li> <li>個人情報保護・データ保護のためのサンドボックス制度が2020年より運用されており、法的合理性・公平性・透明性の観点で、アドバイスや評価を受けることができる。</li> </ul>                      |
| ドローン | EU  <br>Drone Regulations                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク分類に基づく柔軟な規制</li> <li>規制のサンドボックス</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ドローン利活用をリスクで3段階に区分し、そのリスクに応じた規制を設けることで、リスクの低い技術については積極的に推進しつつ、リスクの高い技術については、運航許可の届け出（目視外飛行等）、操縦のための認定取得（有人飛行等）を義務付けることで、安全性の担保を図っている。</li> </ul>                                                      |
|      | イギリス  <br>Drone Laws・<br>Drone Integration<br>Sandbox | <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク分類に基づく柔軟な規制</li> <li>規制のサンドボックス</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>イギリスのドローン規制では、場所・人との距離リスク要因別に規制を設けることで、リスクの低い技術については、積極的に推進しつつ、リスクの高い技術については、違反した場合に重い罰則規定を設けることで、安全性の担保を図る。</li> <li>一方、目視外飛行（BVLOS）については、規制のサンドボックス制度で、プロジェクトを選定して試験を行い、技術開発支援・ルール策定を図る。</li> </ul> |

出所）各種公開情報を基にNRI作成。\* 青いボックスについては、後頁で詳細を記載。

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 国主導で規制適用・規制改革を推進し、新事業創出に取り組む、または、至った事例 (2/2)

- アメリカでは、具体的な基準・罰則は州に委ねつつ、その基準となるガイドラインを示し、規制改革を促す事例が確認できた。
- その他、シンガポールでは国家戦略に、香港では国が抱える課題に、対応したテーマで、積極的な規制適用・規制改革を行っていた。

| テーマ  | 国   取組                                                                              | アプローチ                                                         | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動運転 | アメリカ  <br>Ensuring American<br>Leadership in<br>Automated Vehicle<br>Technologies 等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ハードロー・ソフトロー</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカでは、重大な安全リスクに対処するための法律を施行して、安全性を担保する一方、運輸省において、技術動向を踏まえ、自動運転に関するガイドラインをほぼ毎年更新することで、自動運転分野におけるイノベーション創出を支援している。</li> <li>交通法等の規制は州の管轄範囲であるが、ガイドライン等を通じて、AVの開発を阻害する時代遅れの規制を近代化または撤廃することを目指している。</li> </ul>                                 |
|      | シンガポール  <br>Road Traffic Rules                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい規制適用</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールでは、国家戦略において、自動運転の推進が掲げられている。</li> <li>Road Traffic (Autonomous Motor Vehicles) Rules 2017を施行し、届け出を出すことで、認可を受けた場合、自動運転レベル3-5の実験を、管轄内のあらゆる道路（公道を含む）で実施することができる。</li> </ul>                                                              |
| 物流   | 香港                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存規制の改正</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>香港では、商用車ドライバーの不足に対処し、この業界への新規参入を促進するために、商用車免許の取得に関する規制を緩和した。具体的には、自家用車や貨物車の免許取得して1年後に申請を行うだけで、商用車の免許取得が可能となった。</li> <li>これにより、LaLamoveやGoGoX等の物流マッチングサービスが急速に拡大している。（上記の事業者は、改正以前からサービス提供を実施しており、そのような動きを踏まえ、政府が規制緩和したことも考えられる。）</li> </ul> |

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## 事業者主体で、社会実装を先行して実施した上で、標準化を図っている事例

- アメリカでは、建設用3Dプリンターの分野で、事業者主体で標準化の議論が行われていた。

| サービス内容         | 国   企業        | アプローチ                                                    | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------|---------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設用<br>3Dプリンター | アメリカ   ICON 等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会実装先行</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年、ICONとNew Storyが協力して、テキサス州オースティンにアメリカ初の3Dプリンター住宅を建設した。それ以降、複数の企業で3Dプリンター住宅の建設が行われている。</li> <li>これらの建設に当たっては一部で関係機関との調整を行い、個別の許可を得ているまたは建設上の仕様を満たしているものの、米国の建設基準法及び州の規則や基準における想定（3Dプリンターではなく、人が重機を操作して、建築する）から大きく逸脱したものであり、安全性を懸念する指摘もある。</li> <li>ICONでは、国際コード評議会での新しい規格作りに取り組み、それを取得することで、米国内での規制に向けた対応を進めている。</li> </ul> |



## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### EU | AI Actの概要

- EUのAI Actはリスクベースアプローチを取っており、ハイリスクなAIシステムを提供する場合には、市場投入前にアセスメントを受け、要求事項が課されることとなっており、違反した場合には、厳しい罰則を受けることとなる。
- ハイリスクなAIシステム等を監視しながら、開発を行うことができる実験環境の整備が求められている。

#### 規制の概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制の目的  | <ul style="list-style-type: none"><li>• EUにおけるAI活用、AIへの投資を強化するとともに、人々と企業の安全と基本的権利を保護すること</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 規制の対象者 | <ul style="list-style-type: none"><li>• EU域内の事業者・ユーザー</li><li>• EU域内のユーザーにサービスを提供するEU域外の事業者</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 規制の内容  | <ul style="list-style-type: none"><li>• リスクベースでのAI分類と要求事項・義務<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 許容できないリスク：生命・人権に脅威をもたらすAI<br/>→ 禁止</li><li>➢ ハイリスク：インフラで活用される等健康・安全・人権等に影響しうるAI、既存規制対象製品<br/>→ <u>リスク管理システムの実装等の要求事項を遵守し、上市前にAIシステムをEU管理下のデータベースに登録する</u></li><li>➢ 限定リスク：感情推定や生体情報に基づくAI等<br/>→ 透明性（AIモデルの仕組みを説明すること）の担保</li><li>➢ 最小リスク：上記以外のAI<br/>→ 制限なし</li></ul></li><li>• 実験環境の整備に関する記載<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 加盟国に、管理された実験施設の設置を求める</li></ul></li><li>• 違反した場合の罰則<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 最高3500万ユーロ（約55億円）もしくは年間世界売上高の7%の制裁金</li></ul></li></ul> |

出所）Europe Commission「Regulatory framework proposal on artificial intelligence」等を基にNRI作成



## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### EU | AI Actを巡る経緯と現状

- AI Actについては、2022年以降生成系AIの普及とともに修正が加えられこともあり、2024年3月に欧州議会で承認された。
- 生成系AIを含む基盤モデルは、活用時のリスクによらず、ハイリスクなAIシステムと同様の透明性義務の遵守等が課せられている。

#### AI Actと基盤モデルを巡る動静

【2021年4月】

- AI Act規則案策定

【2022年11月】

- chatGPTのプロトタイプが公開

【2023年6月】

- AI Actが欧州議会で可決・基盤モデルに関する記載が追加

基盤モデルとは、「大量のデータで訓練された大規模なAIモデルで、例えば、ビデオ、テキスト、画像の生成、横言語での会話、コンピュータコードの計算または生成を含む、広範囲の特徴的なタスクを適切に実行することができる」ものであり、基盤モデルを提供する際には、リスクによらず、下流でAIシステムを提供する事業者が技術文書を用意すること等の義務が課せられることとなった。

――（テック企業や一部EU加盟国より反発）――

【2023年12月】

- AI Actについて、欧州議会とEU理事会が暫定合意

【2024年3月】

- AI Actが欧州議会において承認

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### EU（スペイン） | Spanish AI Sandbox pilot

- AI Actの詳細規則で制定される可能性のある要件を検討するため及び実行・監督のための技術ガイドライン等を作成するための手段として、スペインでAIサンドボックス制度が設けられることとなった。
- 通常のサンドボックス制度のように、プロダクト・サービスの安全性を検証したり、規制改革に繋がたりすることを企図するものではない。

#### 制度の概要

##### 制度の目的

- AI Actの関連規則で制定される可能性のある運用要件を検討し、実行・監督のための技術ガイドライン等を作成すること  
→事業者は、参加することで事前に今後求められる要件を予測することができる

##### 申請対象

- ハイリスクなAIシステム
- 基盤モデル

##### 制度の内容

- 申請者は、管理・監督された実験環境において、AI開発を行うことができる
- AI Actの関連規則で導入されるであろう、要件を基に、申請されたAIを評価される
- ユーザー及びサプライヤーも、申請することでテスト環境にアクセスすることができる

#### 制度に係る経緯

【2022年6月】

- Spanish AI Sandbox pilot のローンチを発表

EU議事国であるスペインにて、AI Act運用に際するガイドライン策定に向け、パイロット的にサンドボックス制度を設けることが発表された

【2023年6月】

- ドRAFT法案を策定

ハイリスクAIシステム及び基盤モデルを申請対象とする  
(生成系AIに関する議論が反映)

【2023年10月】

- 事業者の事前登録を開始

【2023年11月】

- AI Sandboxに関する法案が可決。登録開始へ

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

# ノルウェー | National Strategy for Artificial Intelligence (2020年)

- ノルウェーでは、AIが複数の規制や規制当局の影響を受けるものであることから、複数のサンドボックス制度を通じて、AI分野におけるイノベーションを推進している。
- サンドボックスの事業が法規制から逸脱する場合は、Pilot Schemes in Public Administration Actに則り、特別な法律の制定・法改正を行うことが認められており、それにより、実証環境を整備していることが特徴として挙げられる。

## 戦略の概要

### 戦略の目的

- 人権やプライバシーなどの基本的な価値を尊重したAIの適切な開発・活用を通じ、ノルウェーだけでなく、世界的に持続可能な開発目標の達成に貢献すること

### 戦略に含まれる内容

- AIの定義
- AIと規制の関係性・課題
- AIを活用したイノベーションの推進方針
- AIの倫理原則 等

### サンドボックスに関する記載

- サンドボックスの使用目的
  - 限定された地域または期間内で、法改正を行うこと
  - 複数の規制当局の監視を、包括的に実施すること
- 今後の方針
  - AIの活用を進める上では、複数分野に関する規制のサンドボックス制度を活用することが求められる
  - データ保護当局の下で、データ保護のための規制のサンドボックスを設置

## 活用事例（輸送分野のサンドボックス制度）

### ●自律型運航船

- ノルウェーでは輸送分野のサンドボックス制度が存在しており、実証活動を許可するために、Pilot Schemes in Public Administration Act（後頁に記載）に基づき、既存の法律の修正を行うことができる。
- 例えば、ゼロエミッションの電気自動運転コンテナは運航に当たり、適用される既存の法令からは逸脱していたため、法改正（次頁参照）が行われた。
- 今後、有人運転から遠隔監視による完全自動運転へと段階的に移行する計画となっている。

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

# 【参考】ノルウェー | 港湾及び航行可能水域に関する法律の成立経緯

- 既存の2つの法律を統合する形で2019年に採択、2020年より施行されている。
- 以前の法律から大きな変更は行われていない一方、「自律的な沿岸航行」について新たに規定が追加される形となった。

## 港湾及び航行可能水域に関する法律

### 第1章. 序章（目的）

### 第2章. 水域

第5条 船舶の港内滞留の一時的制限

第6条 アクセスの責任

第7条 交通規則

...

第23条 水先人の任務及び要件

第24条 航行免許

**第25条 自律的な沿岸航行**

### 第3章. 港湾

### 第4章. 料金及び手数料

### 第5章. 監督と通知義務

### 第6章. 債権の回収

### 第7章. 行政措置および制裁

### 第8章. 施行および経過措置

出所) LOVDATA “Lov om havner og farvann (havne- og farvannsloven)」、ノルウェー沿岸局KYSTVERKET “Losloven erstattet av ny havne- og farvannslov»等を基にNRI作成。  
翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに注意

【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

【参考】ノルウェー | 港湾及び航行可能水域に関する法律 第25条

第25条 自律的な沿岸航行

- 申請により、船主は同省から自律的な沿岸航行の許可を得ることができる。自律的な沿岸航行の許可は、指定された強制的なフェアウェイまたは指定された船舶が水先人なしで航行する海域を航行する権利を与える。
- 許可証は、特に次の事項を定めることができる。
  - 調査とステップバイステップのテスト
  - 船舶の航行および操縦システムの要件
  - 出航の制限
- 自律型沿岸航行の試験及び運用に従事する要員の航行能力に関する要件及び水先案内人の要件を諮問する。
- 船舶が当該海域を安全に航行または操船できない場合、または人命の損失、環境への損害、資産の喪失の危険性がある場合には、申請が認められないことがある。
- 船主は、航海が人命の損失、環境への損害、または資産の損失を引き起こすことを防止し、防止するために必要なすべての措置を講じるものとする。
- 同省は、自律的な沿岸航行の認可に関する規則を発令することができる。規則には、アプリケーション要件、船舶が安全に航行および操縦できるようにするために保護されなければならない機能、および自律的な沿岸航行の制限に関する規定が含まれる場合がある。

出所) LOVDATA “Lov om havner og farvann (havne- og farvannsloven)”等を基にNRI作成。翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに注意

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### 【参考】ノルウェー | 港湾及び航行可能水域に関する法律の成立経緯

- ノルウェー政府が法律改正時に提出したパブリックコンサルテーション向けの文書によれば、自律運航の許可に関する詳細な規定を法律で定める形ではなく、自律沿岸航行の許可権限を規制当局に委任する形で柔軟に対応しようとしている様子が伺える。

#### 内航自律航行促進のためのパイロット制度に関する法律の改正に関する協議（一部抜粋）

運輸省はここに、自律沿岸航行に対する法的障害を除去するため、水先案内制度（水先法）に関する法律 2014 年 8 月 15 日第 61 号の改正に関する諮問提案を提出する。ここでの自律沿岸航行とは、船舶上にいる船長が船の航行と操縦を担当せず、沿岸を航行することを意図する。

（中略）

国家輸送計画が提示されて以来、自律的な海上運航における技術開発が急速に進歩した。現在、ノルウェー海域での自律航行船の試験と通常の運航に関する具体的な計画が策定されている。このようなプロジェクトの進行に規制が不必要な障害を置かないようにするためには、必要な規制調整を短期間で実施する必要がある。同時に、規制変更が安全性を犠牲にしないことが前提条件となる。自律型船舶の安全性は、少なくとも従来の船舶と同等でなければならない。海域内の他の交通の安全性に悪影響を及ぼしてはならない。

運輸省は、同省と沿岸局が管理する規制に自律型船舶の使用や自動化された海上運航に対する制限が含まれているかどうかを評価した。この評価では、既存の水先法および関連規制は自律航行船には適合しないと結論づけており、同省は、沿岸自律航行に対する法的障害を取り除くために水先法を改正する必要があると考えている。

（中略）

この文脈における決定的な問題は、船舶が自律的にどのレベルにあるかではなく、船舶が自律的に航行すべきかどうかである。したがって同省は、さまざまなレベルの自律を法的に定義する必要はないと考えている。

（中略）

水先人または水先人証明書を使用せずに水先案内対象船舶による自律沿岸航行を実施したい者は、同法に基づく許可を当局に申請しなければならない。この権限は、海岸管理と海上安全の専門機関であり、既存の水先法と同様にノルウェー沿岸局に委任されることを想定する。

出所) Regjeringen.no “Høring - Forslag til endringer i losloven for å legge til rette for autonom kystseilas” を基にNRI作成。  
翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに注意



## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

# 【参考】ノルウェー | Pilot Schemes in Public Administration Act (1/2)

### セクション1. 本法の目的

- 本法の目的は、行政における組織及び運営の機能的かつ効率的な形態並びに行政機関間及び行政レベル間の適切な職務分掌を発展させるための試験的な制度を通じて行うことである。特に、市民に対する公共サービスの提供の改善及び資源の可能な限り最善の利用をもたらすことに重点を置くものとする。公選された機関を含む試験的な制度の場合には、良好な民主的形態の政府の促進にも重点を置くものとする。

### セクション2. 本法の適用範囲

- 本法は、法令に別段の定めがない限り、州、郡及び地方自治体の行政における試験的な制度に適用される。

### セクション3. パイロット計画に含まれる可能性のあるもの

- a) 州、郡当局または地方自治体がその活動を組織し、任務を遂行する方法に関する現行の法律および規則からの逸脱
- b) 州、郡および地方自治体の行政機関間の職務分担に関する規定からの逸脱
- c) 地方自治体に関する州の監視制度からの例外
- d) 下記セクション4の最初のサブセクションのサブパラグラフ (a) に拘らず単一カウンティ。

単一カウンティとは、カウンティ当局とカウンティ知事が共同の行政管理を伴う単一の地域機関に統合されていることを意味する。

- 認可は、上記セクション1に規定された目的を達成しようとし、他の点で適切かつ専門的に十分な根拠があると認められるパイロット計画に関連してのみ付与することができる。
- 認可は、4年を超えない期間付与することができる。パイロット期間は、2年を超えない期間延長することができる。パイロット計画の適用範囲に従って改革を実施することが計画されているか、または決定されている場合は、改革が発効するまでパイロット期間を延長することができる。
- 2003年6月27日法律第67号により改正。

※翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに注意



## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### 【参考】ノルウェー | Pilot Schemes in Public Administration Act (2/2)

#### セクション4. パイロット計画を実施する権利の制限

- 国王は、以下から逸脱したパイロット計画を承認することはできない。
  - a) 地方自治体の活動の組織に関する地方自治法の基本的な規定
  - b) 行政法によって規定された手続規則
  - c) 他の法律によって規定された手続規則。ただし、その規定が個人の法的保護を考慮して発行されたものであり、国王がこの考慮が同意を求める手続の下で少なくとも同等に十分に尊重されていると認めない場合に限る。
- 現行の法律の下で個人が有する権利の制限又は義務の延長を意味する場合には、承認を与えることができない。

#### セクション5. パイロット計画の実施等

- 離脱が承認される規定に代わるものとして、個々のパイロット計画の実施に関する追加の規則を発行するものとする。これらの規則はを通じて定められている
- 国王の承認を条件とする条例。条例の作成には、行政法第37条が準用される。その承認に関連して、国王は条例に軽微な修正を加えることができる。
- 地方自治体または郡当局におけるパイロット計画に関する条例は、それぞれ市議会または郡議会が定める。市議会または郡議会は、既に承認された条例の軽微な修正および追加に関する限り、その権限を他の公選団体に委任することができる。

#### セクション6. パイロット計画等に関するその他の条件

- 国王は、本法に基づくパイロット計画に関する追加の規則を公布することができる。これには、パイロットユニットの総数および個々のパイロット地域内のパイロットユニットの数、パイロットユニットおよびパイロット地域の選定手順、パイロット計画の承認および実施に関する規定が含まれる。

#### セクション7. 他の法律に基づくパイロット計画の延長

#### セクション8. 施行

- この法律は、1993年1月1日より施行する。

※翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに注意

【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

## ノルウェー | Regulatory privacy sandbox

- ノルウェーでは、AIの活用を念頭においた、個人情報保護・データ保護のためのサンドボックス制度が2020年より運用されており、法的合理性・公平性・透明性の観点で、アドバイスや評価を受けることができる制度である。

### 制度の概要

#### 制度の目的

- ・ プライバシーに配慮したイノベーションとデジタル化を促進すること
- ・ 事業者：新しいテクノロジーが関係する、プライバシー規制の要件を理解すること
- ・ データ保護当局：新しいテクノロジーに関する理解と知識を向上すること

#### 参加基準

- ・ AIシステムを開発または、活用すること
- ・ 個人・社会に利益をもたらすこと
- ・ プライバシー関連の課題を抱えていること
- ・ データ保護当局の監視対象となること

#### 制度の内容

- ・ 制度活用による支援内容
  - データ保護当局によるアドバイス・ガイダンス
  - 製品・サービスが規制に準拠し、プライバシー保護を遵守していることの評価・保証→ ノルウェーのデータ保護法に基づく法的合理性、GDPRに基づく公平性・透明性の観点等
- ・ その他
  - プロジェクト期間は、3～6か月間
  - 事業者は、プロジェクトの変更・中止が可能
  - プロジェクトの計画・経過は公開されるが、機密事項はこの限りではない

### 活用事例

- 病気休暇中のユーザーのフォローアップの必要性の予測（終了）
  - ・ ノルウェー労働福祉局（NAV）では、病気休暇中の人と雇用主の対話会議を開催する必要性の判断に時間を費やしていた。
  - ・ そこで、どのユーザーがフォローアップの必要性があるかを、機械学習を用いて予測することで、必要な時間・対話会議の削減を目指していた。
  - ・ 制度を活用し、法的合理性・公平性・透明性の観点で確認を行った。
  - ・ 結果として、予測モデルの開発のために、個人データを使用することができるかという点において、法的合理性に疑念が残った。
  - ・ そのため、個人データを利用する場合は、事業者の責任において実施するとされている。
  - ・ 上記の結論は、他の事例でも当てはまることであり、データ保護当局では、立法府におけるAI活用促進に向けた、法改正が必要であるという結論に至っており、立法府に向けた申し送りを行うとされている。
- オンラインでの未成年者に対する性的虐待の防止（進行中）
  - ・ ノルウェーの刑事事件の経験から、虐待者と子供たちはノルウェー語でコミュニケーションをとっていることが分かっている。
  - ・ そこで、過去の刑事事件のテキストデータを活用して、機械学習を用いて予測することで、成人の虐待者が未成年者とオンラインでコミュニケーションをとるグルーミング行為を察知し、警察にアラートを鳴らすことを目指している。
  - ・ 制度を活用して、ノルウェーの刑事事件に関する機密テキストデータを活用するための法律要件（法律の改正が必要となるか）・透明性（AIモデルは、対外的に説明できるものであるか）を確認している。

## 【デスクトップ調査】ゼロリスク思考を取らずに柔軟な規制適用・規制改革を行っている国の事例

### 国内類似事例 | Fintech実証実験ハブ

- 世界銀行の「Global Experiences from Regulatory Sandboxes」では、「規制のサンドボックス制度」は、規制改革を前提とした実証が目的ではなく、「規制の空白に存在する革新的な事業を、既存規制の範囲内で実施することができるかを、規制当局監督のもと確認する」ことを目的とする制度が多く、その確認作業の下で規制当局の認識が変わり、「法律の見直しが進むことも多い」旨が記載されている。
- 上記文書では、日本国内のFintech分野の規制のサンドボックスとして、「Fintech実証実験ハブ」が挙げられている。
- AI及び個人情報保護に関するサンドボックス制度は、Fintech分野のサンドボックス制度を参考にしたものも多く、ノルウェーの「Regulatory privacy sandbox」も実証による規制改革のエビデンス収集ではなく、事前確認を目的とした制度であると考えられる。

#### Fintech実証実験ハブの概要

##### 制度の背景

- ・「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）においては、FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、金融庁において、FinTechに係る実証実験を容易化するための措置を講じるとの方針が示された。
- ・これを踏まえ、金融庁で、FinTech企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するために設置された。

##### 制度の内容

- ・ FinTech企業や金融機関等が、実験を通じて整理したいと考えている論点（コンプライアンスや監督対応上のリスク、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じる法令解釈に係る実務上の課題等）について、個々の実験毎に庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行う。

#### Fintech実証実験ハブを活用した事例

##### ○FRONTEO Fintech実証実験ハブ 最終報告書

##### 5.3 結論と考察 –監督指針における金融庁様見解



人工知能をチェック業務で利用する際の懸念点と金融庁様の見解

1. チェック業務にてAIによる一次チェック、人による二次チェックを行う運用は問題があるか。  
(金融商品販売時のコンプライアンス関連のチェック業務においてAIを補助的に活用することは有効であると考えており、AIによる一次的チェックを行い、リスクの高い取引を絞り込んだうえで、検証の担い手が二次的に絞り込んだ分のみのチェックを行う運用をすることについて問題はありますか。)
2. 各金融機関でAIによる判定基準を独自に設定し運用する事は問題があるか。  
(スクリーニングツールという前提にて使用する。その際の「●点以下は見ない、上位●%のみを見る」といった基準は、適量の過去事例におけるスコアリング結果やバックテスト等に基づき各金融機関の独自基準を持って設定することで問題はないか。)
3. 各金融機関でAIの学習済みモデルの信頼性の確認の周期を独自に設定する事は問題があるか。  
(作成モデルの精度については、一定周期毎に全量チェックをすることで検証を行うと同時に、その信頼性についての維持につとめるものとする。その周期については上記の基準と同様、各金融機関毎の基準に沿って設定するものとした方が問題はないか。)

##### ■ 金融庁様見解

例えば、AIによる判定基準や学習済みモデルの信頼性等に関する検証を合理的な方法・間隔で行う等、適切な運用がなされているのであれば、法令・監督指針上、金融機関による確認業務に関し、AIによる一次確認を介する運用を行うことに特段の問題はないと考えられる。

## 2. 海外事例調査

---

### 【デスクトップ調査】

諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例、  
国の法令や制度と連携した規制改革の仕組みを設けている事例

## 【デスクトップ調査】諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例等

### 調査設計

#### 調査目的

- 法令だけでなくローカルルールについても、事業者単位の規制改革制度を検討することが考えられる。
- 諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例等を調査し、その制度の内容および制度の根拠となる条例を調査することで、国内の条例に関する規制改革制度への示唆を導出する。

#### 調査方法

- 以下に該当する事例をデスクトップ調査した。
  - ・ 調査対象国において、地方自治体レベルの規制改革（Regulatory reform）に事業者が参画できる制度・仕組み
  - ・ 国がローカルルールの見直すための制度・仕組み

#### 調査対象

- 「Ease of Doing Business rankings」（2020年）ビジネスのしやすさ上位10か国
- 「Ease of Doing Business rankings」（2020年）新事業のしやすさ上位10か国
- 規制のサンドボックス制度を設置している国

#### 調査内容

- 制度の内容（運用可能性）
  - ・ 制度概要
  - ・ 制度活用プロセス
  - ・ 運用状況
- 制度の根拠となる法令・条例（法的許容性）

#### 調査期間

- 2023年11月–2023年12月

## 【デスクトップ調査】諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例

## 州レベルでの規制改革制度 (1/3)

■ 調査対象国のうち、アメリカ・カナダにおいてのみ地方自治体（州レベル）で、規制のサンドボックス制度が確認された。

| 国    | 地方自治体      | 制度名                                  | 制度の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アメリカ | ノースカロライナ州  | 2021年ノースカロライナ州<br>規制サンドボックス法         | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人または企業が、革新的な金融または保険の製品またはサービスを一時的にテストし、限定的に消費者に提供することを許可する。</li> <li>ノースカロライナ州におけるイノベーション、投資、雇用創出を促進することを目的として、このプログラムを実施するためにノースカロライナ州イノベーション評議会 (Council) が設立された。</li> <li>革新的な製品またはサービスは、送金業者に関連する製品およびサービスを除き、州の住民にのみ提供できると規定している。この場合、消費者は取引時にノースカロライナ州に物理的に存在している必要がある。</li> <li>参加者と該当する州政府機関が、特定の製品またはサービスの延長または消費者数の増加または金額制限に相互に同意することを許可する。</li> </ul> |
| アメリカ | ウェストバージニア州 | ウェストバージニア州の<br>FinTech規制のサンドボッ<br>クス | <ul style="list-style-type: none"> <li>West Virginia FinTech Regulatory Sandboxは、ライセンスを必要とせずに革新的な金融商品やサービスをテストすることができる。</li> <li>このプログラムは金融機関課によって運営されている。</li> <li>地元の銀行や認可金融機関とのパートナーシップを確立するための誠実な努力が必要である。</li> <li>経済発展を促進し、ウェストバージニア州内外で革新的な金融商品の利用可能性を広げることを目的としている。</li> </ul>                                                                                                                    |
| アメリカ | アリゾナ州      | アリゾナのFinTechサンド<br>ボックス              | <ul style="list-style-type: none"> <li>アリゾナ州のFinTech Sandboxでは、新しい金融テック企業がフルライセンスを必要とせずにアイデアを試すことができる。</li> <li>2年間のテスト期間が与えられ、延長の可能性もある。</li> <li>参加者は規制当局と協力して、規則や法律を遵守する。</li> <li>消費者を保護するための計画と、テストが終了したときの計画が必要となる。</li> <li>製品が新しく、サンドボックスに適合する理由を証明する必要がある。</li> </ul>                                                                                                                            |

出所) 各種資料を基にNRI作成。



## 【デスクトップ調査】諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例

## 州レベルでの規制改革制度 (2/3)

■ 調査対象国のうち、アメリカ・カナダにおいてのみ地方自治体（州レベル）で、規制のサンドボックス制度が確認された。

| 国    | 地方自治体  | 制度名                    | 制度の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|--------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アメリカ | ハワイ州   | デジタル通貨イノベーションラボ (DCIL) | <ul style="list-style-type: none"> <li>DCILの主な目的には、企業の経済的機会の創出、コミュニティへの消費者保護の提供、デジタル通貨を支援する法律を策定するためのデータの提供などがある。</li> <li>DCILは、ハワイ送金ライセンスを必要とせずにデジタル通貨を使用してビジネス取引を行う企業を選定する。</li> <li>同研究所は2022年6月30日に終了する予定だったが、2024年12月30日まで延長された。</li> <li>現在、このプログラムには、取引所、証券会社、決済プラットフォーム、ATMネットワークなどの仮想通貨ベースのビジネスを含む11社が参加している。2024年まで参加を続ける企業には、Apex Crypto、BitFlyer、BlockFi、Cloud Nalu、Coinme、ErisX、Flexa Network、Gemini、River Financial、SoFi、UpHoldなどがある。</li> </ul> |
| アメリカ | バーモント州 | 保険規制サンドボックス            | <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年の法律に基づいて制定され、金融規制省 (DFR) は、より革新的または効率的な製品またはサービスの導入を禁止する法律を免除することができる。</li> <li>保険規制サンドボックスの目的は、保険技術の発展と同じスピードで新しい概念や製品を導入したいと考えている企業の規制上のハードルを下げることである。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| アメリカ | フロリダ州  | フロリダのFinTechサンドボックス    | <ul style="list-style-type: none"> <li>Florida Financial Technology Sandboxは、Fintechイノベーターのための統制された適応可能な規制空間を提供する。</li> <li>このプログラムでは、一般法および対応する規則要件を除き、特定の条件下で新製品およびサービスのテストを行うことができる。</li> <li>ライセンス契約者は、金融規制局の監督下で革新的な金融商品の開発とテストに使用できる。</li> <li>サンドボックスは、市場の安定性とイノベーションを両立させ、技術革新者にとって好ましい環境を作り出し、潜在的なビジネス成長を促進するよう努めている。</li> <li>ライセンスを申請するには、利害関係者は、金融規制庁のウェブサイトのオンラインサービスセクションからオンラインで申請書を提出することができる。</li> </ul>                                       |

出所) 各種資料を基にNRI作成。



## 【デスクトップ調査】諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例

## 州レベルでの規制改革制度 (3/3)

■ 調査対象国のうち、アメリカ・カナダにおいてのみ地方自治体（州レベル）で、規制のサンドボックス制度が確認された。

| 国   | 地方自治体  | 制度名                                                    | 制度概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|--------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カナダ | アルバータ州 | 金融サービスとFinTech規制のサンドボックス                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制のサンドボックスは金融イノベーションを支援し、金融やFinTech分野への新たな投資を呼び込む。</li> <li>このプログラムは、企業が新製品やサービスに関する情報を収集し、顧客にとっての価値を判断することを可能にするもので、アルバータ州が金融やFinTech分野のイノベーターと協力し、支援する意思があることを示している。</li> <li>参加するには、アルバータ州での物理的なプレゼンス要件など、一定の基準を満たす必要がある。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| カナダ | オンタリオ州 | 革新的技術法務サービスのための規制サンドボックス                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンタリオ州法律協会 (LSO) は、「革新的技術法的サービスのための規制サンドボックス」を承認した。これは、LSOの監督の下で消費者に直接「革新的技術法的サービス」を提供するために、非ライセンスのプロバイダーにLSOの承認を与えることを目的とした5年間のパイロットプロジェクトである。</li> <li>規制のサンドボックスは、公衆を保護するための保障措置を実施しつつ、満たされていない法的ニーズに対処し、新たなプロバイダーによる法的サービスの提供を検討する機会を提供する。</li> <li>LSOの提案するサンドボックスは、(営利・非営利法人を含む) 申請を考慮して5年間運用される。承認の決定は、実行可能性、消費者への利益、品質保証メカニズムなどを評価する。</li> </ul>                                                                                                                                                                     |
| カナダ | オンタリオ州 | OEB Innovation Sandbox<br>(OEBはOntario Energy Boardの略) | <ul style="list-style-type: none"> <li>OEB Innovation Sandboxは、オンタリオ州の電力および天然ガスセクターにおける革新的な活動、サービス、ビジネスモデルのテストを目的としたパイロットプロジェクトを促進する。</li> <li>2019年の発足以来、カナダのエネルギー部門で最初の規制サンドボックスは、多くの支持者に情報とガイダンスを提供してきた。</li> <li>OEBスタッフが率いるOEB Innovation Sandboxは、2つの主要なサービスを提供している。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1.情報サービス:イノベーターがOEBスタッフと非公式にアイデアやコンセプトを議論し、規制の枠組みについての洞察を得ることができる。</li> <li>2.プロジェクト固有のサポート:提案されたパイロット・プロジェクトに対して、OEBスタッフは、オンタリオ州のエネルギー消費者に利益をもたらす可能性が明らかなプロジェクトに焦点を当て、規制障壁からの一時的な緩和を求めるための個別のガイダンスと支援を提供する。</li> </ol> </li> </ul> |

出所) 各種資料を基にNRI作成。

【デスクトップ調査】諸外国の地方自治体の条例において、国の法令や制度と連携した規制改革の仕組みを設けている事例

## 韓国 | Local Regulatory Reform Best Practice Competition (LLBPC)

- 韓国では、地方自治体起点の規制改革を推進するために、地方版規制改革の好事例を表彰するコンペティションを開催している。
- コンペティションへの参加により、地方自治体は、財政的な支援に加え、他の自治体の好事例を学ぶことができる。

### 制度の概要

#### 制度の目的

- ・ 地方自治体起点のボトムアップの規制改革政策を推進し、好事例を自治体同士が相互学習できるようにすること

#### 制度の内容

- ・ 地方自治体からプロジェクトへの応募を受け付け、2段階の審査を経て、表彰される事例が決定される。
  - 1次段階：内務安全省と地方自治体による共同審査
  - 2次段階：研究機関の専門家による審査
- ・ 本プロジェクトに参加することで、地方自治体は財政的なインセンティブを受けられると同時に、他自治体の好事例を学び、情報交換を行うことができる。

#### 対象となる事例

- ・ 以下の分類に該当する事例が対象であり、2021年までに55件が表彰された。
  - 地域経済の活性化に貢献した事例  
(例：蔚山市は自動車の改造を妨げる規制を緩和し、地域経済の活性化に貢献した)
  - 企業の課題解決の事例  
(例：京畿道は環境に優しい新技術を活用した省電力信号機の市場参入を支援した)
  - 住民生活の不便さを解決した事例  
(例：釜山市は酸素液化ガスの報告基準を変更することで、病院の新型コロナウイルス感染症への対応を改善した)

出所) OECD Observatory of Public Sector Innovation 「Intergovernmental Network and Competition for regulatory reform」を基にNRI作成。

## 【デスクトップ調査】諸外国の地方自治体の条例において、国の法令や制度と連携した規制改革の仕組みを設けている事例

### オーストラリア | Intergovernmental Agreement

- オーストラリアでは、Intergovernmental agreement (IGA) を連邦政府と州・準州の間で締結することで、特定の目的・目標に向けて協力する意思表明を実施している。
- IGAには、国家戦略等に基づいて地方、連邦政府から州・準州に向けて資金提供を提供し、既存の仕組みを変更する取組が多い。
- なお、規制改革を前提とした取組ではないことに留意が必要である。

#### 協定の概要・事例

##### 協定の概要

- ・ IGAは、連邦政府と州および準州政府との間で締結される協定である。
- ・ IGAには法的拘束力はないが、特定の目的または目標に向けて協力するという政府のコミットメントを表明するものである。
- ・ ほとんどのIGAは、連邦政府と1つの州または準州によって署名されるとすぐに開始されるという特徴を持つ。

##### 協定の事例

- Intergovernmental Agreement on National Digital Health 2023-2027（国家デジタルヘルス戦略に基づくIGA）
- ・ オーストラリアの医療施設全体で相互運用とデータ連携を実現し、質の高い患者ケア・医療システムを効率的かつ持続可能なものにするための協定である。
- ・ オーストラリア連邦とビクトリア州・クイーンズランド州・ニューサウスウェールズ州等の州・準州において締結される。
- ・ 法に基づき、オーストラリアデジタルヘルス庁が、国家デジタルヘルス戦略の策定調整を行う。
- ・ 州および準州は、既存のシステム・仕組みを見直し、国家標準のデジタルヘルスシステムを構築することが求められており、実施計画の提出・承認を受けることが求められる。
- ・ システム構築に係る費用については、実施計画を踏まえ、連邦政府から州・準州に提供される。

## 2. 海外事例調査

---

### 【ヒアリング調査】

海外事業者の規制対応の考え方に関する意見収集、  
海外政府の規制適用の考え方に関する意見収集

【ヒアリング調査】海外事業者の規制対応／国内外政府の規制適用の考え方に関する意見収集

## 国内・海外の事業者の規制対応／政府の規制適用の考え方の比較

- 海外の事業者では、法務が現行規制で行える実現可能な範囲を広げる・最大化する機能を果たしつつ、経営者の判断でリーガルリスクを織り込んだ上で、比較的挑戦的な事業が実施するという考え方が存在していた。
- また、海外の政府では、分野を絞ることで既存規則からの逸脱を認めるという考え方及び長期的なビジョンに基づき、ルールメイキングを実施するという考え方が存在していた。

### 国内

#### 事業者の規制対応の 考え方

- ・ 法令遵守を第一に考える傾向がある。
- ・ 法務が新事業を実施する上でストッパーとなりすぎてしまう場合がある。

- ・ 特例措置が創設・認定されることはあるが、実証段階で、現行制度から逸脱することは認められない。
- ・ 長期的なビジョン・ロードマップを描かず、規制の策定・規制改革が行われている場合がある。

### 海外

- ・ リーガルリスクを織り込んだ上で、実施しないリスクと天秤にかけた上で、事業の実施可否を判断するという考え方が存在する。
- ・ 法務は、現行規制の中で、実現可能な範囲を広げる・最大化する機能を果たす。

- ・ 市場に任せる一方、必要に応じて事後規制を実施するという考え方が存在する。
- ・ 特定の分野・対象を絞ることで、既存規則からの逸脱を認めるという考え方が存在する。
- ・ 10年以上先の将来を見据え、ルールメイキングを実施するという考え方が存在する。

【ヒアリング調査】海外事業者の規制対応／国内外政府の規制設計・運用の考え方に関する意見収集

【参考】法務部門の日米比較（一部抜粋）

■ 法務部門の職員数・弁護士有資格者の割合・採用方針

- 日本企業の法務部門は、米国企業の法務部門と比べると小規模であり、かつ、弁護士有資格者の比率も低いことがうかがえる。
- また、経験を積んだ人材が採用される傾向は、米国企業の方が顕著となっている。

■ ジェネラルカウンセル又はチーフリーガルオフィサーの設置率

- ①法務部門を統括していること、②取締役／執行役／執行役員等の高位のポジションで、経営陣（取締役会、執行役会、経営会議等の実質的経営意思決定機関）の一員としての職責を果たしていること、③弁護士資格を有していることを満たす、ジェネラルカウンセル又はチーフリーガルオフィサーは、米国アンケートでは100%であった一方、日本企業では、有識者にヒアリングしたところでは、設置している企業はごく一部にとどまるとの意見が大勢を占めた。

■ 経営陣から意見・判断を求められる頻度

- 相対的に見ると、米国企業の方が、経営陣から意見・判断を求められる頻度が高く、経営陣と法務部門の距離が近い傾向がある。

■ 重要交渉への参加

- 日本では、交渉に法務部門が参加しないという実態の企業がある一方で、米国アンケートでは、そのような回答は見られなかった。

■ 重要案件の変更可能性

- 法務部門の判断での重要案件の変更につき、日本では、「助言のみ」という回答があったのに対し、米国アンケートでは見られなかった。
- 米国の法務部門は、重要案件について変更権限が与えられており、会社の機関決定における影響力が強いことがうかがわれる。





**(4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査  
【海外調査】②規制改革を進めるための環境整備に関する調査**

## 実施概要

- 過年度の調査より、諸外国には、規制改革を進めるための環境整備に関する先進的な事例が数多くあることが分かっていた。
- 特にインセンティブ付与等については、日本において現在導入されていない仕組みであるため、今後の導入に向けた検討材料としての事例調査が求められていた。
- また、インセンティブ付与の仕組みと関連の深い規制所管省庁に提言・勧告する機能及び【海外調査】①でAI分野等で個別に導入されていることが明らかになった規制のサンドボックス制度、これまで調査が実施されてこなかったアドバイザー支援についても、同様に事例調査が求められていた。
- そこで、本調査では、規制改革促進のための国内外の政策アプローチを整理した上で、規制改革を進めるための環境整備について事例調査を行った。
- また、事例調査の結果及び【海外調査】①・【国内調査】①の調査結果、さらに海外の規制に関する取組やその背景にある考え方が記載された文献をレビューし、日本での規制改革促進のための制度設計に向け、日本と海外の環境整備状況の比較を行った。

## 実施手順

### 1. 事例調査

#### デスクトップ調査



- 規制改革促進のための国内外の政策アプローチを整理した上で、各国の規制改革を進めるための環境整備に関する事例をデスクトップ調査

### 2. 取りまとめ

#### 取りまとめ



- 取組の成果及び課題、背景にある考え方を整理し、今後の日本における規制改革促進のための制度設計に向け、日本と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較を実施

## 1. 事例調査

---

### 【デスクトップ調査】

規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例、  
事業者に対するインセンティブを設定している事例、  
第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例等

### 規制改革促進のための国内外の政策アプローチの整理

■ 規制改革促進のための国内外の政策アプローチを整理し、事例調査を行った。

| 分類                                 | 政策アプローチ                       | 国内事例                                                                                                | 海外事例                                                                                                                                                       |
|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者への<br>規制対応・<br>規制改革参画<br>ツールの提供 | 法解釈に係るサポート                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>グレーゾーン解消制度</li> <li>ノーアクションレター 等</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>SEC No Action Letter (アメリカ)</li> <li>No-action letters (オーストラリア) 等</li> </ul>                                       |
|                                    | 規制に関するアドバイザリー支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップ新市場創出タスクフォース</li> <li>内閣官房一元窓口 等</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>Fintech Supervisory Chatroom (香港)</li> <li>MHRA Innovation Office (イギリス)</li> <li>SME Assist (オーストラリア) 等</li> </ul> |
|                                    | 特例措置の創設・活用／<br>実証環境の整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>新事業特例制度</li> <li>国家戦略特区制度</li> <li>規制のサンドボックス制度 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>CSA Regulatory Sandbox (カナダ)</li> <li>FCA Regulatory Sandbox (イギリス) 等</li> </ul>                                    |
|                                    | 事業者に対するインセンティブ<br>付与 (実証費用支援) | —                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Sandbox+ (シンガポール)</li> <li>BRII Fund (オーストラリア)</li> </ul>                                                           |
| 規制所管省庁に<br>よる規制改革<br>促進            | 規制所管省庁に対する提言・勧告*              | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制改革推進会議</li> <li>新技術等効果評価委員会 等</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Better Regulation Executive (イギリス)</li> <li>Regulatory Experimentation (カナダ) 等</li> </ul>                           |
|                                    | 規制の影響評価*                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制の政策評価</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>Better Regulation Framework (イギリス) 等</li> </ul>                                                                     |
|                                    | 規制所管省庁に対する<br>インセンティブ付与*      | —                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Regulators' Pioneer Fund (イギリス)</li> <li>Regulatory Experimentation Expense Fund (カナダ) 等</li> </ul>                 |
|                                    | 規制所管省庁のネットワーク                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制改革関係府省庁連絡会議</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>The United Kingdom Regulators Network</li> </ul>                                                                    |

※ 青枠の事例調査を実施 \* のつくアプローチはセットで実施されているケースが多いため、まとめて整理した。

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 規制に関するアドバイザー支援の事例

- 規制を所管する組織が、事業者に対して特定の分野・規制に関するアドバイザー支援を行っていることは確認できた一方、分野問わず、規制全般に対するアドバイスを行っているような仕組みは確認できなかった。
- イギリスでは事業者へのアドバイス・コミュニケーションを通じて、既存規制の修正に取り組んでいる事例も存在していた。

|          | Fintech Supervisory Chatroom (香港)                                                                                                                                                                                                                                         | SME Assist (オーストラリア)                                                                                                                                                                                                                                                 | Medicines and Healthcare products Regulatory Agency Innovation Office (イギリス)                                                                                                                                                                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主管機関     | 金融管理局 (中央銀行・金融規制当局)                                                                                                                                                                                                                                                       | Therapeutic Goods Administration (医薬品・医療機器の規制当局)                                                                                                                                                                                                                     | Medicines and Healthcare products Regulatory Agency (MHRA、医薬品・医療機器の規制当局)                                                                                                                                                                                                                   |
| 対象分野     | 金融・銀行・FinTech                                                                                                                                                                                                                                                             | 医療機器・医薬品                                                                                                                                                                                                                                                             | 医療機器・医薬品                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 制度運用開始   | 2017年                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2017年                                                                                                                                                                                                                                                                | 2013年                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 制度の目的    | <ul style="list-style-type: none"> <li>Fintech Supervisory Sandbox (FSS) 2.0の機能の1つとして、銀行やIT企業が新しい技術の適用を検討する初期段階で、規制上のフィードバックを提供し、イノベーションを促進する。</li> </ul>                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>研究者・新興企業等で医療機器・医薬品を扱う一方、規制に不慣れな主体に対し、規制・法的責任の理解を支援する。</li> </ul>                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>革新的な医薬品や医療機器の開発、または新しい製造プロセスの活用を支援する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| 制度の概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に規制に関するガイダンスとフィードバックを提供することで、事業者が規制上の失敗を犯すリスクを減らすものである。</li> <li>企業は、対面会議・ビデオ会議・電子メールといった様々な手段で金融管理局のFintech Facilitation OfficeとBanking Departmentsの担当者に無料相談を行うことができる。</li> <li>対面会議・ビデオ会議は、事前予約制で先着順に時間枠を割り当てられる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制に不慣れな研究者・企業のために基本的なガイダンスをTGA担当者・弁護士による相談受付・ワークショップ/イベントを通じて提供する。</li> <li>✓ 電話および電子メールによる相談受付</li> <li>✓ ワークショップを通じた、規制上および法律上の義務を理解するための支援プログラム</li> <li>✓ 医療用大麻などの未承認の治療用品へのアクセスなど、さまざまなトピックに関するポッドキャストシリーズの発信</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発段階から事業者が、規制を所管するMHRAとコミュニケーションを取ることを促進する。</li> <li>それにより、早期に最高レベルの規制に関する知識・経験を得ることができる。</li> <li>具体的には、問合せフォームより、助言してほしい内容を照会し、それを受けたMHRAは、書面による回答または、カジュアルなオンライン会議を提供する。</li> <li>・ <b>事業者とのやり取りを通じて、MHRAは必要に応じて、既存規制の修正に取り組んでいる。</b></li> </ul> |
| 取組の成果と課題 | <p>(Fintech Supervisory Chatroomに関する取組・成果・課題に関する指摘は確認できなかった。FSSに関して評価された点は以下の通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス実施前の段階で、規制当局の確認を行うことで、安心してサービスを展開できる。</li> </ul>                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者からは以下の点が評価されている。</li> <li>✓ 治療用品の規制に関する貴重な洞察が提供されている。</li> <li>✓ 同様の事業を実施している企業・研究者と交流することができる。</li> </ul>                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の成果として以下が挙げられる。</li> <li>✓ 既存の規制の修正</li> <li>✓ 規制要件に対する新しい枠組みの確立</li> <li>✓ 革新的な新薬に関する情報収集</li> </ul>                                                                                                                                             |

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 事業者に対するインセンティブ付与（実証費用支援）の事例

- 規制当局等が、事業者に対し、規制が関係する特定分野への実証費用の支援を実施する事例を確認することができた。
- 一方、規制改革を推奨すること自体へのインセンティブというよりは、規制のサンドボックス制度の活用及びライセンス取得が必要な、あるいは既存の規制当局業務を効率化するような新しい事業・サービスの実証費用支援といった意味合いが強い。

|          | Sandbox+（シンガポール）                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | BRII Fund（オーストラリア）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主管機関     | Monetary Authority of Singapore（中央銀行・金融規制当局）                                                                                                                                                                                                                                                                              | Department of Industry, Science, Energy, and Resources（産業科学資源省）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 対象分野     | 金融                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | RegTech                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 制度運用開始   | 2022年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2023年（終了済み）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 制度の目的    | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のSandbox制度に加えて、金融商品およびサービスの提供に関する技術革新の実験を奨励するために、設けられた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制の負担を軽減し、業界や政府全体で規制技術(RegTech)の活用を進めていくために、制度が設けられた。RegTechは、企業、個人、および政府の行政のコンプライアンスを合理化または強化することが期待されている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 制度の概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制されている市場において活動する革新的な企業に対し、FinTech製品の実証環境を提供。</li> <li>より迅速に金融商品やサービスを市場に投入するために、実証の結果に応じて通常より早くライセンスを取得することができる。</li> <li>提案内容の費用の50%（上限は\$500,000）の助成金が支給される。これにより、事業者は技術開発と市場創造に注力することができる。</li> <li>Deal Fridayプログラムに登録されることで、外部投資家コミュニティに所属することができ、更なる資金調達等が可能となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各規制当局より支援ニーズがある、以下の取組について、事業者を募り、認定された事業者に対して、\$50,000～\$100,000のフィージビリティスタディ費用及び\$1,000,000までのPoC費用支援が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上場企業による市場情報開示の不備特定と評価支援（規制当局：Australian Securities Investment Commission）</li> <li>✓ 海洋自律システムを保証するための意思決定支援（規制当局：Australian Institute of Marine Science）</li> <li>✓ リアルタイムで正確なアスベスト試験 等（規制当局：Asbestos and Silica Safety and Eradication Agency）</li> </ul> </li> </ul> |
| 取組の成果と課題 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>各取組で、それぞれフィージビリティスタディ／PoC費用支援が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上場企業による市場情報開示の不備特定と評価支援：5件／1件</li> <li>✓ 海洋自律システムを保証するための意思決定支援：2件／1件</li> <li>✓ リアルタイムで正確なアスベスト試験：5件／2件</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |

\* 規制当局の業務負担を減少させるという点では、規制当局へのインセンティブ付与にも該当する  
出所）各制度の公式HPを基にNRI作成



## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 規制のサンドボックス制度の事例

- 規制を所管する組織が、特定の分野・規制に関する特例措置の創設・活用／実証環境の整備等を行っていることが確認できた。
- 規制のサンドボックス制度の活用目的・活用成果としては、①事業もしくは企業に対してライセンスを与えること、②既存の規制を変えること、③新たな法令・ガイドライン等に係る基準を策定すること、④規制を所管する機関の技術に関する理解を深めること、⑤事業開始前に消費者の反応を確認できることのいずれかまたは複数を標榜するものが確認された。

## 諸外国の規制のサンドボックス制度

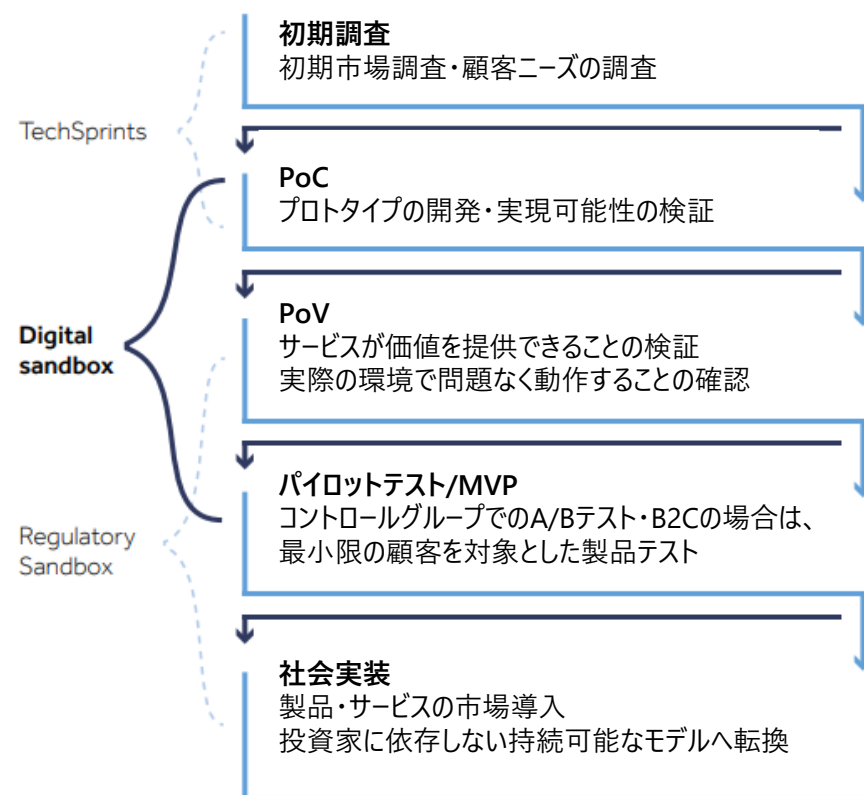
| 国     |    | 日本            | シンガポール                                            | イギリス                                        | 香港                      | マレーシア       | UAE                | カナダ                        | オーストラリア       | 韓国                                | ノルウェー                    |
|-------|----|---------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------|-------------|--------------------|----------------------------|---------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 分野    |    | ・ 全般          | ・ 金融<br>・ 自動走行<br>・ エネルギー<br>・ 個人情報               | ・ 金融<br>・ エネルギー<br>・ 法務<br>・ 個人情報<br>・ デジタル | ・ 銀行<br>・ 証券・保険         | ・ 金融        | ・ 金融               | ・ 金融                       | ・ 金融          | ・ 金融<br>・ ICT<br>・ 産業全般           | ・ 輸送<br>・ 個人情報           |
| 規制見直し |    | ・ 想定する        | ・ 想定する                                            | ・ 想定する                                      | (不明)                    | ・ 想定しない     | (不明)               | ・ 想定する                     | ・ 想定する        | ・ 想定する                            | (制度毎に異なる)                |
| 対象事業者 | 対象 | (特になし)        | (特になし)                                            | (特になし)                                      | (特になし)                  | (特になし)      | ・ 中小企業<br>・ 外資企業   | (特になし)                     | ・ スタートアップ     | (特になし)                            | (特になし)                   |
|       | 目的 | ・ 新技術の事業化支援   | ・ 新技術の事業化支援<br>・ 新技術の把握                           | ・ 新技術の事業化支援<br>・ 事業化スピードアップ<br>・ コスト削減      | ・ 事業化スピードアップ<br>・ コスト削減 | ・ 新技術の事業化支援 | ・ 中小企業支援<br>・ 外資誘致 | ・ 新技術の把握<br>・ 規制のあり方検討     | ・ スタートアップ企業支援 | ・ 新技術の事業化支援                       | ・ 新技術の事業化支援              |
| 所管組織  |    | ・ 内閣官房        | ・ 通貨監督庁<br>・ エネルギー市場監督庁<br>・ 個人情報保護委員会<br>・ 陸上交通庁 | ・ 金融行為規制機構<br>・ ガス電力市場規制庁                   | ・ 香港金融管理局               | ・ マレーシア国立銀行 | ・ 金融サービス規制庁        | ・ 証券管理局                    | ・ 証券投資委員会     | ・ 金融委員会<br>・ 科学技術通信部<br>・ 産業通商資源部 | ・ 地方自治・現代化省<br>・ データ保護当局 |
| 運用体制  |    | ・ 内閣官房が全分野を管轄 | ・ 分野ごとの所管組織                                       | ・ 分野ごとの所管組織                                 | ・ 分野ごとの所管組織             | ・ 分野ごとの所管組織 | ・ 分野ごとの所管組織        | ・ 分野ごとの所管組織<br>・ 中央の傘下に州政府 | ・ 分野ごとの所管組織   | ・ 分野ごとの所管組織                       | ・ 分野ごとの所管組織              |

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

### イギリス FCA Digital sandboxの支援内容

- イギリス Financial Conduct Authority (FCA) は、Regulatory Sandboxに加え、ロンドン市と共同で2020年に試験的にDigital sandboxを立ち上げ、2023年8月より常設のDigital sandboxが運用している。
- 規制が関係するより前のPoC段階も含めて支援を対象とし、安全なサービス構築環境を提供することでイノベーション促進を目指す。

#### FCA Digital sandboxの対象範囲



#### FCA Digital sandboxの支援内容

##### 合成データ

- ・ データサイエンティストにより合成されたデータ等、300以上のデータを活用することができる。
- ・ データには、個人・法人、消費者・トランザクション・財務諸表・投資等に関するデータが含まれている。
- ・ 制度を活用する事業者から最も需要のある支援内容。

##### 開発環境

- ・ 制度が提供するプラットフォームを活用することで、データ資産を保護しながら、ある程度のスケールの実験も可能とする開発環境を活用することができる。
- ・ オンラインプラットフォームであり、外部の専門家パネルから意見を収集することができる。

##### API マーケット プレイス

- ・ 開発企業がテストAPIを公開することで、API利用者に幅広くサービスを展開することができる。
- ・ API利用者として、すでに知名度のあるFinTech・RegTechサービスを利用することができる。

##### コラボレ ーション

- ・ 開発企業は、コラボレーションプラットフォームを活用することで、他の開発企業、サービス利用者、弁護士・金融機関等のメンターからサービスに関する助言をもらうことができる。

##### 観測デッキ

- ・ 規制当局の関係者が、実証実験を確認することができ、規制の見直しに活かすことができる。

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## イギリス FCA Digital sandboxの申請プロセス・申請状況・評価

- Digital sandboxは、アカウントを作成し、申請フォームで申請した上で、適格であると認められた場合に参加することができる。
- 常設されてからの申請状況については、明らかとなっていないが、2020年に実施されたパイロット制度では、94社が応募し、28社が選ばれている。
- パイロット制度は当初の目標（成功基準）を満たすものであったとされている。

## 適格性の条件

|          |                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象範囲     | 製品またはサービスは英国市場と消費者に提供されるか。英国を拠点とする必要はないが、英国市場で一定以上展開されることを期待する。                                    |
| 革新性      | 既存製品とは大きく異なるイノベーションを提供するか。サービス自体が全く新しいものだけでなく、新しい市場や既存のモデルの新しいバージョンであってもよい。                        |
| 消費者の利益   | 提供されるイノベーションは、英国の消費者や市場にどのような利益をもたらすか。また、イノベーションに内在するリスクを特定し、それらをどのように軽減しているか。                     |
| 事前準備     | 提供されたデータを使用してソリューションを開発するためのリソースと専門知識があるか。テストの結果、成功の指標、タイムライン、市場投入計画を明確に定義しているか。考えられた収益モデルと計画があるか。 |
| サポートの必要性 | デジタルサンドボックスに求めるデータやサポート、さらにそれらを享受するメリットを明確に説明できるか。                                                 |

## パイロット制度の評価

| 成功基準     |                                                     | 評価     |                                                                                              |
|----------|-----------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| イノベーション  | 金融サービスにおけるイノベーションの促進に果たす役割                          | 部分的に達成 | パイロットは金融サービスにおけるイノベーションを促進したが、これはCOVIDのパンデミックによって具体的に生じた問題に取り組むのではなく、主に長年の課題に関連したものであった。     |
| 開発のスピード  | 概念実証のより迅速なテストと開発を可能にする役割                            | 達成     | 参加者の大多数は、パイロットによってプロジェクトをより迅速に開発できるようになったと報告した。                                              |
| コラボレーション | コラボレーションを促進し、思考の多様性を促進し、主要な利害関係者のエコシステムを作成する上で果たす役割 | 部分的に達成 | チームは中小企業と業界のパネルで他のチーム、メンター、オブザーバーと対話することができたが、より円滑なコラボレーションを期待していた。                          |
| テスト環境の機能 | イノベーションの促進と加速における機能セットの有効性                          | 部分的に達成 | チームは、いくつかの制限にもかかわらず、合成データセットが有用であることが判明した。開発環境と監視機能はある程度有用であったが、APIマーケットプレイスはあまり有用とみなされなかった。 |
| 持続可能な未来  | 永続的なデジタルサンドボックス環境の設計と将来の運用モデルを通知し、支援する役割            | 達成     | パイロットは、この種のサービスに対する継続的な需要を検証し、すべての利害関係者が将来の改善に向けて多数の提案を行った。                                  |

出所) FCA “Digital Sandbox”, “ Supporting innovation in financial services: the digital sandbox pilot ” を基にNRI作成

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## イギリス FCA Digital sandbox pilotのトピックと合成データ

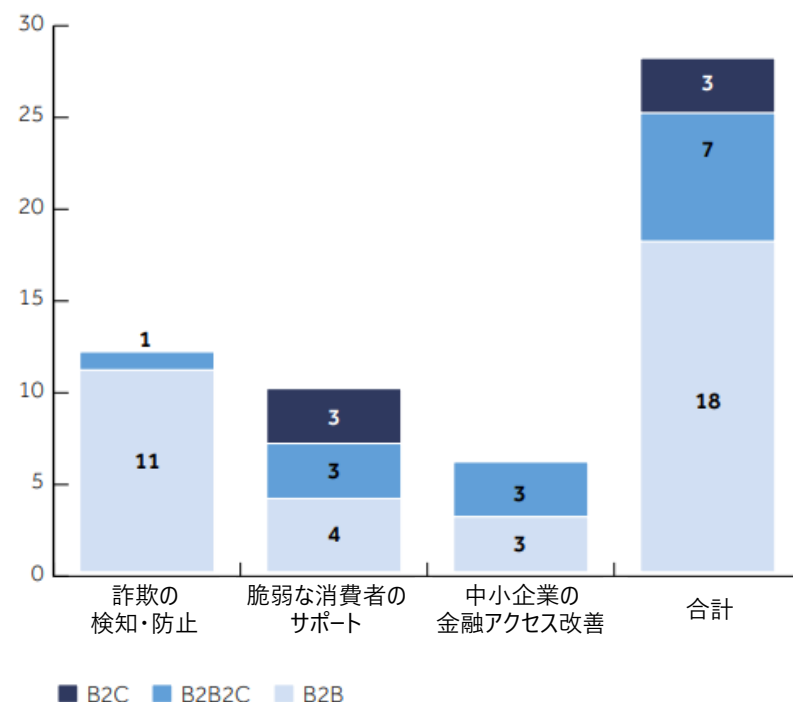
■ FCA Digital sandbox pilotでは、以下条件を満たす3つのトピック「詐欺の検知・防止」・「脆弱な消費者のサポート」・「中小企業の金融アクセス改善」について参加者が募集され、必要な合成データが作成された。

- COVID-19によって影響を受けた分野であること
- 必要と思われるデータ要件に対して、合成データを作成可能であること
- 現在の市場ソリューションに対して技術的改善の可能性が存在していたこと 等

## Digital Sandbox pilot参加者が利用可能なデータ資産

| 分類     | データ内容       | データの説明                                             | レコード数 |
|--------|-------------|----------------------------------------------------|-------|
| リファレンス | 合成エンティティ    | すべてのデータセットをリンクするための参照データとして使用される英国企業情報のデータ         | 60万   |
|        | 合成個人        | 国家統計局のデータに基づいて、英国の人口を代表する人工的に作成された個人データ            | 700万  |
| 銀行業    | 取引          | 5つの架空の銀行を構築し、英国全体の消費者のトランザクションを表している小売および卸売の銀行データ  | 4億    |
|        | デバイスデータ     | 英国全体で高速な支払いに使用されるデバイスを表すデータ（不正行為を検出する目的で使用される）     | 500万  |
| 中小企業融資 | 融資履歴        | 中小企業への融資履歴データ                                      | 6.5万  |
|        | クレジットカード履歴  | 企業のクレジットカード統計データ                                   | 19万   |
|        | アカウント履歴     | エンティティの現存アカウントに関する要約統計データ                          | 75万   |
|        | 中小企業取締役     | エコシステム内の事業体の取締役および役員のデータ                           | 250万  |
|        | COVID中小企業融資 | COVID-19に特化した政府救済または融資の申請に基づくCOVID-19ビジネスインパクトのデータ | 50万   |
|        | ファクタリング     | 売掛金をファクタリングした中小企業向けファクタリング情報                       | 50万   |
|        | 損益          | 中小企業の損益計算書                                         | 50万   |
|        | 売掛金         | 与信判断を通知する請求書に関する詳細のリスト                             | 3800万 |
|        | 融資プロバイダー    | 市場で融資を提供する機関                                       | 350   |

## Digital Sandbox pilotに参加した事業者のビジネスモデル



## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 韓国 規制のサンドボックス制度の概要

- サンドボックス制度は文在寅政権の目玉政策として、ICT、FinTech、産業融合、地域革新の4分野で2019年から導入され、スマートシティ、研究開発特区も含め、現在6分野で導入されており、今後も新たな分野でのサンドボックス制度の導入を検討している。
- いずれの制度も、優先許可と事後規制の原則に基づき、一時的な許可（根拠法令に不備がある場合）・実証のための特例（適用する法令が不明確、不合理な場合）が設けられている。
- 提案を受けた関係中央行政機関は、委員会を設け、特例等を認めるかの判断を行い、法律で定められた期限までに回答することが求められる。
- 規制のサンドボックス制度であるが、責任保険の加入等が義務づけられている制度もあり、人的・物的損害は、事業者責任となるという特徴がある。
- 制度導入以来、FinTech分野を中心に、2023年までの4年間で、合計1,000件以上が承認されている。

## 韓国の規制のサンドボックス制度（2019年に導入された4制度）に関する概要

|              | ICT                                                                                          | 産業融合<br>(Convergence Industries)                                                  | FinTech                                                                                                    | 地域革新<br>(Regulation-Free Special Zones)                                       |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 法的根拠         | 정보통신 진흥 및 융합 활성화 등에<br>관한 특별법<br>情報通信振興と融合有効等に関する特別<br>法<br>(略称：情報通信融合法)                     | 산업융합 촉진법<br>産業融合促進法                                                               | 금융혁신지원 특별법<br>金融革新支援特別法<br>(略称：金融革新法)                                                                      | 규제자유특구 및 지역특화발전특구에<br>관한 규제특별법<br>規制の自由特区と地域特化発展特区に<br>関する規制特例法<br>(略称：地域特区法) |
| 主管機関         | Ministry of Science and ICT (MSI)<br>*科学技術政策の樹立・総括・調整・評価<br>及び郵便振替に関する事務等を担当                 | Ministry of Trade, Industry and Energy<br>(MTIE)<br>*商業・貿易等に関する事務を担当              | Financial Services Commission (FSC)<br>*預金者及び投資者などの金融需要者の保<br>護等を担当                                        | Ministry of SMEs and Startups<br>(MSS)<br>*中小企業の保護、育成等を担当                     |
| 運用開始時期       | 2019年1月                                                                                      | 2019年1月                                                                           | 2019年4月                                                                                                    | 2019年4月                                                                       |
| 主な適用対象       | 情報通信間、情報通信と他産業間の技術<br>やサービスの組合せにより、新たな社会市場<br>価値を創出す活動やサービス 等                                | 産業間、技術と産業間、技術間の創造的<br>な組合せや融合を通じて、既存の産業革<br>新・新たな産業創出につながるもの 等                    | 金融業務又は付随する業務を行う過程で提<br>供されるサービスで、既存サービスの内容、方<br>法・形態と異なるもの 等                                               | 市・道知事によって、申請される、地域イノ<br>ベーション等を目的として、特別規制を適<br>用する規制フリーゾーン 等                  |
| 適用期間         | 2年間（1回限りの延長の可能性あり）                                                                           | 2年間（1回限りの延長の可能性あり）                                                                | 2年間（1回限りの延長の可能性あり）                                                                                         | 2年間（1回限りの延長の可能性あり）                                                            |
| 選定基準（一<br>部） | 一時的な許可期間中に利用者に損害が発<br>生した場合のために、責任保険への加入また<br>は、賠償案が必要である                                    | 実証特例事業で生じうる人的・物的損害<br>を賠償するための責任保険へ加入する                                           | 潜在的な危害から消費者を保護するために、<br>参加企業は消費者保護およびリスク管理計<br>画を提出する                                                      | （市・道知事が申請するため、他の制度<br>とは申請主体の違いがある。）                                          |
| 活用事例         | <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床試験のためのオンライン仲介</li> <li>VRを活用したトレッドミルサービス</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国会への水素充填施設の導入</li> <li>電動キックボード</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>諸金融機関が提供する預金情報を収<br/>集・比較し、適切な商品を推薦してくれる<br/>プラットフォームの構築</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自律走行配達ロボット</li> </ul>                  |



## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 韓国 規制のサンドボックス制度の法的根拠 | 一時許可・実証特例に関する条文

|               | ICT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 産業融合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | FinTech                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 地域革新                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時許可・<br>実証特例 | <p><b>【一時許可】法37条①</b><br/>次の各号のいずれかに該当する場合は、対象の技術・サービスの事業化のために、科学技術情報通信部長官に対して、<b>一時的な許可等を申請することができる。</b></p> <p>1.許可等の根拠となる法令に当該事業に関する基準、規格・要件等が規定されていない場合</p> <p>2.許可等の根拠となる法令に基づく基準、規格・要件等を適用することが不明確、または非合理的である場合</p> <p><b>【一時許可】法37条⑥</b><br/>関係機関の長は、第5項の規定による<b>一時的許可の有効期間が終了する前に</b>、対象の技術・サービスの許可等に関わる法令が整備されるように努力しなければならない。</p> | <p><b>【一時許可】法10条の5①</b><br/>産業融合新製品及びサービスを活用して事業を行おうとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、産業通商資源部長官に対して、<b>一時的許可を申請することができる。</b></p> <p>1.許可等の根拠となる法令に当該事業に関する基準、規格・要件等が規定されていない場合</p> <p>2.許可等の根拠法令に記載の基準、規格・要件などを、当該事業に適用することが不適切である場合</p> <p><b>【一時許可】法10条の5②</b><br/>関係行政機関の長は、第9項の規定による<b>一時的許可の有効期間が終了する前に</b>、新製品及びサービスに対する許可等の根拠となる法令の整備に着手しなければならない。</p> | <p>FSCの下に設置される審査委員会から「革新的な金融サービス」と認定された企業は、<b>最長2年間は規制を免除される形で、開発したサービスの試験運用を行うことが認められる。</b></p> <p><b>第3条①</b><br/>この法律は、<b>金融関連法令に優先して適用される。</b></p> <p><b>法4条①</b><br/>金融委員会は、第13条に基づく革新的な金融審査委員会の審査と第5条に基づく革新的な金融サービスと関連する行政権限を持つ機関の同意をもとに、2年間の範囲内で革新的な金融サービスを指定することができる。</p> <p><b>法5条①</b><br/>第4条の規定による革新的な金融サービスの指定を受けるための申請をすることができる者は、次のとおりである。</p> <p>1.金融会社等</p> <p>2.国内に営業所を置いた「商法」上の会社</p> <p><b>法16条</b><br/>革新的な金融事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第4条の規定により指定を受けた範囲内では、革新的な金融サービスを営むことができる。</p> <p>1.革新的な金融サービスに適用される基準、要件などが金融関連法令にない、または関連規定を当該サービスに適用することが適切でない場合</p> <p>2.革新的な金融サービスの許可するかの判断が不明、または革新的な金融サービスを営むことができる根拠となる金融関連法令がない場合</p> | <p><b>【一時許可】第90条①</b><br/>特区において革新的な事業及び戦略産業などに関する事業を行おうとする者は、技術革新事業や戦略産業などが次の各号のいずれかに該当し、法令による許可などを受けにくい場合に、規制の自由特区管轄市・道知事に<b>一時的許可を要請することができる。</b></p> <p>1.許可等の根拠となる法令の基準・規格・要件等が存在しない場合</p> <p>2.許可等の根拠法令に記載の基準・規格・要件等を適用することが非合理的である場合</p> <p>なお、この場合、安全性などを検証することができる資料を提出しなければならない。</p> |
|               | <p><b>【実証特例】38条の2①</b><br/>次の各号のいずれかに該当し、事業施行が困難な場合は、科学技術情報通信部長官に対して、関連規制の全部又は一部を適用しない<b>実証を行うための規制の特例措置を申請することができる。</b></p> <p>1.当該事業が他の法令上の規定により許可等を申請することが不可能である場合</p> <p>2.許可等の根拠法令に記載の基準、規格・要件等を適用することが不明確、または非合理的である場合</p>                                                                                                            | <p><b>【実証特例】10条の3①</b><br/>産業融合新製品及びサービスを試験及び検証することを目的として事業をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、産業通商資源部長官に対して、<b>実証を行うための規制の特例措置を申請することができる。</b></p> <p>1.許可等の根拠法令に当該事業に関する基準、規格・要件等が規定されていない場合</p> <p>2.許可等の根拠法令に記載の基準、規格・要件等を適用することが非合理的である場合</p> <p>3.他の法令上の規定により許可等を申請することが不可能な事業について、限られた区域及び期間及び規模の中で実証が必要である場合</p>                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p><b>【実証特例】第86条①</b><br/>その革新的なビジネスや戦略産業などと関連した新技術を活用した新しいサービスや製品の試験・検証をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、事業計画を策定して、規制の自由特区管轄市・道知事に<b>実証のための特例の付与を要請することができる。</b></p> <p>1.許可等の根拠法令に基準・規格・要件等が存在しない場合</p> <p>2.許可等の根拠法令に記載の基準・規格・要件等を適用することが非合理的である場合</p> <p>3.他の法令上の規定により許可等を申請することが不可能である場合</p>    |



## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 韓国 規制のサンドボックス制度の法的根拠 | 申請方法に関する条文

|      | ICT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 産業融合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | FinTech                                                                                                                                                                                                                                                         | 地域革新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請方法 | <p><b>【一時許可】執行令40条①</b><br/>           法第37条第1項に基づいて一時許可を申請しようとする者及び同条第2項に基づいて一時許可を要請しようとする関係機関の長は、科学技術情報通信部令で定める<b>一時許可申請書に次の各号の書類を添付して、科学技術情報通信部長官に提出しなければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業計画書（技術・サービスの名称と内容、事業範囲及び推進方法、推進日程等）</li> <li>2.法第37条第1項各号のいずれかに該当することを説明する資料</li> <li>3.安全性検証データおよび利用者保護の方案</li> <li>4.その他、科学技術情報通信部長官が必要とする資料</li> </ol>         | <p><b>【一時許可】執行令11条の5①</b><br/>           別紙第7号書式の一時的許可申請書に次の各号の書類を添付して、産業通商資源部長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.法第10条の5第6項第1号に基づいた事業実施計画書</li> <li>2.当該事業が産業融合の新製品及びサービスに該当することを説明する資料</li> <li>3.当該事業が法第10条の5第1項各号のいずれかに該当することを説明する資料</li> <li>4.革新性と利用者の便益増進に関する説明資料</li> <li>5.一時的な許可で発生する可能性のある損害及び損害賠償案に関する資料</li> <li>6.国民の生命・健康・安全・環境・地域均衡発展に関わるリスクと、個人情報保護及び処理の安全性に関する資料</li> </ol>                                                  | <p><b>法5条③</b><br/>           革新金融サービス指定申請をしようとする者は、金融委員会が定めて告示する申請書様式に応じて、申請書を作成し、関連する証拠資料を添付して、金融委員会に提出しなければならない。</p> <p><b>【革新金融サービス】告示第3条①</b><br/>           なお、「金融革新支援特別法」第5条第3項に基づく「金融委員会が定めて告示する申請書」では、申請者の情報、申請サービスの主な内容、審査要件を満たすかどうかに関する記載が求められる。</p> | <p><b>【一時許可】施行令第64条①</b><br/>           一時許可を申請しようとする者は、中小ベンチャー企業部令で定める<b>一時許可申請書に次の各号の書類を添付して、規制の自由特区管轄市・道知事に提出しなければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業計画書</li> <li>2.当該事業が法第90条第1項各号のいずれかに該当することを説明する資料</li> <li>3.法第90条第5項に基づく一時許可の適正性などを審議議決するために必要な資料</li> <li>4.その他一時許可が必要であると認められるものとして、中小ベンチャー企業部長官又は規制の自由特区管轄市・道知事が提出を要求する資料</li> </ol>                                                                        |
|      | <p><b>【実証特例】施行令42条の4①</b><br/>           法第38条の2第1項に基づいて制限的試験・技術的検証のために規制の特例申請を申請しようとする者は、科学技術情報通信令で定める、<b>実証の特例措置に関する特例申請書に次の各号の書類を添付して、科学技術情報通信部長官に提出しなければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.特例計画書（技術・サービスの名称と内容、事業範囲及び推進方法、推進日程、申請者の財政的・技術的能力、関連法令）</li> <li>2.法第38条の2第1項各号のいずれかに該当することを説明する資料</li> <li>3.利用者保護方案</li> <li>4.その他、科学技術情報通信部長官が必要とする資料</li> </ol> | <p><b>【実証特例】執行令11条の3①</b><br/>           別紙第3号書式の実証の特例措置に関する<b>特例申請書に次の各号の書類を添付して、産業通商資源部長官に提出しなければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.法第10条の3第6項第1号の規定による事業実施計画書</li> <li>2.当該事業が産業融合の新製品及びサービスに該当することを説明する資料</li> <li>3.当該事業が法第10条の3第1項各号のいずれかに該当することを説明する資料</li> <li>4.革新性と利用者の便益増進に関する説明資料</li> <li>5.今後の関連市場の成長可能性に関する資料</li> <li>6.実証に関連して発生することが予想される損害及び損害賠償案に関する資料</li> <li>7.国民の生命・健康・安全・環境・地域均衡発展に関わるリスクと、個人情報保護及び処理の安全性に関する資料</li> </ol> |                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>【実証特例】施行令第57条①</b><br/>           法第86条第1項に基づく実証のための特例を申請しようとする者は、中小ベンチャー企業部令で定める<b>実証特例申請書に次の各号の書類を添付して、規制の自由特区管轄市・道知事に提出しなければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実証計画書</li> <li>2.当該事業が革新事業または戦略産業など該当することを説明する資料</li> <li>3.革新事業や戦略産業などと関連した新たなサービスや製品が法第86条第1項各号のいずれかに該当することを説明する資料</li> <li>4.法第86条第4項に基づく実証特例の審議及び議決に必要な資料</li> <li>5.その他、実証特例に必要と認められるものとして、中小ベンチャー企業部長官又は規制の自由特区管轄市・道知事が提出を要求する資料</li> </ol> |

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 韓国 規制のサンドボックス制度の法的根拠 | 一時認可の審査基準に関する条文

|                  | ICT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 産業融合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | FinTech                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 地域革新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時許可に関する<br>審査基準 | <p><b>〔一時許可〕法37条⑪</b><br/>一時許可と関連がある関係機関の長は、当該機関の担当官を一時許可の審査手続に参加させる必要があり、科学技術情報通信部長官に対して一時的許可に関する意見を提出することができる。</p> <p><b>〔一時許可〕執行令40条⑤</b><br/>審議委員会は、次の各号の事項を考慮して一時許可の可否を審議・議決しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.技術・サービスの革新性</li> <li>2.関連市場及び利用者便益への影響と効果</li> <li>3.安全性と利用者保護方案の妥当性</li> <li>4.申請者の財政的・技術的能力</li> <li>5.法第37条第4項に基づいた試験及び検査の結果</li> <li>6.その他審議委員会委員長が必要と認めた事項</li> </ol> | <p><b>〔一時許可〕法10条の5⑤</b><br/>産業通商資源部長官は関係行政機関の長に、規制の特例審議委員会に出席するように要請することができる。</p> <p><b>〔一時許可〕法10条の5⑥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業実施計画書</li> <li>2.革新性と利用者に対する便益</li> <li>3.回復困難な損害が発生する可能性及び損害賠償案の適切性</li> <li>4.国民の生命・健康・安全・環境・地域均衡発展に関わるリスクと、個人情報保護及び処理の安全性</li> </ol> <p><b>〔一時許可〕施行令11条の5⑥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.法第10条の5第6項第1号に基づいた事業実施計画書の内容の充実性と実行可能性</li> <li>2.申請者の技術的・財政的能力</li> <li>3.革新性と利用者に対する便益</li> <li>4.発生する可能性のある損害と被害者保護方案の適切性</li> <li>5.国民の生命・健康・安全・環境・地域均衡発展等に及ぼす影響</li> <li>6.個人情報保護上のリスク</li> </ol> | <p><b>法13条④</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.国内の金融市場での活動に注力することを目的としているかどうか</li> <li>2.既存の金融サービスと比較して十分に革新的であるかどうか</li> <li>3.金融サービスの提供によって、金融全体及び消費者の便益が増大するかどうか</li> <li>4.この法律による規制の特例措置がなくても、金融関連法令に基づいて適切な金融サービスを提供することができるか、また特例措置を適用する場合、特例が適用されない規制を回避できるかどうか</li> <li>5.申請者が当該金融サービスを適切に営む資格と能力を備えているかどうか</li> <li>6.当該事業の業務範囲と方法が具体的であり、事業計画が妥当で健全なかどうか</li> <li>7.次の各目の消費者保護とリスク管理方案などが適切かどうか             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 利用者の範囲や利用者数、件別取引金額の限度、顧客別取引回数などの制限</li> <li>イ 第20条第1項及び第2項による危険告知と同意の上での受領</li> <li>ウ 第28条に基づく紛争処理と調整</li> <li>エ 指定期間中に発生する可能性のある消費者に対する被害や危険を予防する方策</li> <li>オ 責任保険加入などの損害賠償責任の履行を確保するための方策</li> <li>カ 指定期間の終了後に発生する可能性のある消費者に対する被害や危険を予防するための方策</li> <li>キ その他の個人情報の保護及び処理などの金融消費者保護とリスク管理などのために必要な事項として、金融委員会が定めて告示する事項</li> </ul> </li> <li>8.当該事業により、金融市場や金融秩序の安定性が著しく阻害されるおそれがあるかどうか</li> <li>9.金融関連法令の立法目的の達成を著しく阻害するおそれがあるかどうか</li> </ol> | <p><b>〔一時許可〕施行令64条⑥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.第1項第1号に基づいた事業計画書の内容の充実性と実現可能性</li> <li>2.申請者の財政的・技術的能力</li> <li>3.革新性・安全性及び利用者に対する便益</li> <li>4.革新事業や戦略産業などと関連した市場の成長可能性</li> <li>5.国民の生命・健康・安全、環境などに与える影響</li> <li>6.利用者保護方案と個人情報保護及び処理の安全性</li> <li>7.その他の規制の自由特区委員会の委員長が革新事業や戦略産業などの特性に応じて必要と認める事項</li> </ol> |

## 【デスクトップ調査】事業者に対するインセンティブを設定している事例等

## 韓国 規制のサンドボックス制度の法的根拠 | 実証特例の審査基準に関する条文

|                  | ICT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 産業融合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | FinTech | 地域革新                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実証特例に関する<br>審査基準 | <p><b>[実証特例]法38条の2⑥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.技術・サービスの革新性</li> <li>2.関連市場及び利用者便益への影響と効果</li> <li>3.国民の生命及び安全の阻害するかどうか、個人情報保護及び処理の安全性</li> <li>4.実証のための規制の特例が適正かどうか</li> <li>5.その他の実証のための規制の特例の指定に必要な事項</li> </ol> <p><b>[実証特例]施行令42条の4④</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実証範囲（地域的範囲、利用者の規模等）と実証方法の具体性</li> <li>2.実証するための財政的・技術的能力</li> <li>3.その他審議委員長が、該当する技術・サービスの実証の特性に応じて必要と認めた事項</li> </ol> | <p><b>[実証特例]法10の3⑤</b></p> <p>産業通商資源部長官は、関係行政機関の長に規制の特例審議委員会に出席するように要請することができる。</p> <p><b>[実証特例]法10条の3⑥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事業実施計画書</li> <li>2.革新性と利用者の便益</li> <li>3.今後の関連市場の成長可能性</li> <li>4.回復困難な損害が発生する可能性及び損害賠償案が適切かどうか</li> <li>5.国民の生命・健康・安全・環境・地域均衡発展に関わるリスクと、個人情報保護及び処理の安全性</li> <li>6.その他の規制の特例付与に必要な事項</li> </ol> <p><b>[実証特例]施行令11条の3⑫</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.法第10条の3第6項第1号の規定による事業実施計画書の内容の充実性と実行可能性</li> <li>2.申請者の技術的・財政的能力</li> <li>3.当該事業の革新性と利用者に対する利便性</li> <li>4.当該事業の市場の成長可能性</li> <li>5.当該事業の実証過程で発生する可能性のある損害と被害者保護方案が適切かどうか</li> <li>6.国民の生命・健康・安全・環境・地域均衡発展等に及ぼす影響</li> <li>7.個人情報保護に関するリスク</li> <li>8.その他委員長がその産業融合新製品・サービスの特性に応じて、必要と認める事項</li> </ol> | —       | <p><b>[実証特例]施行令57条⑥</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.試験及び検証の範囲（地域の範囲は、利用者の規模等）、試験及び検証方法の具体性</li> <li>2.申請者の財政的・技術的能力</li> <li>3.革新性と利用者に対する便益</li> <li>4.国民の生命・健康・安全、環境などへ与える影響</li> <li>5.利用者保護方案と個人情報保護及び処理の安全性</li> <li>6.その他の規制の自由特区委員会の委員長が革新事業や電力業界などの特性に応じて必要と認める事項</li> </ol> |

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# イギリス 規制所管省庁に提言・勧告を行う機関 | Better Regulation Executiveの概要

- Better Regulation Executive (BRE) とは、Department for Business, Energy and Industrial Strategy (BEIS) に設置されている、省庁横断で規制改革に関する取り組みを行う部署である。
- BREは省庁と協業し、規制コストの評価と必要に応じてその削減、規制の合理化及び事業者に対する負担の減少を行っている。

### BREの組織構造





## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# イギリス 規制所管省庁に提言・勧告を行う機関の業務 | BRFの改訂

- BREXITに際して、EU法に定められた法律・規則から脱却した、“よりよい制度”を構築するために、フレームワーク（BRF）が改訂された。

## フレームワーク改訂の概要

### 改訂の背景

- BREXITにより、EU法において定められる法律・規則に縛られる必要がなくなった。
- BREXIT報告書・“Smarter regulation to grow the economy”（経済を成長させるためのよりスマートな規制）に基づき、改訂を行った。

### 改訂の目的

- 規制の代替案の検討と利用を増やすこと
- ビジネスへの直接的なコストを超えたより広範な影響を考慮することによる、規制案のより早期かつ全体的な精査
- 実施された規制がその目的を達成しているかどうかのより早期かつ一貫した評価

### 新しいフレームワークの原則

- **主権的にアプローチする**
  - 私たちは、（BREXITによる）新しい自由を利用して、英国法に基づく独自のアプローチを行う。英国の独立した規制当局によって保護され、英国市場を強化するように設計されている。
- **先頭に立って取り組む**
  - 未来に焦点を当て、新しい技術の開発を形成・支援し、新しい市場を創造する。  
新しい自由を使って迅速かつ機敏に行動し、より良い市場につながるため、質の高い規制を追求する。
- **自由競争と規制の釣り合いを保つ**
  - 市場が最良の結果を達成する場合には、市場が自由かつダイナミックになるようにする（市場の創出・成長を規制により妨げない）。可能な限り、規制外の選択肢を追求する。最良の結果を達成するために強力なルールが必要な場合には、断固として行動してルールを導入し、積極的に施行する。
- **法規制の機能を認識する**
  - 実社会に導入された規則の影響を徹底的に分析し、規制が目的を達成しない場合や許容できないコストで行われる場合には、それを確実に改訂または削除する。
- **世界的に高い基準を設定する**
  - 自国において高い基準を設定し、多国が存在する場において主導的役割を果たし、他国の意思決定に影響を与え、グローバルなアプローチを必要とする問題の解決を支援することにより、世界中で強固な規制外交に取り組む。

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

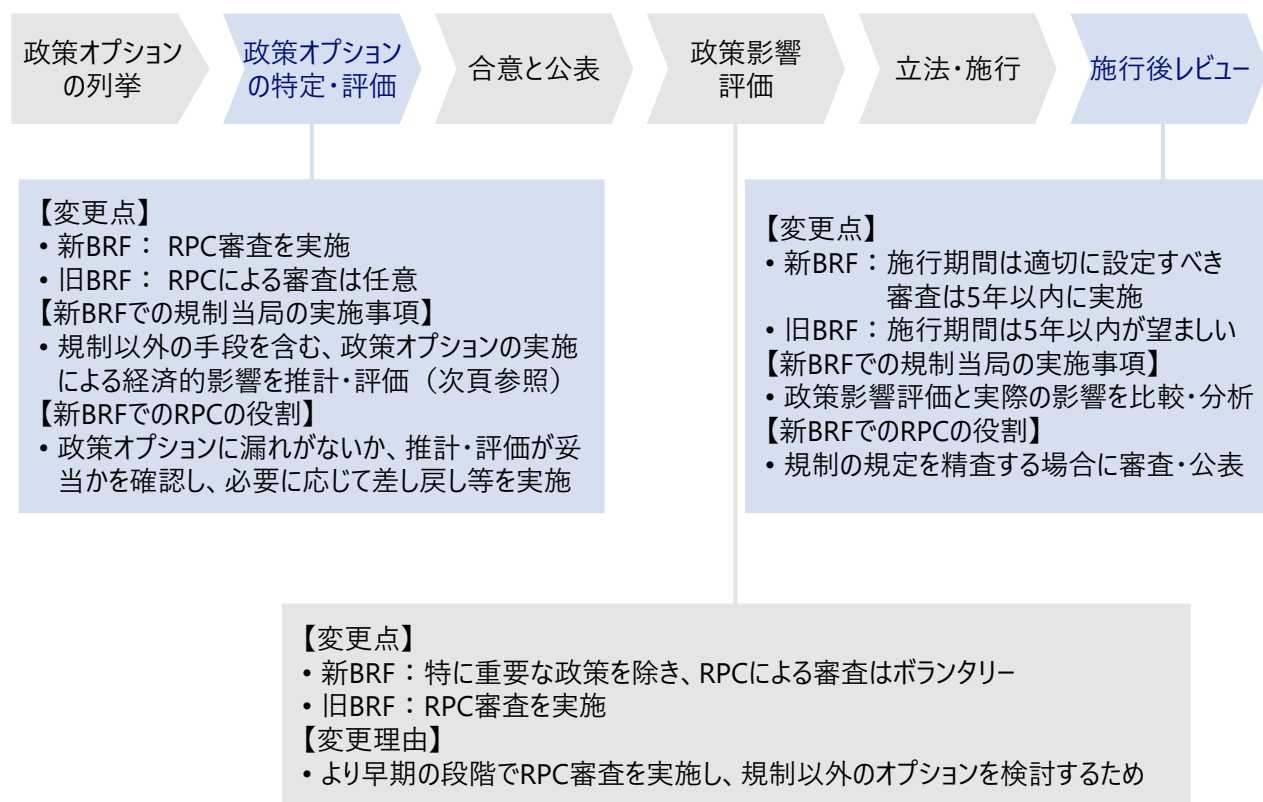
### イギリス 政策評価 | BRFの主な記載内容

- BRFでは、法規制の導入及び見直しのためのプロセス及び評価方法が記載されている。
- これまで、法律の施行期間は5年以内とすることが望ましいとされてきたが、新しいフレームワークでは、法律の施行期間は適切に設定すべきとされている。EU法を基に設定された、ビジネスへの直接的な影響を行う5年以内のインパクト評価から、より全体論的なアプローチへと転換することが背景にある。
- BRE及びRPC、BRUは、いずれもBRFに基づき、業務を遂行しており、政策立案者についてもBRFを読むことが強く推奨されている。

#### “BRF Guidance”の構成

- ・ はじめに
- ・ スコープ
- ・ フレームワークの概要
- ・ 基本情報
- ・ 政策策定プロセス
- ・ 政策案評価
- ・ RPC独立審査 等

#### BRFに記載されている政策立案プロセス



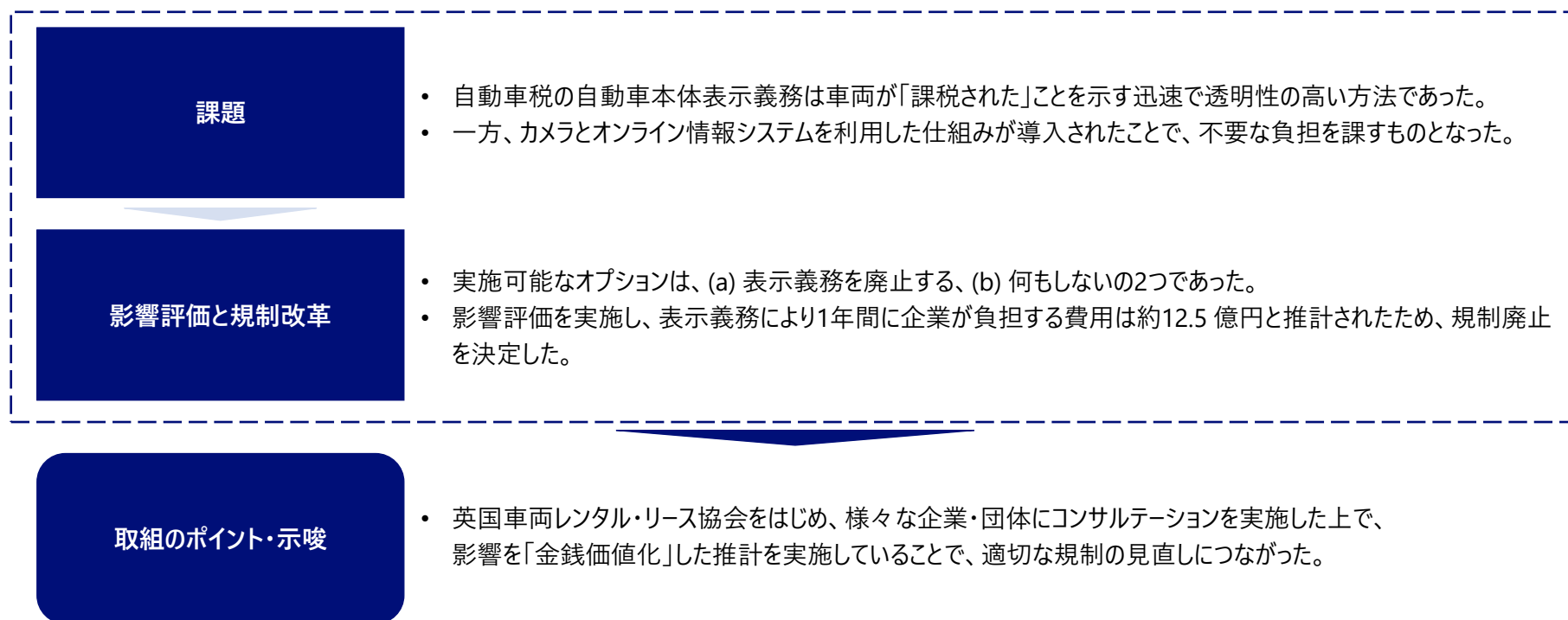


【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

【参考】イギリス 規制所管省庁内の規制改革推進組織 | BRUの業務例

- BRU（Better Regulation Unit）とは、政策がBetter Regulationの要件を満たすためのアドバイスを目的とした、各省庁内の組織である。
- 2016年時点で、Department for Transport（DfT）のBRUは計5人で運営されており、RPC（Regulatory Policy Committee）に提出前の段階で、政策担当者・経済学者・法律家が新たに策定する政策の影響評価を実施し、規制改革に繋げていた。（以下、DfT規制改革事例参照）
- DfTのBRUは、RPCに提出した政策影響評価の結果が差し戻し（再提出）となる割合を、1つのKPIとしていたようである。
- DfT及びDepartment for Environment, Food and Rural Affairsではポータルサイト（対外非公開）を構築し、暗黙知となっていた規制改革プロセスを形式化している。

DfT規制改革事例：自動車税の自動車本体表示義務の廃止\*



出所) 総務省「英国における規制の政策評価に関する調査研究」を基に、NRI作成。\* 現在のBRFの枠組みではなく、以前の枠組みによる政策評価プロセスの成果であることに留意。

## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

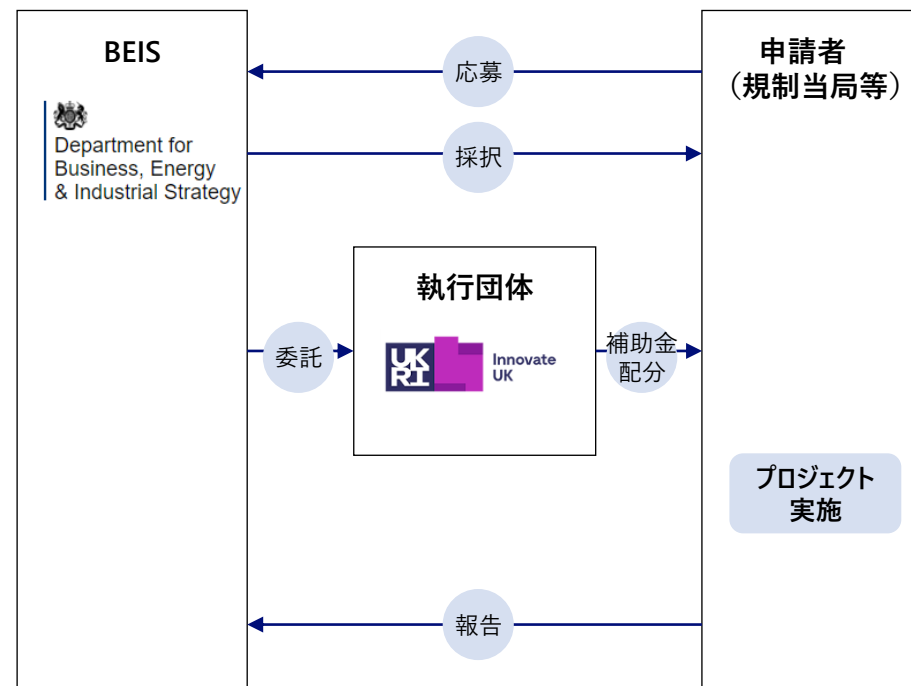
## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | Regulators Pioneer Fund (RPF)

- BRE (Better Regulation Executive) では、イノベーション促進を見据えた規制改革を行うためのプロジェクトに対して、プロジェクト遂行のための予算（補助金）を付けることで、規制省庁に金銭的なインセンティブ付与を行っている。

## RPFの概要

|          |                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称       | Regulators Pioneer Fund (RPF)                                                                                                                                                                                           |
| 概要・目的    | <p>Regulators Pioneer Fundとは、イギリスが規制の検討や実験を行う最先端の場所であり続けることを目指し、導入された仕組みである。</p> <p>イギリスにおいて、イノベーションや投資を促進するような規制環境を実現しようとする、規制当局や地方行政のプロジェクトを支援する。</p> <p>支援を受けたいプロジェクトは、革新的であり、研究・学習・実験的アプローチを規制に適用するものでなければならない。</p> |
| 所管省庁     | ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy & Industrial Strategy; BEIS)                                                                                                                                          |
| 予算執行団体   | Innovate UK<br>(BEISの一部署であるBetter Regulation Executiveに代わって執行)                                                                                                                                                          |
| 対象となる申請者 | 規制当局、地方行政等                                                                                                                                                                                                              |
| 対象産業     | 人工知能、データ革命、モビリティ、高齢化社会 等                                                                                                                                                                                                |

## RPFの仕組み（イメージ）



## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPFの応募条件

■ RPF第3ラウンド（応募期間：2022年7月21日～2022年9月29日）における応募条件は以下の通りである。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期間               | <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトと期間は「8か月」または「12～18か月」運用しなければならない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            |
| 規模               | <ul style="list-style-type: none"> <li>8か月プロジェクトの場合、2023年1月までにプロジェクトを開始し、2023年8月31日までに完了しなければならない。</li> <li>12～18か月プロジェクトの場合、2023年9月までにプロジェクトを開始し、2025年2月28日までに完了しなければならない。</li> </ul>                                                                                                               |
| 補助金              | <ul style="list-style-type: none"> <li>個々のプロジェクトは、最大1万ポンドの助成金を申請できる。（予算全体は、最大12万ポンド）</li> <li>補助金の対象としては、スタッフの確保・備品の準備・下請け業者の調達等が含まれる。非営利活動のみに使用することができる。</li> <li>プロジェクトが資金調達対象として選択された場合は、プロジェクトの開始日より前に、下請け業者の調達などの採用活動をサポートするために資金を申請できる。ただし、RPFの資金は会計年度に割り当てられ、割り当てられた会計年度に費やす必要がある。</li> </ul> |
| 評価の視点            | <ol style="list-style-type: none"> <li>野心的であること</li> <li>コラボレーションを行っていること</li> <li>国としての重要イシューに対処していること</li> <li>斬新であること</li> <li>創造的であること</li> <li>体系的であること</li> <li>再現可能であること</li> </ol>                                                                                                           |
| 提案の条件<br>(マスト事項) | <ol style="list-style-type: none"> <li>プロセスと結果の適切な記録・評価を行える体系的なアプローチの採用及びKPIの検討</li> <li>BEISがRPF関連のデータに対してフルアクセスできるようにすること</li> <li>RPFプロジェクトの広報、プロモーション活動についてはBEISの承認を得ていること</li> <li>プロジェクトの重要なインサイトをレポートにまとめ、公開すること 等</li> </ol>                                                                 |
| その他要件            | <ul style="list-style-type: none"> <li>主として申請できる件数は、プロジェクト期間ごとに2つの申請が上限</li> <li>第1ラウンドまたは第2ラウンドで提案が成功した場合、このコンテストで同じ提案を提出することはできない。（アップデートが必要）</li> </ul>                                                                                                                                           |

## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPF採択による実証環境の整備

■ RPFにより、規制所管省庁毎に規制のサンドボックス制度をはじめとした、実証環境の整備も行われている。

## RPFに採択された、実証環境整備に関するプロジェクト

| プロジェクト名称                                                                  | 機関                                | プロジェクト概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額         |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 規制当局のビジネスプライバシーイノベーションハブ<br>(Regulators' Business Privacy Innovation Hub) | Information Commissioner's Office | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトでは、Innovation Hubと各規制当局が協力して、情報プライバシーの確保とデータ保護に関する専門的なサポートを企業に提供することを通じて、革新的な製品やサービスを生み出す手助け（個人情報保護に関するICO Sandbox制度の設立、合成データセットの使用に関するMHRAへの助言等）を行う。</li> <li>また、ICOに属する専門家が各規制当局が協力して、各局でも同様に組織改革及び"privacy by design"に基づくアプローチを実践できるよう、サポートする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 536,127ポンド |
| クロスセクターサンドボックス<br>(Cross-sector regulatory sandbox)                       | Financial Conduct Authority       | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトでは、複数の規制当局が連携して一つのサンドボックス制度（Cross-sector regulatory sandbox）を作り上げることが可能か検証するための実証を行う。<br/>（仮にCross-sector regulatory sandboxが整備された場合、実証を行いたい企業の窓口及び申請プロセスを一元化することができるようになる。）</li> <li>対象分野としては、複数の規制当局が関与することが想定される、IoTやビッグデータで実施することを予定している。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 62,500ポンド  |
| 原子力分野における人工知能の規制サンドボックスのパイロット                                             | 原子力規制委員会                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制当局は、イノベーションに関する規制の不確実性を最小限に抑える上で重要な役割を果たしており、革新的なアプローチや技術の採用を可能にする上で重要な役割を果たしている。</li> <li>原子力規制委員会 (ONR) のイノベーションハブは現在、社会の利益となり、安全、セキュリティ、環境保護の期待に合致する原子力部門のイノベーションを可能にするために、社内外で使用される多くの製品を試行している。</li> <li>本プロジェクトは、環境庁と協力して、原子力部門における革新的な技術とアプローチの採用を支援するための規制サンドボックスプロセスを試験的に実施する。規制のサンドボックス化とは、規制当局と業界が非規制環境で協力して、革新的な提案がどのように進むことができるかを模索することである。</li> <li>人工知能 (AI) がパイロットトピックとして選ばれ、プロジェクトは原子力部門での2つの潜在的なアプリケーションに焦点を当てる。パイロットサンドボックスは、規制当局の意思決定からの独立性を維持しながら、AIの革新者が、将来の展開のリスクを軽減するために、安全な空間で規制当局の助言にアクセスすることを可能にする。</li> <li>これは英国の原子力規制当局による規制サンドボックスの最初の適用となり、その学習は主要な利害関係者や業界と共有される。</li> </ul> | 170,950ポンド |

## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPFに採択された地方自治体の取組

■ RPFにおいては、地方自治体によるプロジェクトも採択されている。

RPFにおける地方自治体が採択したプロジェクト (1/2)

| プロジェクト名称                                                                                                                                                   | 機関                               | プロジェクト概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 金額         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 共同の街路事業を通じてSuDSへの多額の投資を可能にする市場ベースのアプローチの開発<br>(Developing a market based approach to enable significant SuDS investment through collaborative streetworks) | Greater London Authority         | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトは、インフラ調整サービス (ICS) 共同街路事業プログラムを通じて、大規模で重要かつ持続可能な排水システム (SuDS) の提供を促進するための戦略的かつ革新的な市場ベースのアプローチを開発する。</li> <li>本プロジェクトでは、英国の環境市場からの学習を活用して特定された機会を活用し、特定されたプロセッサーに対処して投資を行い、大規模な共同配送を可能にすることを目指す。</li> <li>本プロジェクトでは、ロンドンの重要な洪水耐性対策への投資を改善するために、市場ベースのアプローチを適用するためのより広範な機会も特定する。</li> </ul>                                                                                                                                                           | 264,000ポンド |
| 交通規制サンドボックス-動的な交通管理と、街路空間と交通秩序のデジタル化<br>(Transport Regulatory Sandbox - Dynamic traffic management and digitisation of street spaces and traffic orders.)  | West Midlands Combined Authority | <ul style="list-style-type: none"> <li>運輸省と協力して、最初の運輸規制サンドボックスを作成し、道路空間の動的な交通管理とデジタル化に取り組む。DfTは3つの重要な原則について協議している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* デジタル交通規制命令 (TRO) の作成</li> <li>* 地域社会との関わりや協議の変革</li> <li>* TROsの作成にかかる時間を単純化/高速化</li> </ul> </li> <li>ウェスト・ミッドランズ結合行政機構は、他の地方自治体と連携して、Rules of the Roadプロジェクト (Future Transport Zone UK Pathfinderの下、DfTの資金提供を受けて) を実施する。これは、プラットフォーム/ソフトウェアエンジンによってサポートされ、リアルタイムのRules of the Roadデジタルマップの作成を可能にする、普遍的に採用されるTRO管理プロセスになる。</li> </ul> | 615,632ポンド |
| 都市部でのドローンの価値を引き出す地方規制の改善<br>(Drone Ready Cities (DRC) Roadmap to a regulatory framework for commercial drones in urban environments)                       | Coventry City Council            | <ul style="list-style-type: none"> <li>航空業界では、ドローンの利用拡大を可能にする空域規制の整備に取り組んでいる。Coventry City CouncilはMidlands Aerospace Allianceと協力して、都市のドローン利用に対する航空以外の規制障壁に取り組み、公共および民間組織がより速く、より安全で、より安く、環境への影響を少なく提供できるようにする。これは、地方自治体の規制当局や他の規制当局、運輸、航空、地元の潜在的な受益者からの利害関係者との一連のワークショップを通じて行われる。それぞれに、英国やその他の国における他の関連プロジェクトの経験からベンチマークする機会が与えられる。</li> <li>実施のための枠組みを含む調査結果の報告書を他の地方自治体と共有し、英国全体が利益を得ることができるようにする。この提案は、ネットゼロ経済への移行、生活コストの削減、標準化などに関連している。</li> </ul>                                          | 268,175ポンド |

出所) BEIS "Projects selected for the Regulators' Pioneer Fund (2022)"より、NRI作成



## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPFに採択された地方自治体の取組

RPFにおける地方自治体が採択したプロジェクト (2/2)

| プロジェクト名称                                                                                                                                                                         | 機関                         | プロジェクト概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 金額         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| スマートシティ環境内での無人航空機の規制<br>(Regulating Unmanned Aerial Vehicles within Smart City Environments)                                                                                     | Milton Keynes City Council | <ul style="list-style-type: none"> <li>スマートシティの取り組みの一環として、ミルトン・キーンズ市議会はクランフィールド大学のDrone Innovation Hubと衛星アプリケーションCatapult Westcott DronePortと協力して、ロボットによる配送サービスや自動運転の旅客シャトルと並行して動作する新しいドローンベースのサービスの証明、試行、テスト、実証を行う。</li> <li>Regulators' Pioneer Fund Competition Brief 6 emergency response: リアルタイムの位置情報を共有する機能を作成する。このプロジェクト自体は、新しい技術を実証し、安全、安心、信頼できることを示し、この分野における英国全体の規制の発展を支援することを目的としている。彼らは、継続的な実験を可能にするテストベッドを確立することを計画しており、彼らの先駆的な仕事は、ミルトンケインズ内およびそれ以外の両方で、より広範な採用と展開の計画を作成することにもなると考えている。</li> </ul> | 998,815ポンド |
| 海事規制イノベーションフレームワーク (MRIF) - 海事イノベーションを支援するための規制フレームワークの開発<br>(Maritime Regulatory Innovation Framework (MRIF) - Developing regulatory frameworks to support maritime innovation) | Plymouth County Council    | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトを通じて、理事会は、研究開発のための自律型および試作型の船舶をテストするための証拠ベースとフレームワークを開発する。これにより、英国のイノベーターと企業が、新しい技術や新興の技術进行测试する上でリーダーシップを発揮できるようになる。</li> <li>主要な利害関係者だけでなく、国内外の規制当局および関連当局と協力しながら、安全でタイムリーかつ費用対効果の高い方法で研究開発を推進するための業界のニーズを特定し、対処するために、重複する法的要素および運用要素を対象とし、定量化し、マッピングするための専門的かつ学術的なリソースを提供する。</li> <li>実行可能で安全な規制を作成することで、英国はゼロエミッションと自律的な船舶のイノベーションと製造拠点の国際センターとして主導的役割を果たすことができるようになる。</li> </ul>                                                                              | 842,490ポンド |
| 民間住宅チームへのインテリジェンス支援<br>(Intelligence Support for Private Sector Housing teams)                                                                                                   | Powys County Council       | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトは、住宅関連当局の協力体制を改善し、国境を越えたビジネスに対するガイダンスを整合させ、最も必要とされる場所に執行できることを目標としている。</li> <li>イングランド全土の住宅執行チームのための地域調整により、より良いコミュニケーションと情報共有が実現し、脅威の優先順位付けと資源の最も効果的な活用が可能になる。</li> <li>不動産セクターの企業にとっては、訪問回数を減らし、多くの異なる当局や部門に同一の情報を提供する必要のある重複を避けることができる。</li> <li>企業はアドバイスを通じてサポートされ、問題のある事業者は取り締まりの対象になるため安心である。</li> </ul>                                                                                                                                                    | 818,798ポンド |
| グレーター・マンチェスター・ビジネス・コンプライアンス・サービス<br>(Greater Manchester Business Compliance Service)                                                                                             | Tameside Council           | <ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトはグレーターマンチェスター (GM) の地方自治体を集め、地元企業にコンプライアンスに関するアドバイスやサポートを提供することで、企業が革新的な新規製品、プロセス、サービスに集中する時間を確保することを目的としている。</li> <li>まこのプロジェクトが終了した後も、このサービスが長く続くように、ビジネス・コンプライアンス・サービスのスタッフは、新しいGMビジネス・コンプライアンス・ウェブサイトで、企業から提案された、企業向けセルフヘルプ・コンプライアンス製品およびツール一式を作成する予定である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                          | 503,728ポンド |



## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPF第1ラウンドの評価結果

- The Better Regulation Executive (BRE) 及びKantar Public UKは、2021年3月に、Regulators' Pioneer Fund（第1ラウンド）の成果や課題等をまとめたレポートを公開した。
- 評価結果については、Impact EvaluationとProcess Evaluationの2つに分けて公開している。

## Regulators Pioneer Fund（RPF）の評価結果

| Impact Evaluation                          |                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【結論】RPFは各プロジェクトが成果を上げることに對して、大幅に貢献することができた |                                                                                                                                          |
| RPFの目的                                     | 評価結果                                                                                                                                     |
| イノベーション促進                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業やイノベーションの創出に大きく成功したと考えられる。</li> <li>15の新製品、プロセス、サービスがプロジェクトの結果、実証段階に移行している。</li> </ul>        |
| イノベーションの成果が市場に投入されるまでの時間やコストの削減            | <ul style="list-style-type: none"> <li>時間やコストの削減に成功したと考えられる。</li> <li>規制当局も自身も、ステークホルダーも時間やコストの削減を実感している。</li> </ul>                     |
| 企業や投資家の規制に対する理解向上                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>18か月のプロジェクトでは成果が測りづらいものの、一定の成果を上げることに成功したと考えられる。</li> <li>ステークホルダーに対して行った調査から成果が一部見えた。</li> </ul> |
| 消費者の規制に対する理解向上                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>他の指標と比べて、あまり成果が見られなかった。</li> </ul>                                                                |
| 採択省庁が他の省庁に前向きな影響を与えること                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の成果を上げることに成功したと考えられる。</li> <li>実際に、規制当局がRPFの枠組み以外の規制当局と関係性を構築できたケースがある。</li> </ul>              |
| 採択省庁が他の機関と規制的アプローチで協調すること                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>他の機関との協調に成功したと考えられる。</li> <li>規制当局の中には国際機関と関係性を構築したり、関心を集めたりすることに成功したケースがある。</li> </ul>           |

## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPF第2ラウンドの評価実施方法

- ロジックモデルを用いて、RPF第2ラウンドの申請プロセス、プロジェクトの実施（デリバリー）・結果（アウトカム）・影響（インパクト\*）について評価がなされた。

ロジックモデル：RPF第2ラウンドで達成される理論上の変化

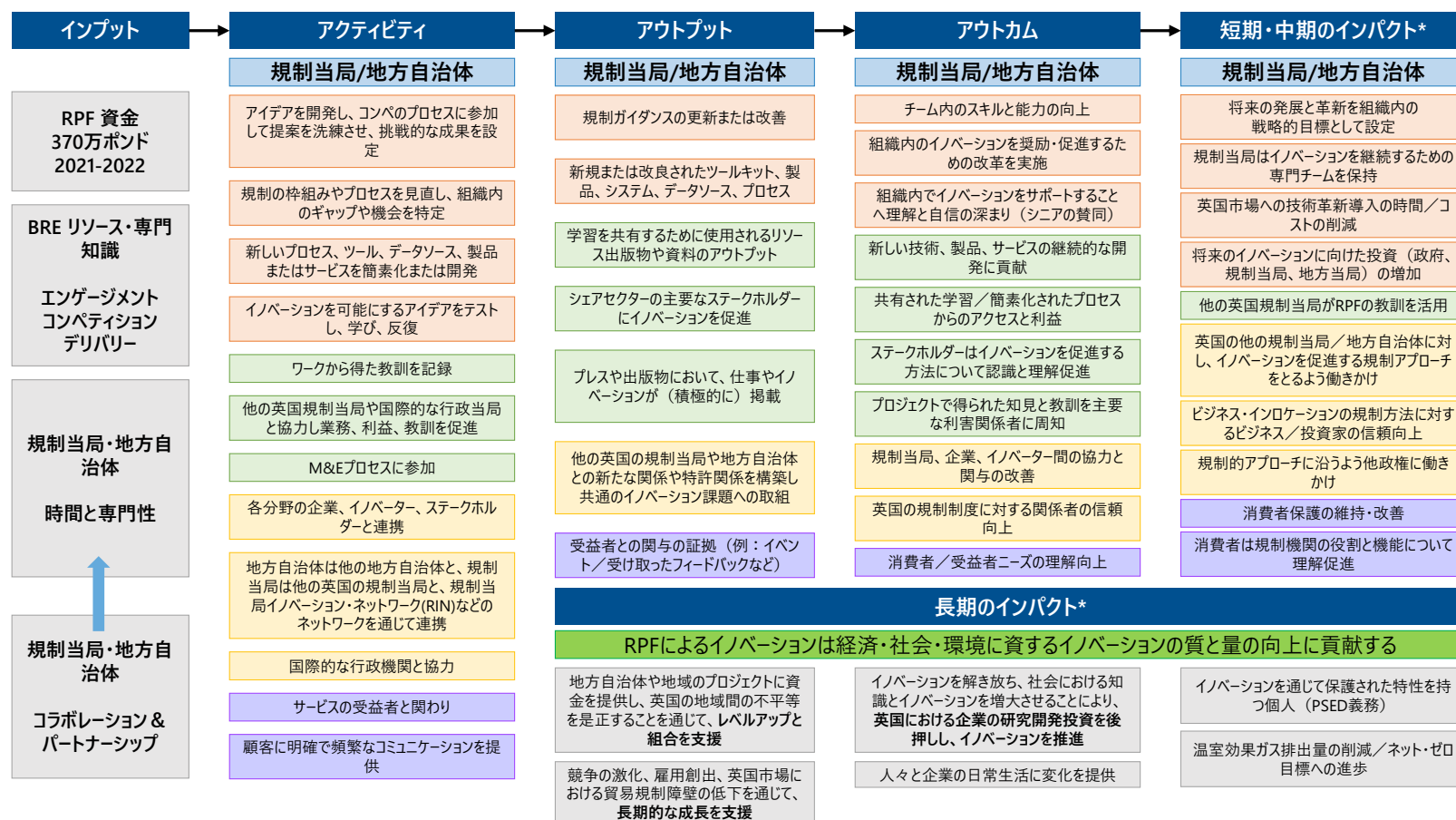
凡例)

規制当局／地方当局内

ステークホルダーとの関わり

学習の記録／共有

消費者

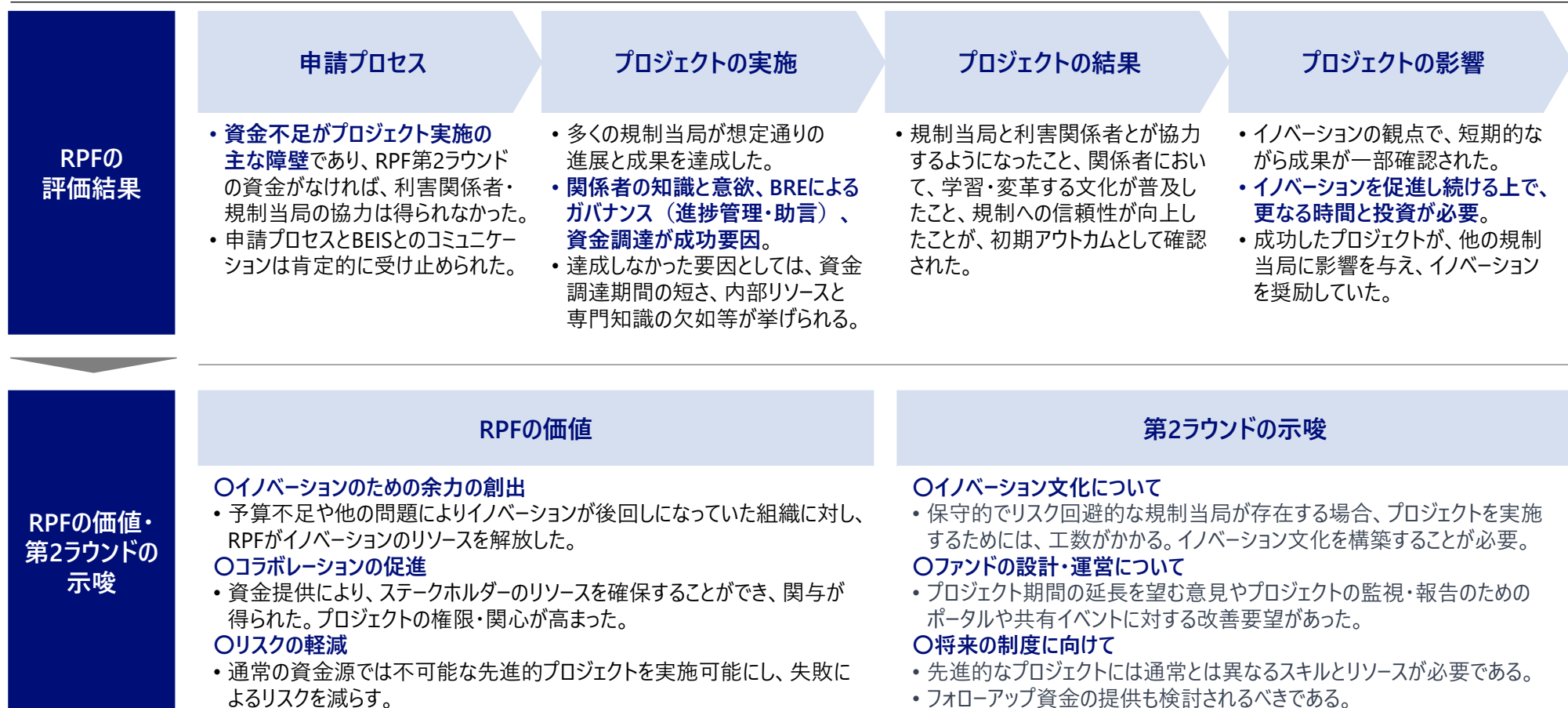


## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

# イギリス 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | RPF第2ラウンドの評価結果と示唆

- RPF第2ラウンドの資金提供により、イノベーション領域のための余力創出（プロジェクトを運営するための人材の確保等）や先進的なプロジェクト実施のリスク排除（各規制当局で予算を確保する上では、失敗するリスクがあるため、実施しづらいプロジェクトの実施、例えばAI分野のサンドボックス制度の導入等）に繋がっていたと評価されている。

### RPFの評価と今後に向けた示唆



出所) BEIS "Evaluation of the Regulators' Pioneer Fund Second Round Final Report"を基に、NRI作成

【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

## カナダ 規制所管省庁に提言・勧告を行う機関 | Treasury Board of Canada、Treasury Board of Canada Secretariat

- Treasury Board of Canada（国家財政委員会）は、1867年に設立されたPrivy Council（枢密院）に所属する委員会で、財務大臣をはじめとする閣僚により構成されており、政府の政策に関する財政・人事・行政管理及び規制策定・改正等が主な役割。
- Treasury Board of Canada Secretariat（国家財政委員会事務局）は、国家財政委員会の実務を担当する行政機関であり、政府プログラムや行政サービスの支出・規制・管理を効果的かつ効率的に行うため国家財政委員会に助言する役割を持つ。
- カナダの規制所管省庁は費用便益分析をはじめ規制影響分析に特化した部門を有しており、[規制のトライアージ](#)及び規制影響分析をそれぞれ実施した上で、Treasury Board of Canada・Treasury Board of Canada Secretariatの確認を受ける。
- Treasury Board of Canada Secretariatは、提案を拒否することではなく、規制影響分析に関する助言を与えることを目的とし、Treasury Board of Canada は、定量化できない便益が大きい場合、それがコストを上回るかを判断することを目的として確認する。

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

### カナダ 規制所管省庁に提言・勧告を行う機関 | Centre for Regulatory Innovation

- Centre for Regulatory Innovation (CRI) とは、規制当局と規制システムが技術の進歩に追いつくことを支援することを目的に、Treasury Board of Canada Secretariat (カナダ国家財政委員会) の規制関連部門の一部として設置された省庁横断型の組織である。
- CRIは、“Fall Economic Statement 2018”で設立が宣言され、企業と政府が協力して、消費者の信頼を損なわない範囲で、イノベーションを促進するような規制実験アプローチを開発および実施することを目指している。

#### CRIの連邦規制当局の支援目的

---

- 規制の文脈における革新的アプローチに関する知識を拡大する
- 実験などの規制上の意思決定に対する革新的アプローチを探求する能力を高める
- 同様のアプローチやプロジェクトに取り組んでいる規制当局とつながり、そこから学ぶ
- 技術変化に伴う規制上の課題に対応する
- 新しい技術をカナダ市場に導入しようとしている業界のイノベーターに規制上の支援と助言を提供する



## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# カナダ 規制所管省庁に提言・勧告を行う機関の業務 | Regulatory Experimentation

- Regulatory Experimentation（規制実験）は、規制当局が規制に関する意思決定を行う際に直面する不確実性を軽減するためのエビデンスや情報を生成することを目的とした取組である。「規制に関する意思決定を支援する」という点に特徴がある。
- CRIは、本取り組みを通じて、規制当局に規制実験の開発に関するリソース、アドバイス、専門知識を提供している。
- 規制当局単独の取組に加えて、Transport Canadaにおける事業者を巻き込んだ、ドローンに関する規制のサンドボックス制度の成立についても支援を行った。

### regulatory experimentationの一例

- 限られた製品、地域、ユーザーを対象とした規制案の実験
  - ✓ “a proposed set of regulations for a limited number of products, in a limited area, or for a limited group of users”
- 新製品またはイノベーションが既存の規制制度でカバーされているかどうか、既存の規制がどのように適用されるか、新しい規制が必要かどうかの検証
  - ✓ “whether a new product or innovation is covered in an existing regulatory regime, how existing regulations would apply, and whether new regulations are required”
- 業界、規制、市民への影響を規制当局に通知する革新的なアプローチまたは技術
  - ✓ “an innovative approach or technology to inform regulators on the potential impacts on industry, regulation, and citizens”

### 主な支援実績

- Light sport aircraft
  - ✓ 現状、小型航空機をパイロットの訓練に活用することは、排気や騒音等の問題により規制上認められていない。
  - ✓ 本実験は、小型航空機がパイロットの訓練に効果的か検証し、規制の見直しに繋げることを目指している。
- Digital credentials and wallets
  - ✓ カナダ政府において、デジタル資格情報とウォレットの普及率を上げることを目的に、ステークホルダーの習熟度や知見を高めるのに最も効果的な指導方法の検証を行っている。
- Supply chain transparency and labelling for chemicals in products
  - ✓ 化学物質の健康や環境への影響を見える化することを目的に、サプライチェーンの透明性と製品中の化学物質のラベリングを普及させる取り組みを、ワークショップ等を通じて進めている。



## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# カナダ 規制所管省庁に提言・勧告を行う機関の業務 | Regulators' Experimentation Toolkit

- CRIは、規制当局が規制実験・規制のサンドボックス制度を設計・実行する上で役に立つ実務的なガイダンス“Regulators' Experimentation Toolkit”を提供している。
  - 例えば、A/Bテストの実施方法及び、A/Bテストを活用して消費者向けの製品情報の表示方法を決定した事例紹介が記載されている。
- Regulatory Experimentationを実施し、補助を受ける（後頁）上では、本ガイダンスを確認することが求められる。

## 表紙と目次

1. イントロダクション
2. Regulatory experiments
  - A) Regulatory experimentsとは
  - B) Regulatory experimentsの活用が適切か
  - C) どの類型の実験を活用すべきか
  - D) 実験の設計と運用
3. Regulatory sandboxes
  - A) Regulatory sandboxesとは
  - B) Regulatory Sandboxesの活用が適切か
  - C) 制度の設計と運用

## 第二章（Regulatory experiments）の記載内容例

- Regulatory Experimentsの定義
- Regulatory Experimentsでできること/メリット
- Regulatory Experimentsの必要性（Work Sheetあり）
- Regulatory Experimentsの具体的な方法（複数オプションあり）

**Worksheets**

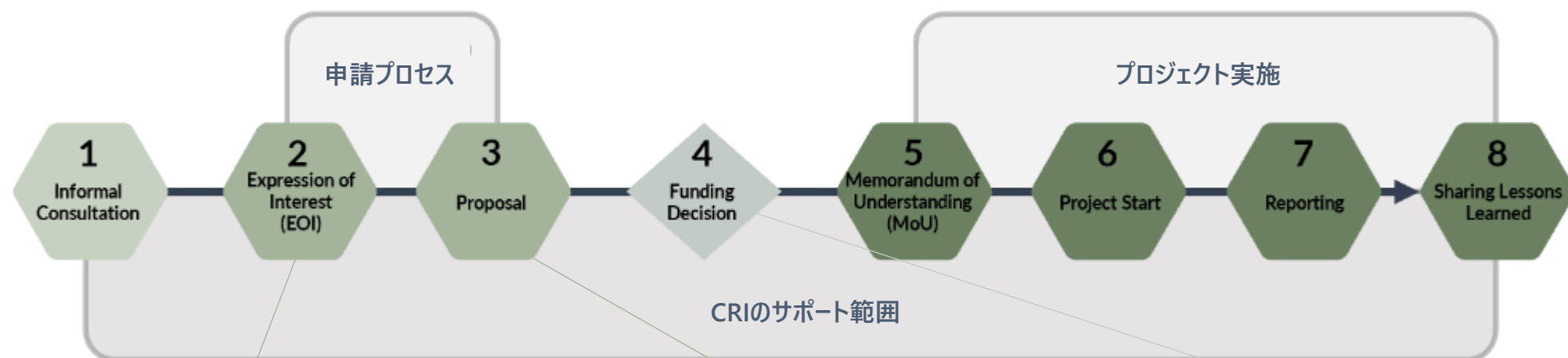
| Is regulatory experimentation right for you? |                      | This tool will help you assess whether regulatory experimentation is the right approach for addressing your regulatory challenges. |                                   |
|----------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <b>Research questions</b>                    |                      |                                                                                                                                    |                                   |
| What questions are you trying to answer?     |                      | What hypotheses could you test to answer these questions?                                                                          |                                   |
| <b>Evidence and impact</b>                   |                      |                                                                                                                                    |                                   |
| What evidence do you need?                   | How will you get it? | What results are possible?<br>Support hypothesis<br>Do not support hypothesis<br>Inconclusive                                      | Likely outcomes based on results? |

【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## カナダ 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | Regulatory Experimentation Expense Fund

- Regulatory Experimentation Expense Fund (REEF) は、規制当局が規制実験を行うことにより、市場におけるイノベーションを支援することを目的とした基金であり、規制実験を実施する各段階（課題の定義と手段の選択、規制の策定、管理、コンプライアンス/執行、レビュー/評価）において支援を提供する。
- 会計年度あたり最大で\$1,400,000の利用が可能である。

### REEFのプロセス



#### 関心表明

- CRIがプロジェクトの適格性（プロジェクトがイノベーションをサポートしていること等）を判断するために使用されるハイレベルの関心表明 (EOI) を規制当局が提出する。

#### 提案書の提出

- EOIに合格した申請者は、提案書を作成するよう求められる。
- Toolkit等を参照し、実施する実験手法を決定する。
- 資金調達計画を策定する。

#### 資金調達の決定

- 提案書を基に、資金調達が決定される。
- 発生した費用ベースで、規制当局は、CRIに対して費用を請求する。
- 実験に必要な備品・サービスの購入・人件費等が資金用途となる。

【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## カナダ 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | Regulators' Capacity Fund

- Regulators' Capacity Fund (RCF) は、コロナ禍にカナダの業界団体より要請を受けて設立された基金で、2020-2022年に26件のプロジェクトに対して、\$8,900,000の資金提供が行われた。2022-2025年には、新たに\$6,200,000の資金提供が実施される予定。
- 規制当局が規制の設計・実施を行うことにより、経済的な競争力を向上することを目指しており、以下を目的とする。
  - 規制提案の経済的影響を正確に評価する規制当局の能力を強化する
  - 経済的および競争力への影響を考慮した方法で規制を設計し、運用する規制当局の能力を強化する
  - 将来のリスクを軽減し、特に気候変動と公衆衛生に関連する予期せぬ事態に対応するためのより良い装備を備えたシステムを促進するために、進行中のパンデミック対応からの学習を取り入れ、急速に変化する規制環境に適応する規制当局の能力を強化する
- 基金を通じて、規制当局の負担を減らす、システム開発等に関する取組が実施されている。

### Regulator's Capacity Fundに採択された事例（一部）

| 規制当局                                         | プロジェクト名                                                                                                 | プロジェクト内容                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Agriculture and Agri-Food Canada (AAFC)      | A plan to address Canada-specific data gaps on residue left over from drone-based pesticide application | AAFCは、ドローンを使用して散布された作物の残留農薬レベルを、農薬散布用に承認された従来の機器と比較する研究を主導する。研究の結果は、ドローンを使用した散布と地上および航空機を使用した散布との規制上の同等性を判断し、将来の規制上の意思決定に役立てる。                                                                                     |
| Environment and Climate Change Canada (ECCC) | Improving and Streamlining Electronic reporting of Greenhouse Gas (GHG) (ECCC and Provincial Partners)  | カナダ環境大臣評議会は、重複を最小限に抑え、産業界と政府の報告負担を軽減することに合意した。ECCCは他の6つの州とともに、2011年にこの情報を収集するために、相互に接続された3つの報告アプリケーションを設計した。ECCCは、3つのGHG報告アプリケーションを一つに統合し、ユーザー中心の設計、機能、最新技術を導入することにより、産業界の報告負担を軽減し、ユーザー体験を向上させることを目指している。          |
| Health Canada (HC)                           | Access Consortium - Multinational Real-time collaboration for Health Regulators                         | 現在、オーストラリア、カナダ、シンガポール、スイス、英国の5カ国が個別に医薬品申請を審査し、ファイルを共有して共同作業を行っている。規制当局は他の国の作業を繰り返しているため、また各国のクラウドポリシーの違いにより、現時点では非同期的な方法で行われている。そこでHCは、5つの国際パートナーすべてが安全な方法でリアルタイムに協力し、情報を共有できるようにするための概念実証プロトタイプをさらに開発することを目指している。 |

【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## カナダ 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | Policy Horizons Canada

- Policy Horizons Canada（未来洞察機関）は、Privy Council Canada（枢密院）に設置された機関であり、連邦政府の政策立案者が政策策定を行う際に活用できるような、調査研究及び研修トレーニングプログラム等を提供している。
- Policy Horizons Canada（PHC）が取り組む調査研究課題は、政府内のあらゆる階層・部署で働く担当者個人から募集され、政府全体に関連性が高いと考えられるテーマを、PHCのチームが採用し、調査研究を実施する。
- 人工知能(AI)と自動化が人々の仕事に与える影響や水、食料、エネルギー、住居、経済的安定、雇用などの生活必需品にアクセスできなくなる将来のリスク等のテーマで研究調査結果を発表している。

調査研究結果事例（要約）：Future lives: Basic needs at risk（2023年5月）

- 多くの社会では、ほとんどの人が食料や住居などのニーズを満たせるという前提で機能している。
- しかし、直近は、生活必需品として水・食料・エネルギー・住宅の価格が高騰している一方、賃金が高インフレに追いついていないため、それらの生活必需品を購入することが困難になっている。
- この価格の高騰が短期間で終わるのか、それともインフレと物価高が持続して悪化するかを見極めるのは困難であり、人々の不安を煽っている状態であるが、長期的な価格高騰が起こるシナリオを想定して置かなければ、政策分野でリスクとなりうる。

出所）OECD「先見的ガバナンスの政策学」、Policy Horizons Canada “Future lives: Basic needs at risk”を基にNRI作成。

## 【デスクトップ調査】規制所管省庁に対するインセンティブを設定している事例

## 規制所管省庁に対するインセンティブ付与 | 法務人材を提供する制度の事例

- イギリス及びカナダでは、規制改革制度等の構築に関わる資金面での援助に加えて、各規制当局に対して、法務を司る行政機関が、弁護士等の法務人材を提供する制度も確認された。
- いずれの制度も、主に政府機関を対象とした制度であるため、派遣先・派遣された人材が実施する業務は広く公開されていないが、それぞれの政府に存在するほぼ全ての機関において人材が派遣されている旨が、各制度を紹介するオンラインページで記載されている。

## 弁護士等の人材派遣を実施する事例

| 国    | 所管する組織                      | 制度名                         | 制度概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イギリス | Government Legal Department | Government Legal Profession | <ul style="list-style-type: none"> <li>法務省（Government Legal Department）は、立法府に対する支援及び中央行政機関に対して、既存政策の執行・新規政策の策定を支援するために弁護士等法務を司る人材から助言を提供している。</li> <li>Government Legal Service（Government Legal Professionの旧称）として、運輸省（Department for Transport）では以下のような業務が実施されていた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法律の制定：鉄道システムに関するEU指令を実施するための国内規制の起草</li> <li>✓ 助言：権限委譲された行政機関に関する新しい法律の範囲の特定、データ保護法の遵守に関するガイダンスの提供</li> </ul> </li> </ul> |
| カナダ  | Department of Justice       | Legal Services Unit（LSU）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>司法省（Department of Justice）は、政府における法律に関する助言・立法及び訴訟に関する起草を支援するサービスを提供している。</li> <li>2年に1度、規制当局からサービスの内容に関するフィードバックを受けている。</li> <li>Legal Services Unitに関する情報として以下が確認された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2012年の時点で、IC（カナダ産業省）では、21名がLSUとしてサポートしており、給与については、司法省が負担している。</li> </ul> </li> </ul>                                                                                            |

出所） Gov. UK Government Legal Department “Guide to Government Legal Service Departments”, “Government Legal Profession”、 Department of Justice Canada “ Industry Canada - Legal Services Unit March 2012”等を基にNRI作成。



## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

### 韓国における規制改革の仕組み（1/2）

#### 規制改革のリーダーシップと監督

- 大統領の権限で運営される規制改革委員会（RRC）において行政全体の規制監督が行われ、首相官邸にある規制改革室（RRO）においてそのサポートが行われている。（なお、立法府における規制の監督機関は存在しない）
- RROには、中央行政機関から年間3,500件を超える規制改革を含む提案が寄せられ、約1,000件の提案がRRCに移管され、精査を行い、中央行政機関において実行に移される。
- 韓国開発研究院（KDI）等のシンクタンクも経済政策における規制の課題やその課題に対するアプローチの検討を行っている。

#### 規制影響分析

- 韓国では、規制影響分析（RIA）が中央行政機関のもと、関係機関・シンクタンクにより事前審査と事後評価が行われている。
- 2015年に実施された、e-規制影響分析では、RIA報告書の起案と処理がオンラインで行えるようになっており、データ蓄積を通じて、現行規制と規制の代替案に関する規制コストと便益を比較することができる。

#### 透明性と予測可能性

- 韓国では、パブリックコンサルテーションの歴史が長く、ウェブサイトを通じて国民・企業は規制の不備や負担の大きさに関する指摘・規制改革要望の提出を行うことができ、規制を所管する担当機関はこの要望に応じる必要がある。

#### 規制による負担を軽減するための仕組み

- 規制を新規・再導入する場合には、同等以上のコストを要する規制を削減することが求められる。（コストインコストアウトシステム）
- 全ての規制にサンセット条項が盛り込まれ、通常3年・最長5年で規制の見直しを行うことが求められる。



## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

### 韓国における規制改革の仕組み (2/2)

#### 新しい産業や技術を促進するための最近の規制改革

- 先述の通り、これまでの規制の枠組みでは停滞していた潜在的革新技术の様々な実験を可能にするため、規制サンドボックス・プログラムを運営している。これにより、新しく登場する革新的な製品やサービスは、新興技術に適合していない規制を遵守せず、新興技術を迅速に市場に投入することができ、必要に応じて事後的に関連法を改正する。
- 先制的規制革新ロードマップは、新興技術の今後の発展を予見することによって、イノベーションを妨げる可能性のある既存の規制上の障害を積極的に探し、取り除くことを目的としたものである。新興市場で発生しうる規制上の問題を各省庁が主体的に発見し、対処することが求められている。自律走行車、ドローン、水素・電気自動車、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）、ロボット、AI（人工知能）の6分野で策定されている。

#### 競争政策

- 韓国はOECDの勧告を受け入れ、1999年にカルテル再編法を制定し、強硬カルテルを規制する等、競争政策にも力を入れている。
  - 韓国公正取引委員会は、2021年9月に「オンラインプラットフォームにおける公正な中間取引に関する法律\*」（オンラインプラットフォーム法案）の制定を提案しており、現在も国会で継続的に審議されているとみられる。
- \* プラットフォーム運営者とオンラインストア間の契約に、オンラインストアがその消費者が作成した情報にアクセスできるかどうか、およびそのような情報にアクセスするための手段と条件、プラットフォームがオンラインストアの商品を他の商品と区別して扱うかどうか、に関するステートメントを含む必須条項を盛り込むこと、プラットフォームの仲介サービスが、オンラインストアが他のサービスまたは製品を利用することを条件とする。また、プラットフォーム運営者は、契約条件の変更、プラットフォームのサービスの制限、停止、または解約の15日前にオンラインストアに通知することを義務付ける。

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# 韓国 | FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (行政規制基本法)

- 前頁までの韓国における規制改革の仕組みのほとんどは、行政規制基本法が根拠となっている。
- 行政規制基本法は、1990年代に韓国で推進された規制改革の一環として1997年に制定され、規制改革委員会・規制影響分析が始まった他、2016年朴政権でコストインコストアウトシステムが導入された。
- 規制のサンドボックス制度の前提となる優先的許可と事後規制の原則についても記載されている。
- 2023年の改正では、新技術サービス及び商品に対する特別な規制待遇を与える大統領令の定めに基づき、既存規則の適用を除外又は緩和することができる旨が追記されている。

## FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (2023年7月11日、優先的許可と事後規制の原則に関する記載抜粋)

### 第5条の2 (優先的許可と事後規制の原則)

(1) 国及び地方公共団体は、新技術を利用した新たな役務又は商品（以下「新技術役務又は商品」という）に関する規制を法令等、市町村条例又は市町村規則で定める場合には、次に掲げるいずれかの事項を優先して考慮するものとする。

1. 当該規制によって制限される権利またはそれによって課される義務を具体的に列挙し、その他の事項を原則として許可する規定方法
2. 将来の新技術の発展に伴う新しいサービスや商品を包含するように、サービスや商品の認識要件や概念などを記述する規定方法
3. 将来の新技術の発展に伴う新しいサービスや商品を包含するように、サービスや商品の分類基準を柔軟に記述する規定方法
4. 事前に権利を制限したり関税を課したりする代わりに、新技術のサービスや商品を市場に投入した後に必要に応じて権利を制限したり関税を課したりする規定方法

(2) 国及び地方公共団体は、新技術役務及び商品に関する規制を点検し、第1項に規定するいずれかの方法により当該規制を改善するための方案を見出すよう努めなければならない。

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# 韓国 | FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (行政規制基本法)

## FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (2023年7月11日、規制影響分析に関する記載抜粋)

### 第7条 (規制影響分析および独立審査)

(1) 中央行政庁の長は、新たな規制を設ける又は既存の規制を強化(規制の有効期間の延長を含む。以下同じ。)しようとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案して規制影響分析を行い、規制影響分析報告書を作成しなければならない。

1. 新たな規制を設ける必要性、又は既存の規制を強化する必要性があるか

2. 規制の目的が実現されるか

3. 規制の代替手段があるか、また既存の規制と重複がないか

4. 規制の実施後、規制の対象となる市民や団体が負担する費用及び享受することになる便益を比較分析することができるか

5. 中小企業基本法第2条に基づく中小企業に対する規制の実施に起因する影響があるか

6. 国家規格基本法第3条第8号及び第19号にそれぞれ規定される技術的規制及び適合性評価の効果があるか

7. 競争制限要因が含まれているか

8. 規制の客観性と明確性があるか

9. 規制の有効期間又は再審査期間の設定、不設定の根拠 (一定の期間ごとに行われる当該規制の実施状況の点検の結果、廃止又は緩和等の措置が必要と認められる規制についてのみ適用される期間をいう) があるか

10. 規則の制定又は強化に伴い必要となる行政組織、人的資源、予算があるか

11. 規制の新設・強化に伴う負担を軽減するため、既存の規制を廃止または緩和する必要があるか

12. 関連する民事事務に必要な書類、その処理手順、その他これらに類する事項が適切か

(2) 中央行政庁の長は、第一項の規制影響分析報告書を法律の公布前の期間に公表するとともに、提出された意見を検討した上で規制影響分析報告書を補足し、かつ、提出された意見を処理した結果を意見を提出した者に通知しなければならない。

(3) 中央行政庁の長は、第一項の規制影響分析の結果に基づき、規制の対象、範囲、方法等を決定し、独立規制検討委員会の審議を経て、その適否について独立した検討を行わなければならない。この場合、関係有識者等の意見を十分に反映させるものとする。

(4) 規制影響分析の方法及び手続並びに規制影響分析報告書の作成要領、公表方法、独立規制審査委員会の構成、独立審査の基準及び手続その他これらに類する事項に関し必要な事項は、大統領令で定める。

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# 韓国 | FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (行政規制基本法)

### FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (2023年7月11日、新技術サービス・商品に関する規定の整備と特別扱いに関する記載抜粋)

#### 第19条の3 (新技術サービス・商品に関する規定の整備とその特別扱い)

(1) 中央行政機関の長は、新技術役務及び商品について、国民から当該規制の適用又は存否の確認を求められた場合には、遅滞なく、新技術役務及び商品について特別の規制上の取扱いを認める関係法令に基づき、当該確認を行い、その結果を当該国民に通知しなければならない。

(2) 中央行政機関の長は、新技術役務商品に関する規制が新技術役務商品の振興を阻害するものであって、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該規制を改正しなければならない

1. 関連する新技術サービスに既存の規制を適用することが困難または不適切な場合

2. 関連する新技術サービスが明確に規定されていない場合

(3) 中央行政機関の長は、第2項の規定により規則を改正する必要がある場合であって、必要があると認めるときは、当該規則の改正前であっても、大統領令で定める新技術サービス及び商品に対する特別な規制待遇を与える関連法令（以下「特別な規制待遇に関する法令」という）に基づき、当該規則の適用を除外又は緩和することができる。

(4) 中央行政庁の長は、特別の規制待遇に関する法令に規制の適用を除外又は緩和する規定を挿入する場合には、次に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

1. 国民の安全、生命、健康を損なうものでないか、地域の均衡ある発展を妨げるものでないか、個人情報安全に保護され処理されるものであるか

2. 関連する新技術サービスおよび商品の革新性と安全性、ならびにそれに伴う利用者の利便性があるか

3. 当該規制の適用が免除または緩和されることによって生じる副次的影響に対する事後的責任を確保するための制度があるか

(5) 中央行政庁の長は、新技術役務物品の特別規制待遇を受けようとする者（以下「特別規制待遇担当機関」という）の申請を受けた場合において、新技術役務物品の特別規制待遇に関する事項の審議及び決議を行うことを目的として特別規制待遇関係法令に基づき設置された委員会（以下「特別規制待遇委員会」という）を設置し、大統領令で定める期間内に特別規制待遇委員会に申請書を提出しなければならない。

(6) (3)の特別規制待遇が特別規制待遇委員会で否決された場合、これを申請した者は、大統領令で定めるところにより、特別規制待遇を担当する機関の長に再審議を申請することができる。

(7) 新技術役務・物品の特例措置を受けた者は、事情の変更等正当な理由があるときは、特例措置担当機関の長に対し、当該特例措置の内容、条件等の変更を申請することができる。特例措置の内容、条件等の変更は、特例措置担当機関の長に対し、特例措置の内容、条件等の変更を申請することができる。

(8) 新技術サービスおよび商品に対する特別規制待遇を規定する法令を所管する中央行政機関の長は、特別規制待遇を付与された者および特別規制待遇を所管する機関の長に対し、特別規制待遇を規定する法令が改正されたかどうか、その理由、改正計画、その他の事項を大統領令で定めるところにより通知しなければならない。特別規制待遇を付与された者および特別規制待遇を所管する機関の長は、特別規制待遇を付与された者および特別規制待遇を所管する機関の長に対し、特別規制待遇を規定する法令が改正されたかどうか、その理由、改正計画、その他の事項を大統領令で定めるところにより通知しなければならない。

(9) その他、関連法令や規則の改正など、新技術サービス・商品に対する特別規制待遇制度の運営に必要な事項は、大統領令で定める。



## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

# 韓国 | FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (行政規制基本法)

### FRAMEWORK ACT ON ADMINISTRATIVE REGULATION (2023年7月11日、規制改革委員会に関する記載抜粋)

#### 第23条 (設立)

政府の規制政策を審議・調整するとともに、規制の検討・改正等を総合的に行うため、大統領所轄の規制改革委員会を設置する。

#### 第24条 (機能)

(1) 委員会は、以下の各項目について審議・調整する。

1. 規制に関する施策の基本的な方向性の策定、規制システムの研究開発に関する事項
2. 規定の新設・増強等の審査に関する事項
3. 既存規制の検討、新規産業規制改正マスタープランおよび規制改正総合計画の策定・実施に関する事項
4. 規制の登録および公表に関する事項
5. 規制改善に関する意見の収集及び取扱いに関する事項
6. 各級行政機関による規制改善に関する現状調査及び評価に関する事項
7. その他、委員会の審議・調整のため、委員長が必要と認めた事項

(2) 委員会は、特別規制処遇委員会に対し、意見を述べ、必要に応じて勧告を行うことができる。この場合、勧告を受けた特別規制処遇委員会は、当該勧告の処理結果を委員会に提出するものとする。

#### 第25条 (構成等)

(1) 委員会は、2名の委員長を含む20名以上25名以下の委員で構成される。

(2) 委員会の委員長は、豊富な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣及び大統領が委嘱する者とする。

(3) 委員会の委員は、幅広い知識と経験を有する者の中から大統領が委嘱した者、および大統領令で定める公務員とする。この場合において、公務員でない委員は、委員会委員総数の過半数を占めるものとする。

(4) 委員会に事務局長を置き、公務員でない委員の中から、内閣総理大臣でない委員長が任命する。

(5) 公務員でない委員の任期は2年とし、再任は1回限りとする。

(6) やむを得ない事情により両委員長に事故があるときは、内閣総理大臣が指名する委員がその職務を代行する。

## 【デスクトップ調査】第三者機関が、規制所管省庁に提言・勧告する機能を有する機関と権能の事例

## 先見的イノベーションガバナンスに取り組むための組織・制度

- 不確実な未来を見通すために、規制当局を横断する、または規制当局に助言を与える、先見的イノベーションガバナンスに取り組む組織・制度が諸外国では確認された。
- 一部組織では、規制改革を前提とするものではないが、制度改革の必要性についても助言を行うことが想定されている。

規制当局を横断するまたは、規制当局に助言を与える、先見的イノベーションガバナンスに取り組む組織・制度

| 国・地域   | 組織・制度名         | 組織・制度の概要                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スウェーデン | 技術革新と倫理に関する委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の政府組織・部門とは一線を画した、独立した機関であり、政府に提言・投信する幅広い権限を持っている。</li> <li>政策課題の抽出、既存の規制をめぐる不確実性の低減を使命としており、精密医療、コネクテッド・インダストリー、自律走行車・船舶等を重点テーマと定め、取り組んでいる。</li> <li>継続的に政策提案を行い、<b>規制枠組みを適応させる制度改革の必要性も評価する。</b></li> </ul>           |
| フィンランド | 未来洞察グループ       | <ul style="list-style-type: none"> <li>フィンランドの12省庁において採用された人材が登用され、政府全体の意思決定プロセスにおける未来洞察の統合・ファシリテートを実施した。</li> <li>これによりシナリオに基づいた総合的な戦略形成が実施され、府省の共通理解が醸成された。</li> <li>さらに継続的な活動として、政府全体での情報収集ツールの実証実験等が行われている。</li> </ul>                                      |
| スペイン   | 国家戦略室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動や農村からの人口流出・過疎等、今後30年間のスペインの構造的な問題に対処するために首相府内に設立された。</li> <li>緊急性が重要性を上回り、法律の陳腐化、即効性の重視、日常生活における変化スピードの増大など民主的ガバナンスが抱える短期主義的な政策決定に対抗することが期待されている。</li> <li>国家レベルの意思決定の中核において、予期・未来洞察の制度的な役割を明確に規定するものである。</li> </ul> |
| スロベニア  | 行政管理省          | <ul style="list-style-type: none"> <li>OECDと協力し、高齢化と人的資源管理の観点から、長期的な人材管理戦略を検討している。</li> <li>2020年に開始されたプロジェクトでは、スロベニアの公共セクターに関する将来予測シナリオを作成している。</li> </ul>                                                                                                     |
| アイルランド | 公共支出・改革省       | <ul style="list-style-type: none"> <li>2030年に向けたアイルランド政府の公共サービスのビジョン策定に向け、OECDとアイルランドの行政改革計画策定チームが協力し、先行計画の見直し、公共サービスの中核能力に予期と戦略的未来洞察を盛り込むための提言を実施している。</li> <li>不確実な将来に向け、公共サービスとして求められる組織能力について、行政改革計画に盛り込むことを目指す。</li> </ul>                                 |

出所) OECD「先見的ガバナンスの政策学」を基にNRI作成。



## 2. 取りまとめ

---

**【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較**

## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

### 取りまとめの実施目的・方法

- 今後の日本における規制改革促進のための制度設計に向け、国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況を比較した。
- 海外調査②の内容だけでなく、海外調査①、国内調査①の調査結果を踏まえ、取りまとめを行った。

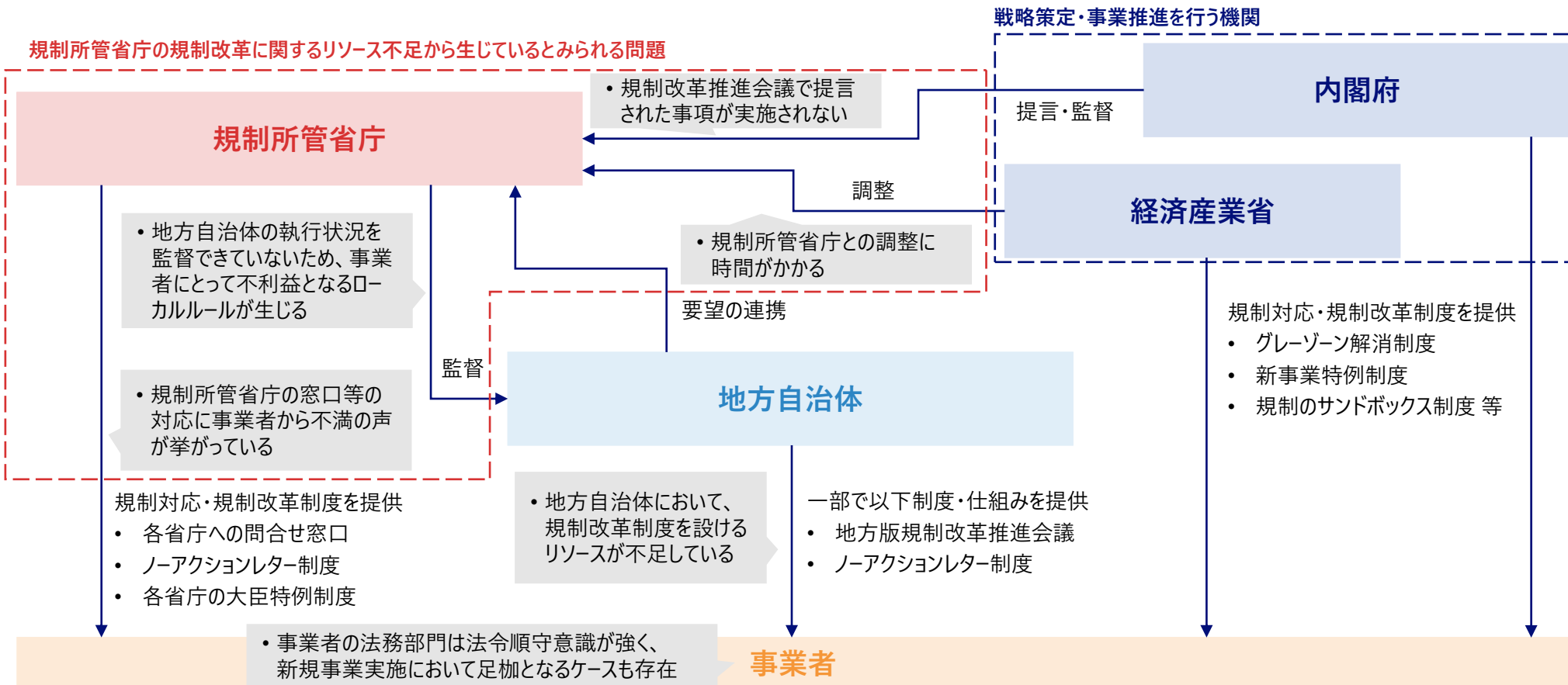
|                     | 国内調査①                                                                                                                                                        | 海外調査①                                                                                                                                    | 海外調査②                                                                                                                           |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査実施内容              | <ul style="list-style-type: none"><li>事業者にとって不利益となるローカルルールに関する実態調査</li><li>地方自治体起点の規制改革制度の実態調査、法的許容性・運用可能性の検討</li></ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>柔軟な規制適用・規制改革により、新事業創出に取り組む、または、至った諸外国の事例調査</li><li>諸外国の地方自治体の条例において、規制改革制度を盛り込んでいる事例等の調査</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>インセンティブ付与及び提言・勧告機能に関する海外制度の調査</li></ul>                                                   |
| 国内制度・仕組みの課題に関する調査結果 | <ul style="list-style-type: none"><li>地方自治体のリソースが不足しており、事業者にとって不利益となるローカルルールを見直すインセンティブが乏しい</li><li>規制所管省庁が、リソース不足等により、地方自治体の事務の執行状況を監督できていない場合がある</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>海外（主にアメリカ）と比較して、企業の法務機能が弱く、新事業の実施においてストッパーとして機能してしまうケースも存在</li></ul>                               | —                                                                                                                               |
| 海外制度・仕組みに関する調査結果    | —                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>海外では、国家戦略に基づく、規制改革等を実施する場合も多い</li><li>規制当局が分野・対象を絞り、既存規制からの逸脱を認めるケースも存在</li></ul>                  | <ul style="list-style-type: none"><li>海外では、規制当局が事業者とのやり取りを通じて、規制改革を実施</li><li>企画・戦略策定を実施する機関が、規制当局に提言・勧告に加え、リソース支援を実施</li></ul> |

## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# 国内の規制改革を進めるための環境整備状況と考えられる課題

- 諸外国と異なり、戦略策定・事業推進等を担当する省庁で規制改革制度等が提供され、あらゆる分野に対応できることが特徴。
- 一方、規制所管省庁のリソースが不足しており、規制改革が進まないという問題が生じていることが考えられる。

## 国内における規制改革に関する制度・仕組みのイメージ

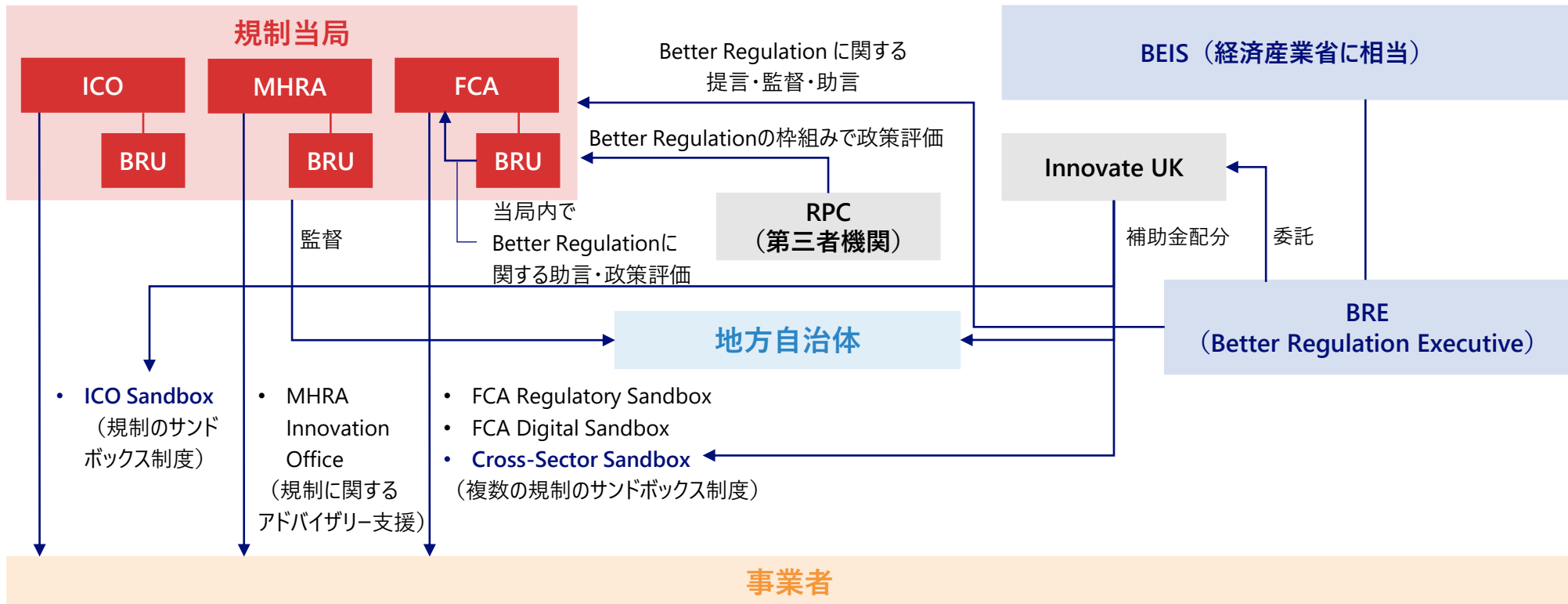


## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# イギリスの規制改革を進めるための環境整備状況と制度のポイント

- イギリスでは、BEIS（経済産業省に該当）に属するBRE（Better Regulation Executive）が、Better Regulationのフレームワーク策定等を実施しつつ、各規制当局に内在する組織がBetter Regulationを推進し、第三者機関がそのレビューを実施している。
- 規制当局が申請した規制改革制度設立プロジェクト等に補助金が支払われることにより、規制当局が積極的に規制改革を推進している。

## イギリスにおける規制改革（Better Regulation）に関する制度・仕組みのイメージ

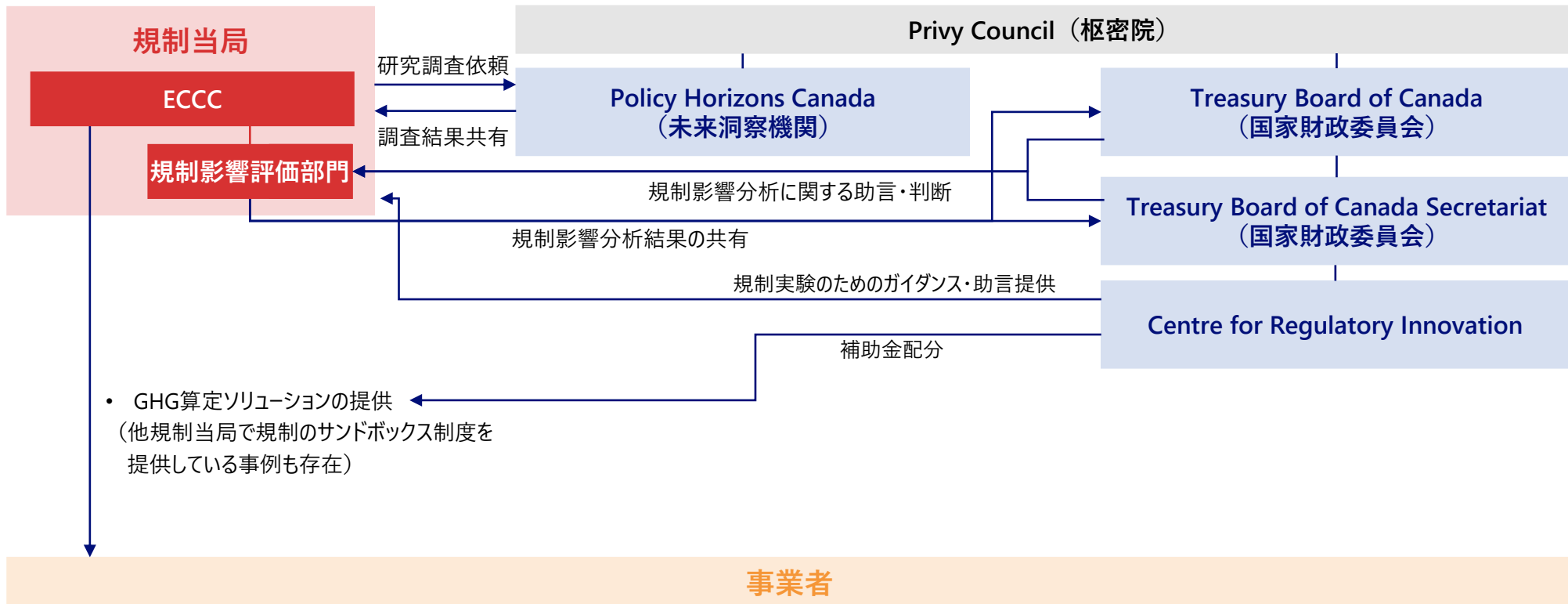


## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# カナダの規制改革を進めるための環境整備状況と制度のポイント

- カナダもイギリスと同じく、規制当局の規制実験・規制のサンドボックス制度等の取組に対して、資金的な補助を提供する制度を設け、規制当局主体の規制改革を推進している。
- 規制影響分析及び戦略策定に向けた未来洞察を支援する機関も存在している。

## カナダにおける規制改革（Better Regulation）に関する制度・仕組みのイメージ

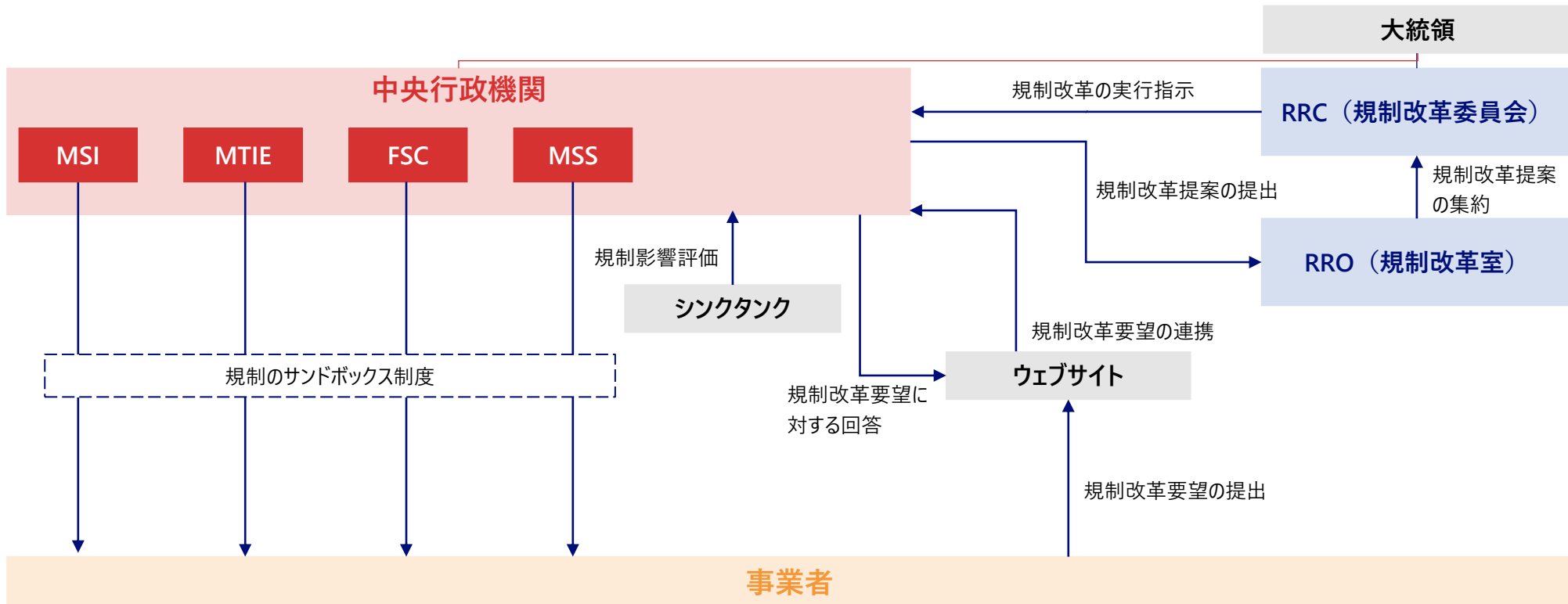


## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# 韓国の規制改革を進めるための環境整備状況と制度のポイント

- 韓国では、事業者・個人及び中央行政機関が規制改革提案を実施することをサポートするための仕組みが整備されている。
- 提案要望を基に、大統領直下の規制改革委員会を中心として取り組むべき規制を特定し、規制改革が推進されている。
- 優先許可と事後規制の原則に基づき、一時的な許可・実証のための特例を認める規制のサンドボックス制度が設けられている。

## 韓国における規制改革（Better Regulation）に関する制度・仕組みのイメージ





## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# 提言・勧告/規制所管省庁へのインセンティブ付与に関する諸外国での考え方： 先見的イノベーションガバナンス

### ■ 公共セクターには、不確実な未来において手遅れになる前の段階で、社会課題に対処していくことが求められる。

- 政府とは、様々な理由（政府単位ではなく、グローバルに問題が生じる。政府は国民の理解を得てから資源を投入することになるため、初動が遅くなる。過去・将来の分析に時間をかけすぎてしまう。専門性の高さから縦割りが進んでいる。）から急速に変化する複雑な環境への対応が遅れてしまう存在である。
- 公共セクターにおいて不確実な未来に向け必要な内省をしながら実践をしていく意義と全体像について理解が根本的に欠けている。
- 先見的イノベーションガバナンスでは、まだ対処可能な段階のうちに様々な資源投入を行い、技術、社会経済、環境といった新興社会課題に対処するために行動を起こす必要がある。  
（OECD「先見的ガバナンスの政策学 未来洞察による公共政策イノベーション」の第1章 はじめに、第3章 はじめにより引用）

### ■ そのために、公共セクターのイノベーションに向け、将来を見通し、資源配分を実施する権限を持つ制度・組織編成が求められる。

- 公共セクターのイノベーションに対する資源配分の組合せと、政府の基幹的な業務を処理する過程で、**先見的イノベーションのための場や機会を設けることができる政府内部のガバナンス機構の新しい制度・組織編成が必要**なのである。  
（Biermann et al., Earth System Governance）
- 政策立案者には、これまでとは異なる取組を行うための行為主体性・活動の具体的運用方法と、それを実施可能という信念を持つことと、現在の価値観に異議申し立てをする先見的イノベーションを遂行する権限と正当性を与える政策の承認・決定環境の双方が必要である。  
（OECD「先見的ガバナンスの政策学 未来洞察による公共政策イノベーション」の第3章 はじめにより引用）

### ■ 同時に、行政システムの様々な階層において先見的な視座を持たせ、政策実験等を通じて、対応を講ずることが求められる。

- 複雑なシステム内部で発生した問題の深刻さや処理に影響を与える対処行動は、政府中央あるいはアクターらの集合体を通じて調整されたアクターの手によるトップダウンではなく、**行政システムのいかなる組織階層からでもボトムアップで生まれてくる潜在能力がある**。つまり、複雑性の高い環境で社会問題に対処するためには、伝統的な段階的な政策立案のアプローチでは不十分なのである。
- 政府組織には、イノベーションポートフォリオの一環として、こうした変化のプロセスを予期し、適応し、緩和する政策が求められる。**先見的イノベーションガバナンスでは、リードユーザーとの協創、テストベッド、政策実験、状況に適応した規制制定、標準化、新たな公共の価値観に基づく政策設計といったガバナンスの上流工程における対応手段を含めて対応することが必要**がある。  
（OECD「先見的ガバナンスの政策学 未来洞察による公共政策イノベーション」の第4章 はじめにより引用）

## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# 規制のサンドボックス制度に関する諸外国での考え方： 規制のサンドボックス制度からイノベーションハブ、よりスマートな規制へ

- 主にFinTech分野について、近年海外の学識者は、規制のサンドボックス制度を単独で活用するのではなく、規制当局と事業者が十分にコミュニケーションを取ることができるイノベーションハブ等の仕組みと組み合わせて活用すべきという論調も多い。
  - 規制上のサンドボックスは、多額の財政的な支出を必要とし、時には新たな法律を制定し、厳格な規制リスク管理を行う必要がある。また、サンドボックスは単独ではうまく機能しない。一方、イノベーションハブだけでも、FinTechエコシステムの発展を支援する上では、より大きな利益をもたらすことができる。したがって、規制当局はむしろ、効果的なイノベーションハブの開発に資源を集中すべきである。  
(R. Buckley “BUILDING FINTECH ECOSYSTEMS: REGULATORY SANDBOXES, INNOVATION HUBS AND BEYOND”より抜粋、和訳)
  - サンドボックスは財務的および技術的な専門知識の強固な基盤が規制の開放性と市場のニーズに合致する場合にのみ、適切に機能することができる。  
(D. Zetsche “REGULATING A REVOLUTION: FROM REGULATORY SANDBOXES TO SMART REGULATION”より抜粋、和訳)
- 背景としては、規制のサンドボックス制度は規制当局が事業者の最新技術を学び、現行規制の見直しを図るための手段の一つではあるが、重要なのは、規制当局が事業者とコミュニケーションを取り、イノベーションの促進を支援すること及び、必要に応じて、ライセンス発行や規制の見直しを図ること及びそのための環境整備であるという指摘が多い。
  - サンドボックスのエンティティ数は非常に限られているのは、アクセス制度が十分に広く、幅広い参加者が参加できるようになると、無計画な消費者保護になる可能性が高いからである。このため、サンドボックスへの参入条件は厳しくなる傾向にある。
  - イノベーションハブは単なるポータルであり、業界が規制当局に容易にアクセスして、提案されたFinTechイノベーションについて議論し、規制要件を満たすためのガイドansを得て、潜在的には特定の規制の免除や調整を求めることができる。  
(R. Buckley “BUILDING FINTECH ECOSYSTEMS: REGULATORY SANDBOXES, INNOVATION HUBS AND BEYOND”より抜粋、和訳)
  - サンドボックスは、参入基準とプロセスに透明性を提供する一方で、監視においては非常に人間主導でアナログである。サンドボックスは、現在考えられている通り、拡張性がない。
  - 規制当局が経験豊富であれば、規制のサンドボックスがなくても、その専門知識によって革新的なアプローチを促進することができる。(中略) 規制のサンドボックスは、デジタル化され、データ化された新しいスマートな規制システムを採用するプロセスの第一歩に過ぎない。  
(D. Zetsche “REGULATING A REVOLUTION: FROM REGULATORY SANDBOXES TO SMART REGULATION”より抜粋、和訳)

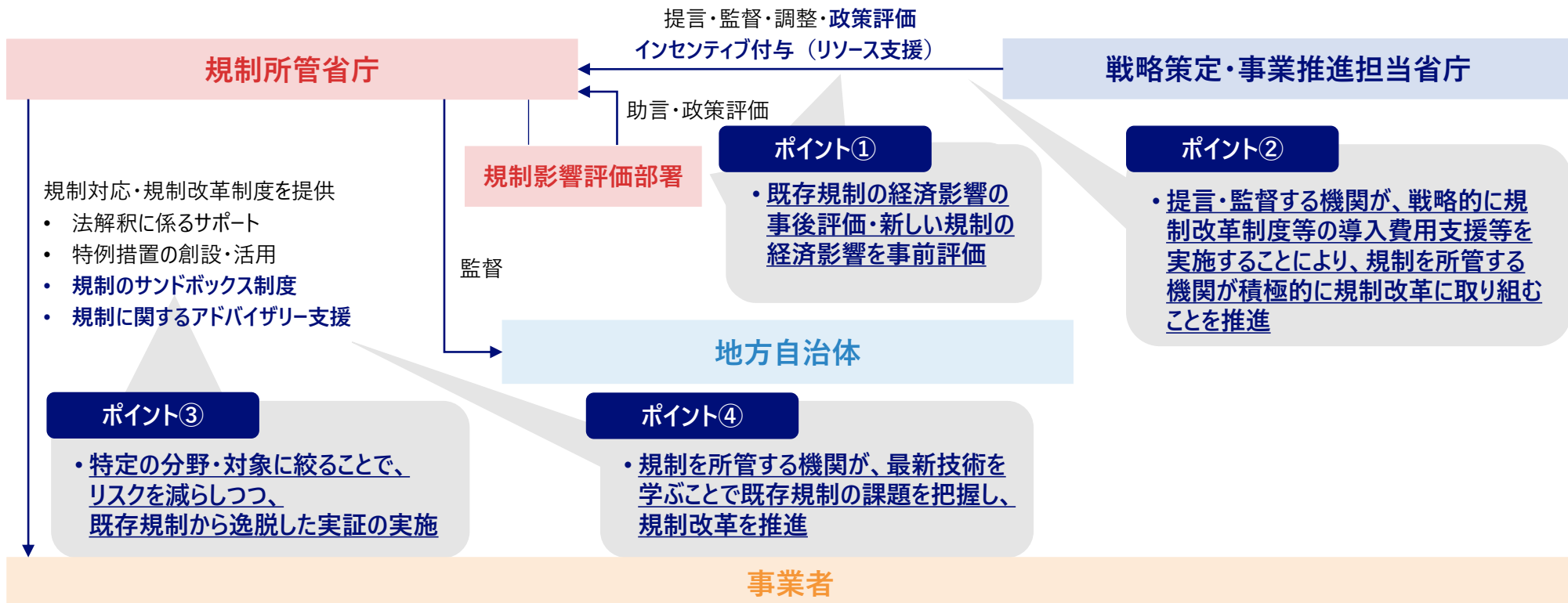
## 【取りまとめ】国内と海外の規制改革を進めるための環境整備状況の比較

# 海外で規制改革を進めるための先進的な環境整備と国内への示唆

■ 諸外国の規制改革事例及び規制改革制度の事例から、国内でも規制改革を進めるための以下のような環境整備が考えられる。

- 規制所管省庁内及び事業推進担当省庁で経済学者や法律家等専門人材を確保し、規制がもたらす経済的な影響を事前・事後評価
- 長期的視野で戦略的に推進すべき分野を定め、規制所管省庁が先進的な規制改革制度の創設・政策実験の実施等に取り組む費用を支援
- 規制所管省庁は、戦略的に推進すべき分野での新事業実施を妨げうる既存規制を特定し、その規制から逸脱を認めるような実証制度等を設置
- 実証制度等を通じて、規制所管省庁が事業者と対話することで、新事業を実施する上での既存規制の課題を把握し、規制改革を推進

## 海外における規制改革を進めるための先進的な環境整備





**(4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査  
【国内調査】①条例、ローカルルールに関する規制改革制度**

## 実施概要

- 特定の地域に固有のルール（ローカルルール）は、地方分権一括法をはじめとした法的な根拠に基づくものであり、地域の実情に即したルールで行政運営が行われるのは、望ましいことである。
- 一方、一部のローカルルールは、デジタル技術を用いた業務効率化等の阻害要因となることが指摘されており、規制改革推進会議では、「ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方」を示し、複数の地域に共通する事例等について、国を主体とした取組が進められている。
- また、地域に固有であるという特性ゆえに、国を起点とした取組だけでは対処しきれないローカルルールも存在するため、条例に関する事業者単位の規制改革制度を設けることも考えられる。
- そこで、ローカルルールの改善策・防止策を整理し、条例に関する事業者単位の規制改革制度の必要性を確認した上で、制度運用に向けた課題を調査した。

### 実施手順

#### 1. 実態調査

##### デスクトップ調査



- ローカルルールについて、地方版規制改革会議等で見直しが提案されている事例を調査し、改善策・防止策等を検討
- 条例・ローカルルールに関する規制改革制度について、制度の内容・運用状況を等調査

#### 2. 制度運用に向けた調査

##### ヒアリング調査



- 都道府県に対し、条例・ローカルルールに関する規制改革制度を設けた経緯や運用方法、運用における課題等について調査
- 有識者に対し、条例・ローカルルールに関する制度を運用する上での、法的許容性・運用可能性に関する課題について調査

## 1. 実態調査

---

### 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討



## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

### 調査設計

#### 調査目的

- 条例だけでなく、手続きや様式、運用や判断基準において、事業者にとって不利益なローカルルールが存在することで、事業活動を阻害しているケースが考えられる。
- そこで、ローカルルールが生じた背景を把握することでローカルルールの予防策を、ローカルルールの見直しに至ったプロセスを調査することでローカルルールの改善策を、それぞれ検討した。

#### 調査方法

- 以下の観点で、デスクトップ調査を実施した
  - ・ 地方自治体の制度・組織において、確認できるローカルルールに関する見直しの要望・見直しの検討経緯（約700件）
- その上で以下に該当する3テーマについて、ローカルルールが生じた背景・見直し検討状況を詳細に調査した。
  - ・ 複数の都道府県において、見直しの要望・提案が挙げられているローカルルール

#### 調査対象

- 地方自治体における規制緩和・規制改革等に関する制度・組織（次頁参照）

#### 調査内容

- 前提： ローカルルールの内容・見直しの要望・提案
- 防止策：ローカルルールが生じている背景（ローカルルールに紐づく法律・条例の整理等）
- 改善策：ローカルルールを見直した又は見直しを検討した事例

#### 調査期間

- 2023年11月－2023年12月

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

## 調査対象

- 以下の地方自治体において、地方レベルの規制改革・規制緩和に関する要望・提案を確認することができた。
  - 市町村レベルの要望・提案についても、都道府県レベルで受け取り、市町村に指導・助言する事例が複数確認された。
- 複数の都道府県で共通して挙げられている見直しの要望について調査を行った。
- なお、先述の通り、地域の実情に即して定められるローカルルールは問題ではなく、見直しの要望があった場合にも、地域の実情（安全性等）を踏まえ、適切な検討が実施された上で見直さないこと自体は問題がないことに留意が必要である。

| 地方自治体 | 地方自治体の制度・組織               | 第1回開催      | 直近の開催             |
|-------|---------------------------|------------|-------------------|
| 静岡県   | “ふじのくに”規制改革会議             | 平成29年1月12日 | 令和5年3月            |
| 静岡県   | 産業成長のための規制緩和推進会議          | 平成27年3月18日 | 令和4年2月14日         |
| 兵庫県   | 兵庫県規制改革推進会議               | 平成30年5月18日 | 令和5年3月14日         |
| 徳島県   | 徳島県規制改革会議                 | 平成28年5月27日 | 令和5年7月27日（発展的解消）  |
| 鳥取県   | 鳥取県協働連携会議（手続き見直し提案ポスト）    | 令和3年6月2日   | 令和5年7月20日         |
| 富山県   | 規制緩和に関する取り組み状況等について       | 令和4年1月     | 令和4年1月（第1回のみ）     |
| 茨城県   | 関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート     | 平成16年度     | 平成29年度            |
| 千葉県   | 産業界の県に対する規制緩和・手続の見直しの要望一覧 | 平成15年7月29日 | 平成15年7月29日（第1回のみ） |
| 栃木県   | 独自規制の見直し検討結果について          | 平成28年4月    | 平成28年4月（第1回のみ）    |
| 長野県   | 規制改革提案ボックス受付状況            | 平成29年6月22日 | 令和3年3月19日         |
| 岡山県   | 規制改革等に関する提案               | 平成30年7月1日  | 通年受付              |

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

## 複数の都道府県で確認された、ローカルルールに関する見直しの要望抜粋

- 法律に基づき、地方自治体が条例制定や事務を担っている場合に、複数都道府県に跨って見直しの要望が挙がることが多い。

| テーマ    | 関連する法律        | 問題の背景による分類 | 見直しの要望・提案（一部抜粋）            |
|--------|---------------|------------|----------------------------|
| 消防     | 消防法・<br>消防組織法 | 現場の運用・基準   | スプリンクラー設置基準の明確化            |
|        |               |            | 消防検査の基準の緩和                 |
|        |               | 手続き・様式     | 消防同意にかかる日数等、地域による差異の是正     |
| 屋外広告物  | 屋外広告物法        | 手続き・様式     | 屋外広告物許可申請手続きの統一化           |
|        |               | 現場の運用・基準   | 屋外広告物の許可基準の統一（規則外の広告の是正等）  |
| 食品衛生   | 食品衛生法         | 条例の規定      | 上乗せ条例に基づく検査基準の緩和           |
|        |               | 現場の運用・基準   | 検査基準の統一化                   |
| 建築     | 建築基準法         | 条例の規定      | 上乗せ条例に基づく耐震・耐火基準の緩和        |
| 産業廃棄物  | 廃掃法           | 手続き・様式     | 産業廃棄物収集運搬業の許認可手続きの簡易化・ばらつき |
| 農地     | 農地法           | 手続き・様式     | 農地転用許可の簡易化                 |
| 工場の緑化  | 工場緑化法         | 条例の規定      | 工場立地法の緑化率に関する特例的な条例の施行依頼   |
| 道路使用許可 | 道路交通法         | 手続き・様式     | 道路使用許可手続きの簡易化              |

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

### ローカルルールの事例：建築基準

- 建築基準法で、条例の規定で制限を付加することを認められており、これにより一部地方自治体で耐震基準や耐火基準等の制限（ローカルルール）が設けられているため、見直し要望・提案が市民・事業者より挙がっている。
- 兵庫県で市町の意見を踏まえて条例が見直された事例があるものの、安全性の観点から見直されていない事例も多い。

#### 建築基準に関連するローカルルール

##### ローカルルールの内容

- ・ 地方自治体が定める条例で規定された、耐震基準や耐火基準等に関する制限に地域差がある

##### ローカルルールに関する見直し 要望・提案（抜粋）

- ・ 静岡県独自の耐震基準の見直し（静岡県・ふじのくに規制改革会議）
- ・ 「富山県建築基準法施行条例 第3節 共同住宅、寄宿舍等 第11条」で、2階建の建物の2階に床面積150㎡を超える共同住宅を設ける場合、1階を準耐火基準に適合させる必要があるが、建築基準法では、2階部分は300㎡を越えるとある。法の基準の2倍であり、防火・耐火構造の構法も進歩していることから、緩和すべきで、この条例自体の撤廃が良いと考えます。（富山県・県の規制・制度について企業・団体の意見）

##### ローカルルールが生じる背景

- ・ 条例の規定
  - 建築基準法では、地方公共団体が、建築物の安全、防火または衛生の目的を十分に達し難いと認める場合には、条例で建築物の敷地、構造または建築設備に関して、安全上、防火上または衛生上必要な制限を付加することができるため、一部の自治体で法令の基準を上回る制限が課されている。

##### ローカルルールの見直し事例・ 見直し要望・提案への回答 （抜粋）

- ・ 見直した事例
  - 兵庫県では、地域の発展に資する開発整備、良質な都市型住宅の整備等のまちづくりのニーズに対応するため、市町の意見を踏まえて知事が指定する区域を規制の対象区域から除くことができるよう条例を改正した。
- ・ 見直し要望・提案への回答
  - 静岡県では、建築構造設計指針における建築物の耐震基準について、制定当時の経緯、その後の経過、さらに建築耐震構造の専門家の意見等を踏まえ、総合的に検討した結果、南海トラフ巨大地震から県民の命を守る上で有効な取組であることから、現状維持とする結論になった。

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】建築基準法における記載抜粋 (1/2)

### 第二章 建築物の敷地、構造及び建築設備

(地方公共団体の条例による制限の附加)

第四十条 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

(市町村の条例による制限の緩和)

第四十一条 第六条第一項第四号の区域外においては、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、第十九条、第二十一条、第二十八条、第二十九条及び第三十六条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。ただし、第六条第一項第一号及び第三号の建築物については、この限りでない。

### 第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

#### 第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等

(その敷地が四メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加)

第四十三条の二 地方公共団体は、交通上、安全上、防火上又は衛生上必要があると認めるときは、その敷地が第四十二条第三項の規定により水平距離が指定された道路にのみ二メートル（前条第三項各号のいずれかに該当する建築物で同項の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあつては、当該長さ）以上接する建築物について、条例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に関して必要な制限を付加することができる。



## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】建築基準法における記載抜粋 (2/2)

### 第三章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

#### 第四節 建築物の敷地及び構造

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十六条の二 別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(四の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 対象区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第一項の規定を適用する。

5 建築物が第一項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。



## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

### ローカルルールの事例：食品衛生

- 改正食品衛生法で施設基準の全国統一化等が図られているため、条例の見直しが進んでおり、見直し要望は減少しているとみられる一方、自治体担当者レベルでは、独自の指導・助言が継続していることが考えられる。
- 法改正後であり、現場（自治体担当者・事業者双方）の理解が追いついていないことや業務が逼迫していることも想定される。

#### 食品衛生に関連するローカルルール

##### ローカルルールの内容

- ・ 食品衛生法やその施行規則で施設基準等が定められているが、営業許可等の実態に地域差がある

##### ローカルルールに関する見直し 要望・提案（抜粋）

- ・ 食品衛生に関する保健所の検査について、担当官によるばらつきがあり、統一基準化が必要との声が聞かれます。検査において、店舗内の作業上の水道栓について一部の店舗でのみレバー式が望ましいとの指導や、コーヒーセルフ販売について営業許可の取得の必要性・営業許可の条件（冷蔵庫・シンク設置等）に相違があるなど、対応に苦慮する例がある。（茨城県・関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート（H25年度））

##### ローカルルールが生じる背景

- ・ 条例の規定
  - 施設基準は、厚生労働省が定める基準を参酌して条例で定めることとされており、独自の基準が設けられる。
- ・ 現場の運用・基準
  - 基準の記載の理解が担当者によって異なるため、指導・助言にばらつきが生じている。
  - 法律が改正されたタイミングであり、理解が追いついておらず、以前の運用・基準が残っていることも考えられる。

##### ローカルルールの見直し事例・ 見直し要望・提案への回答 （抜粋）

- ・ 見直し要望・提案への回答
  - 茨城県では、以下の回答がなされている。  
「食品衛生法上許可を要する営業とされる 34 業種に係る営業施設の基準は、茨城県食品衛生法施行条例で業種別に定めております。この基準において、ご意見の水道栓の方式について、特段の定めはありませんが、施設の規模や形態に応じて、より衛生的に優れているレバー式が望ましい旨、指導・助言するケースがあります。また、セルフ販売については、その販売形態や設備の衛生管理の方法を詳しく伺ったうえで、食品衛生法に照らし、取扱い店舗の許可状況も勘案したうえで、個別に、許可の可否を判断することとしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。」

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

### ローカルルールの事例：産業廃棄物

- 産業廃棄物収集運搬業等の許認可手続きについては、合理化はなされているものの、都道府県別に異なる手続きが求められる。
- 県外産業廃棄物の流入規制は、該当都道府県内での産業廃棄物の不適正処理防止が目的であると考えられるが、有無を含め、自治体により様々な制度（自治体との協議が必要・届け出のみ・直接埋め立てのみ等）が存在している。

#### 産業廃棄物に関連するローカルルール

##### ローカルルールの内容

- ・ 複数都道府県・政令市に跨る産業廃棄物収集運搬業等の許認可は、一部合理化されている（次頁参照）ものの都道府県毎に、異なる手続きが必要であり、自治体によっては手続き負担が大きい。
- ・ 県外産業廃棄物を県内処理業者へ処理委託する際には、都道府県・政令市により事前協議等が必要となる。

##### ローカルルールに関する見直し要望・提案（抜粋）

- ・ 【廃棄物処理施設設置等にかかわる事前審査における提出書類の簡素化】調整会議に付議する案件においては、事業計画書の提出部数が26部必要とされているが、事業計画書は添付書類共で概ね 300 頁以上に及び事業者の大きな負担となっている。（茨城県・関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート（H25年度））
- ・ 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第 7 条で定められている、県外から県内に産業廃棄物を搬入する際の事前協議制度によって、緊急に処理をしなければならない廃棄物が県内処理事業者に入っていない場合が多々あるため、同事前協議制度を廃止又は規制緩和（特に建設系産廃）してほしい。（茨城県・関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート（H23年度））

##### ローカルルールが生じる背景

- ・ 手続き・様式
  - 産業廃棄物処理施設の設置許可等は、第一号法定受託事務であり、都道府県毎に異なる手続きが生じる。
- ・ 条例等の規定
  - 各県で不法投棄等の不適正処理が生じたこと及び他県にて同様の条例が導入されていること等が考えられる。

##### ローカルルールの見直し事例・見直し要望・提案への回答（抜粋）

- ・ 見直し要望・提案への回答
  - 茨城県では、事前協議制度について、以下の回答がなされている。  
「当該制度については、貴団体と協議しながら見直しを行っているところであり、今後も必要な見直しを行ってまいります。なお、震災等で緊急を要する廃棄物の搬入については、「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議の実施の特例を定める要項」を制定し、協議を簡略化しております。」

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】県外産業廃棄物を県内処理業者へ処理委託する際の事前協議制度（一部）

### ■ 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例

（県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議）

第 7 条 県の区域外に存する事業場において排出する産業廃棄物を県の区域内で処理しようとする事業者は、その処理に関する計画を作成し、あらかじめ、知事に協議しなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

### ■ 宮城県産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準

#### 第 5 最終処分場

法第 15 条第 2 項第 7 号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画は、事業場の実状に十分配慮したきめ細かいものとし、遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場に関する基準は、当該維持管理に関する計画、政令、省令、最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年総理府令・厚生省令第 2 号）の規定によるほか、次に掲げるものとする。

――一部省略――

#### (17) 県外からの産業廃棄物の確認

県外から排出される産業廃棄物を埋立処分しようとする場合は、次により確認した後に行うこと。

イ 指導要綱第 14 条に規定する施設計画等協議書において計画された産業廃棄物については、翌年度からは年度当初に事業者から、県外の排出事業所ごとに、搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状、搬入量等を明らかにした書類を提出させ、保健所長を経由の上知事と協議し、適正に埋立処分できることを確認すること。

ロ 指導要綱第 14 条に規定する施設計画等協議書において計画されていない産業廃棄物については、原則として、受入れしないこととするが、受入れようとするときは、埋立処分する 60 日前（翌年度からは年度当初）に、事業者から、県外の排出事業所ごとに、搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状、搬入量等を明らかにした書類を提出させ、保健所長を経由の上知事と協議し、適正に埋立処分ができることを確認すること。

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律における記載抜粋 (1/6)

### 第三節 産業廃棄物処理業

#### (産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者



【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律における記載抜粋 (2/6)

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

15 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。

16 産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

17 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律における記載抜粋 (3/6)

(変更の許可等)

第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であつて当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、事業の全部又は一部を廃止した旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならない。

5 前項の規定による通知をした者は、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(事業の停止)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第十四条第十一項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。



## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律における記載抜粋 (4/6)

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき。

二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。

三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

3 前二項の規定により許可を取り消された者であつて当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、許可を取り消された旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならない。

4 第十四条の二第五項の規定は、前項の規定による通知をした者について準用する。

(名義貸しの禁止)

第十四条の三の三 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律における記載抜粋 (5/6)

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律における記載抜粋 (6/6)

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 前条第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

## 事業者に不利益となりうるローカルルールが生じる要因・見直しの阻害要因と防止策・改善策

- 地方自治体起点で、住民・事業者からの要望を拾い上げ、規制改革を行っていくための仕組みを設けることが望ましいが、上記を実施する地方自治体のインセンティブは小さいため、国主体のインセンティブ設計もしくは指導・措置等の取組も求められる。

### 発生要因・妨害要因

#### 事業者に不利益となりうる ローカルルールの 発生要因／防止策

##### 【条例等の規定】

- ・ 法律において上乗せ規定が認めれており、上乗せに関する上限は定められていない

##### 【現場の運用・基準】

- ・ 条例等で明確な基準が定められていない

##### 【手続き・様式】

- ・ 法律等で手続きが自治体に委ねられており、手続き・様式の標準が国から示されていない。

### 防止策・改善策

##### 【国主体】

- ・ 法令解釈のガイドライン等での周知及び必要に応じた法令の改正
- ・ 過去の事例に基づき、不利益となりうるローカルルールが生じるポイントの整理、指導
- ・ 書式・様式、システムの標準化

#### 事業者に不利益となりうる ローカルルール見直しの 妨害要因／改善策

##### 【条例等の規定】

##### 【手続き・様式】

- ・ 一度定められた規定・手続きの見直しを行うインセンティブが地方自治体の担当者にはない。

##### 【現場の運用・基準】

- ・ 担当者レベルで発生しており、感知できない

##### 【地方自治体主体】

- ・ 住民・事業者からの意見・要望の拾い上げ
- ・ 住民・事業者起点の規制改革制度の創設

##### 【国主体】

- ・ 地方自治体の規制改革を促進するインセンティブ設計
- ・ 規制所管省庁から自治体への指導・措置（防止策と同様の取組）

## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

# 【参考】規制改革推進会議におけるローカルルールの見直しに係る基本的な考え方

- 規制改革推進会議では、「ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方」を示し、不適切なローカルルールについての取組方針を定め、国主導の具体的な取組が進められている。

### ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方（概要）

#### 不適切な ローカルルール

- ・ 合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続き上のルール
- ・ 法令に違反するローカルルール
- ・ 地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール

#### 不適切な ローカルルールへの 取組方針

- ① 既存制度：国民・事業者から指摘の挙がった既存制度について、以下に該当するものを優先的に調査審議
  - ✓ 基準1：書式・様式の統一
  - ✓ 基準2：システム・データベースの標準化
  - ✓ 基準3：全国共通の取り扱い・情報提供
- ② 新施策等：国による新施策の導入時等は、新たに不適切なローカルルールが発生しないように取組
- ③ フォローアップ：解消に向け、必要な措置を継続的に実施

出所）規制改革推進会議「ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方」を基にNRI作成



## 【デスクトップ調査】ローカルルールの事例と改善策・防止策の検討

## 【参考】ローカルルール見直しに向けた近時の主な取組みの事例

- 一部のローカルルール見直しに向け、規制所管省庁に向け対応・措置が求められている。

|         | 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減                                                                                                                                                                                                                       | 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減                                                                                                                                                                                                                                                 | 農地転用許可制度における運用のばらつきの見直し                                                                                                                                                 | 消防の設備等に関する基準の公開・統一について                                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組の背景   | 介護事業者による地方公共団体に対する各種申請・届出等における書類の様式や提出方法等に係るローカルルールを見直すため。                                                                                                                                                                                       | 保育所入所を希望する保護者の雇用主によって作成される就労証明書は、国が定める標準的な様式が導入されているものの、その利用の徹底が図られておらず、雇用主に大きな負担が生じているほか、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できないため。                                                                                                                                      | 農地転用許可の手続全般については、一部の都道府県・指定市町村において、法令や審査基準の根拠が不明確なローカルルールが確認されているほか、法令上許容される範囲で独自基準を定めている都道府県・指定市町村においても、審査基準を公にしなければならないとされているところ、当該審査基準が公表されていないといった不適正な運用が確認されているため。 | 消防用設備等や危険物施設の設置等に関する行政指導指針に相当するもの（以下、「指針等」）を公開していない地方公共団体が存在しており、これらに関する事業を行う者の負担となっているため。                                                                                         |
| 求められた措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に対し、地方公共団体に提出する指定申請関連文書等の様式・添付書類を定める所要の法令上の措置。</li> <li>厚生労働省に対し、介護事業者の選択により、システムを利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置。</li> <li>厚生労働省に対し、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、公表することを求めた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に対し、標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とする法令上の措置。</li> <li>内閣府及びデジタル庁に対し、雇用主がオンラインで提出することも選択できるよう、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向けた法令上の措置。</li> <li>内閣府及びデジタル庁に対し、API等によるデータ連携を可能とすること、及び就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省に対し、独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行うことを求めた。</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁に対し、地方公共団体における指針等の策定・公表状況の把握、その結果も踏まえた公表の助言、及び助言後のフォローアップを求めた。</li> <li>また、地方公共団体ごとの危険物に関する基準に係る運用の差異の見直しに向けた必要な措置を講じることを求めた。</li> </ul> |



## 1. 実態調査

---

### 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

### 調査設計

#### 調査目的

- ローカルルールの見直しに向け、事業者単位の規制改革制度を推進していくことが考えられる。
- 国内の地方自治体の条例において、事業者単位の規制改革制度を盛り込んでいる事例等を調査し、その制度の内容および制度の根拠となる条例を調査することで、国内のローカルルール見直しに向けた規制改革制度の可能性を探る。

#### 調査方法

- 以下のステップで、グレーゾーン解消制度・新事業特例制度に類似した、条例に関する規制改革制度の事例をデスクトップ調査した。
  - ・ 地方自治体において、住民・事業者が規制対応・規制改革への参画が可能になる制度・仕組みを広くデスクトップ調査
  - ・ 確認できた制度に関してデスクトップ調査で制度概要・制度活用プロセス・運用状況を調査

#### 調査対象

- 都道府県+市町村  
（「都道府県+規制改革 規制緩和 規制の見直し グレーゾーン 特例制度 サンドボックス 法令適用前事前確認」というキーワードで検索）

#### 調査内容

- 制度の内容（運用可能性）
  - ・ 制度概要
  - ・ 制度活用プロセス
  - ・ 運用状況
- 制度の根拠となる法令・条例（法的許容性）

#### 調査期間

- 2023年11月～2023年12月

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## グレーゾーン解消制度に類似した、条例に関する規制改革制度一覧

- 3道県において法令に定められている手続きの必要性や条例に定められた基準への該当性、罰則の有無等について、確認することができる法令適用事前確認手続が実施されていた。

## 県独自の法令適用事前確認手続の制度の内容

| 都道府県 | 制度名                           | 照会の対象                                                | 照会の方法                                      | 回答までの期限 | 紹介及び回答の内容の公表                                                |
|------|-------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------|
| 北海道  | 北海道法令適用事前確認手続                 | 申請に対する処分の根拠を定め、かつ、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合に該当する法令（条項）等 | 照会書を、窓口に郵送、ファクシミリ、E-mail、電子申請のいずれかの方法により提出 | 30日以内   | 照会者名、照会および回答内容を回答から30日以内にホームページで公表<br>(延期を請求することが可能)        |
| 青森県  | 青森県における法令適用事前確認手続制度           | 知事の権限に属する事務に係る特定の法令の条項                               | 照会書を、確認したい法令の条項を所管する本庁の課等に書面又はメールにより提出     | 30日以内   | 照会及び回答の内容については、回答した日から30日以内にホームページ上において公表<br>(延期を請求することが可能) |
| 福岡県  | 福岡県における法令適用事前確認手続（ノアクション・レター） | 本手続の対象である福岡県知事(教育委員会、警察本部、公安委員会等は除く。)が所管する法令(条項)     | 照会書を総務部行政経営企画課を経由して、所管課1室に提出               | 30日以内   | 照会者名、照会および回答内容を回答から30日以内にホームページで公表<br>(延期を請求することが可能)        |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

### 【参考】青森県法令適用事前確認手続規程

(平成十六年三月十七日青森県告示第百七十三号) (1/2)

(趣旨)

第一条 この規程は、県民等が実現しようとする自己の事業活動等に係る具体的な行為に関し、当該行為が知事の権限に属する事務に係る法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の条項の適用を受けるかどうかをあらかじめ確認するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(照会の手続)

第二条 自己の事業活動等に係る具体的な行為が特定の法令の条項の適用を受けるかどうかをあらかじめ確認しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により知事に照会しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該行為に係る個別的かつ具体的な事実
- 三 適用を受けるかどうかを確認したい特定の法令の条項
- 四 当該行為が当該条項の適用を受けるかどうかについての自己の意見及びその根拠
- 五 前各号に掲げる事項及び第四条第一項の規定による回答の内容(以下「照会内容等」という。)が公表されることに同意する旨
- 六 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の書面に形式上の不備があると認めるとき又は当該書面に記載された同項第二号の事実が特定の法令の条項の適用を受けるかどうかを判断するのに十分でないと認めるときは、同項の規定により照会した者(以下「照会者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(対象となる法令の条項)

第三条 前条第一項の規定により照会することができる法令の条項は、次のいずれかに該当する知事の権限に属する事務に係る法令の条項とする。

- 一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する申請に対する処分の根拠を定める法令の条項であって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの
- 二 行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分の根拠を定める法令の条項
- 三 行政手続法第二条第七号に規定する届出の根拠を定める法令の条項であって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの

2 知事は、前項の法令の条項の目録を一般の閲覧に供するものとする。

(照会に対する回答)

第四条 知事は、照会者に対し、第二条第一項の規定による照会(以下「照会」という。)があった日から三十日以内に、書面により回答するものとする。ただし、同条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、慎重な判断を要する場合、事務処理上支障が生ずる場合その他正当な理由がある場合は、同項に規定する期間を照会があった日から六十日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、照会者に対し、遅滞なく、回答の期限及び延長の理由を通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる場合は、回答しないことができる。この場合において、知事は、照会者に対し、遅滞なく、その旨及び理由を通知するものとする。

- 一 照会に係る行為と類似の行為が争訟の対象となっている場合
- 二 照会に係る行為が当該照会に係る特定の法令の条項の適用を受けるかどうかについて既に公にされている場合
- 三 第二条第二項の規定により補正を求められた照会者が同項の規定により定めた期間内にその補正をしない場合

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

### 【参考】青森県法令適用事前確認手続規程

(平成十六年三月十七日青森県告示第百七十三号) (2/2)

(照会内容等の公表)

第五条 知事は、前条第一項の規定により回答した日から三十日以内に、照会内容等を公表するものとする。ただし、照会内容等のうち青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第七条に規定する不開示情報に該当する部分については、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

2 照会者は、正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することを請求することができる。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、延長するかどうかを決定し、その決定の内容を照会者に通知するものとする。

(電子情報処理組織による照会に係る適用除外)

第六条 青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して照会をする場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十月青森県規則第九十三号)第三条第二項の規定は、適用しない。

(平一九告示七五〇・全改)

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年告示第七五〇号)

この規程は、告示の日から施行する。

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 新事業特例制度に類似した、条例に関する規制改革制度一覧

- 島根県において、県が定める規制の見直しや緩和を見据えた、特例措置を設ける制度が運用されている。

| 地方自治体 | 制度名    | 概要                                                                                                                                                           |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 島根県   | しまね版特区 | <ul style="list-style-type: none"><li>地域で取り組まれている活性化を図るための構想や事業について、従来の財政的な支援ではなく県の各種規制等を見直したり、一部地域で緩和するなどの「特例措置」を設けることにより、地域の多様な取組を支援することを目的としている</li></ul> |



## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

# 【参考】しまね版特区推進要綱 （1/3）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、県民の「自助と自立の精神」から生まれる各種さまざまな地域活性化の取り組みを支援するため、県固有の規制の見直しや、特例措置を講じることで、地域住民や民間事業者等の活発な活動を促進し、もって地域の活性化と地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- （１）申請主体 市町村、ＮＰＯ、住民グループ、民間企業等をいう。
- （２）しまね版特区 申請主体が特定の地域の活性化を図るために設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその事業を促進するものをいう。
- （３）しまね版特区計画 申請主体が特定の区域を限って、当該区域の活性化を図るために作成する計画をいう。
- （４）特定事業 申請主体がしまね版特区計画において実施しようとする事業で、規制等の特例措置の適用を受けるものをいう。
- （５）規制等の特例措置 県の条例、規則、要綱等により規定された各種の規制、要件等の特例に関する措置をいう。（ただし、税財源の優遇措置等単なる財政的な支援を除く。）

### （計画認定の申請）

第 3 条 申請主体は、しまね版特区計画（以下「計画」という。）を作成し、知事の認定を申請することができる。

2 計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- （１）しまね版特区の範囲及び名称並びに地域特性
- （２）計画の実施がしまね版特区の区域に及ぼす地域活性化の効果
- （３）特区区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日
- （４）計画の概要
- （５）特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制等の特例措置の内容
- （６）前各号に掲げるもののほか、計画の実施に関し当該申請主体が必要と認める事項

3 申請された計画は原則、県のホームページで公開するものとする。

4 市町村以外から計画の申請があった場合には、知事は計画に関係する市町村の意見を聴くことができる。

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

### 【参考】しまね版特区推進要綱 （2/3）

#### （計画の認定）

第４条 知事は、前条第１項による認定の申請があった計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

（１）計画の実施によって、特区の地域活性化が図られること

（２）円滑な実施がみこまれ、かつ実施によって生じるおそれのある弊害に対しても、適切な代替措置が図られること

２ 知事は、自らの権限に属さない事項について前項の規定による認定をしようとするときは、前条第２項第５号に掲げる事項について、関係する執行機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

３ 前条第２項第５号の規制等の特例措置の内容を審査した結果、一定の区域を限って、規制の特例を設ける必要が無く、全県での規制の緩和等が可能となった場合は、計画の認定を要しない。

#### （特例措置）

第５条 知事又は前条第２項の規定による同意をした執行機関の長（以下「関係執行機関の長」という。）は、前条第１項の計画の認定又は第２項の協議に同意したときは、

第３条第２項第３号の特定事業の開始の日までに同条同項第５号の規制等の特例措置を講ずるものとする。

２ 前条第１項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づき第３条第２項第３号に掲げる実施主体が実施する特定事業については、前項により講じられた規制等の特例措置を適用する。

#### （計画の変更）

第６条 申請主体は、認定計画の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

２ 第３条第４項の規定は、前項の規定による計画の変更をする場合に準用する。

#### （報告の徴収）

第７条 知事は、第４条第１項の規定による認定（前条第１項の規定による認定計画の変更の認定を含む（以下「認定」という。））を受けた申請主体に対し、認定計画（前条第１項の規定による認定計画の変更の認定があったときは、変更後のもの。以下同じ）の実施状況について報告を求めることができる。

２ 関係執行機関の長は、認定を受けた申請主体に対し、認定計画に係る規制等の特例措置の適用状況について報告を求めることができる。

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

### 【参考】しまね版特区推進要綱 (3/3)

#### (措置の要求)

第8条 知事又は関係執行機関の長は、認定計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた申請主体に対し、当該認定計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

#### (認定の取り消し)

第9条 知事は、認定計画が第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、又は、規制等の特例措置を設け特定事業に適用したことで著しい弊害がおこった場合には、その認定を取り消すことができる。この場合において、知事は関係執行機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係執行機関の長は、知事に対し、前項の規定による認定の取消しに必要と認める意見を申し出ることができる。

#### (アイデア提案)

第10条 申請主体は、過去に経験した規制事例をもとに規制等の特例措置に関するアイデアについて、知事に提案することができる。

2 提出された提案は、原則、県のホームページにおいて公開するものとする。

#### (アイデアの検討)

第11条 知事は、前条の規定により規制等の特例措置に関するアイデア提案を受けた場合には、その規制等の特例措置について検討し、結果を県のホームページにおいて公開するものとする。

2 知事は、自らの権限に属さない事項についての提案を受けた場合には、関係する執行機関の長に協議をし、その結果を前項により公開するものとする。

#### (事務)

第12条 しまね版特区の推進に関する事務は政策企画監室及びしまね暮らし推進課並びに規制等の特例措置に関係する部局及び執行機関が相互に連携し、処理するものとする。

#### (雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、しまね版特区の推進に関し必要な事項については、知事が別に定める

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (1/8)

| 年度        | 申請タイトル        | 申請内容                                                                                                                                                         | 規制内容                                                  | 措置状況                                                                                                                                                                                                                      | 結果                 |
|-----------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 平成<br>17年 | 出雲市商いご縁<br>特区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>フリーマーケット開催手続きのために、道路占用許可申請と使用許可申請を道路管理者または警察署のいずれかに提出すれば足りることにしてもらいたい。</li> </ul>                                     | ①道路法32条：道路占用許可（土木部）<br>②道路交通法77条：道路使用許可（警察本部）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>土木事務所、警察署それぞれが道路占用許可と道路使用許可に関する内容審査及び許可行為を行うが、全県において、申請書がいずれか一方に提出されれば、他の許可権限者へ速やかに送付することとする。</li> </ul>                                                                           | 特区認定               |
|           |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>フリーマーケットを、毎週末開催できるよう、手続きの簡素化と手数料の負担を軽減してもらいたい。</li> <li>また、にぎわいづくりのため、商店主が道路でワゴンセールやオープンカフェを行うことも認めてもらいたい。</li> </ul> | ①道路法32条：道路占用許可（土木部）<br>②道路交通法77条：道路使用許可（警察本部）         | <ul style="list-style-type: none"> <li>出雲市駅前を特区として1回の手続きと手数料で1年の期間内はイベントの都度出店することができる。</li> <li>出雲市が主催する毎週末のフリーマーケット開催を、露店の出店を認めることができる地域イベントとして扱うこととする。</li> <li>出雲市が出店者からなる会員制度を作り、その会員については、道路使用許可期間を1年とする。</li> </ul> | 特区認定               |
|           | 県宿舍入居規制<br>緩和 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県所有宿舍の入居規制を緩和し、Uターン者等の一時的入居を可能にってもらいたい。</li> </ul>                                                                    | ①島根県職員宿舍管理規則<br>②島根県教職員住宅管理規程<br>③島根県警察の職員宿舍の管理に関する訓令 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県外からの定住希望者及び県内を含む産業体験参加者を対象として、県職員宿舍・教員宿舍・警察職員宿舍に空きがある場合、1年間を限度として入居できる制度を全県的に実施する。</li> </ul>                                                                                     | 特区から全県に拡大し<br>規制緩和 |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (2/8)

| 年度        | 申請タイトル   | 申請内容                                                                                              | 規制内容                                                                                                          | 措置状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 結果          |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 平成<br>17年 | 江津風力発電特区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>江津市全域を対象として、各種の占用料・使用料の免除と指導・許可基準の緩和を事前に明確にしたい。</li> </ul> | ① 島根県海岸占用料等徴収条例<br>② 海岸法<br>③ 行政財産の使用に関する条例<br>④ 森林法<br>⑤ 道路法<br>⑥ ふるさと島根の景観づくり条例<br>⑦ 島根県流水占用料等徴収条例<br>⑧ 河川法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>占用料の減免が認められるのは、公用又は公共の用に供するために占用する場合・公益性がある場合等であり、風力発電施設の設置について減免は認められない。</li> <li>施設の羽部分が上空を占用・使用することについては、個々の案件ごとに占用料・使用料の徴収について判断する。</li> <li>許可基準について、現地の状況を勘案しながら個別に判断する必要があるため、江津市全域を対象として一律に緩和の可否を判断することはできない。</li> </ul> | 特区ではなく個別に判断 |
|           | 島の朝市特区   | 臨時営業届の範囲（年3日以内）の規制を緩和し、定期的な「朝市」の開催を臨時営業として認めてもらいたい。                                               | ① 食品衛生法、食品衛生法施行令、食品衛生法施行条例<br>② 平成7年3月20日付薬発第381号通知（臨時営業の取扱いについて）                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法によって影響の大きい業種については、許可を得て食品を扱うよう定められている。</li> <li>臨時営業届は、事業として認められないような極めて小規模な行為を行う場合に限り届け出の対象としているものであり、定期的な「朝市」の開催を臨時営業として認めることはできない。</li> </ul>                                                                            | 特区認定不可      |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (3/8)

| 年度        | 申請タイトル      | 申請内容                                                                                                                                   | 規制内容                                                                                                           | 措置状況                                                                                                                                                                                                                                                                  | 結果     |
|-----------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成<br>17年 | 空き教室活用特区    | <ul style="list-style-type: none"> <li>NPOの活動拠点として、松江商業高校の空き教室を活用したい。</li> </ul>                                                       | ① 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則<br><b>【第26条第1項】</b><br>（教育財産の管理等に関する規程により準用）（教育長の権限を委任する規程により学校長へ委任）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>物理的な観点：生徒の在校時間中に不特定多数の者が出入りすることとなり、学校の安全面確保に支障が出る懸念がある。</li> <li>教育的な観点：今回NPOが予定している生徒への職業意識啓発活動については、既存の進路指導との一貫性が図られるかどうか懸念がある。</li> </ul>                                                                                   | 特区認定不可 |
| 平成<br>18年 | 天神市出店参加促進特区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請手続きをどちらか一方を経由し、一括して手続きが行えるようにするとともに、定期開催であるので1年毎の申請としてほしい。</li> <li>手数料を免除してほしい。</li> </ul> | ① 道路法<br>② 島根県道路管理規則<br>③ 道路占用許可基準<br>④ 道路交通法、<br>⑤ 道路交通法施行規則<br>⑥ 警察に関する手数料条例<br>⑦ 警察に関する手数料条例の規定による手数料を免除する者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路占用許可と道路使用許可は道路管理者、警察署長が内容審査及び許可行為をそれぞれで行うが、申請書をいずれか一方に提出されれば、他の許可権者へ速やかに送付することとしている。</li> <li>道路使用許可単位について、主催者による包括一件申請を認める。</li> <li>道路使用申請許可期間を1か月単位→3か月単位に延長を認める。</li> <li>道路使用許可申請に係る手数料について、手数料条例の減免規定を適用する。</li> </ul> | 特区認定   |



## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (4/8)

| 年度    | 申請タイトル                                     | 申請内容                                                                                                                                | 規制内容                                                                    | 措置状況                                                                                                                                                                                           | 結果   |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成18年 | 「松江京店・カラコcocoloSunday」集いと交流促進特区            | ① 道路上でのフリーマーケット開催のための道路使用許可申請と道路占用許可申請の手続きについて、松江京店商店街協同組合による包括1件申請が行えるようにすること。<br>また、3か月を単位とした年4回の申請とすること。<br>② 道路使用許可申請にかかる手数料の免除 | ① 道路交通法、道路交通法施行規則、道路法<br>② 道路交通法、警察に関する手数料条例、警察に関する手数料条例の規定による手数料を免除する者 | <b>【道路使用許可】</b><br>・ 道路使用許可単位－主催者による包括1件申請を認める。<br>・ 道路使用許可期間－1か月単位→3か月単位に延長を認める。<br>・ 道路使用許可申請－手数料免除<br><b>【道路占用許可（松江市）】</b><br>・ 県と同様に包括1件申請及び申請期間の延長を認める。<br>・ 道路占用料については、申請の事例では100%免除となる。 | 特区認定 |
| 平成19年 | フリースクールのスクーリングを開催する際の高等学校の使用特区             | ・ スクーリングを実施するため、高等学校の空いている教室を使用したい。                                                                                                 | ① 教育財産の管理等に関する規程（「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」第26条第1項を準用）                      | ・ 教育施設の本来の用途又は目的を妨げないことを前提として、通信制高校のスクーリングのために高等学校の教室の使用を許可できることとする。                                                                                                                           | 特区認定 |
| 平成21年 | 雲南軽トラック市出店参加促進による雲南市内商店街活性化事業特区（うんなまめなカー市） | ①許可申請窓口の一本化<br>②許可単位の緩和<br>・ 道路占用許可申請と道路使用許可申請の手続きについて、雲南市商工会による包括1件申請が行えるようにすること。<br>③手数料の免除<br>・ 道路使用許可申請にかかる手数料の免除               | ① 道路交通法、道路法<br>② 道路交通法、道路法、島根県道路管理規則<br>③ 警察に関する手数料条例                   | ① 道路占用許可と道路使用許可申請を雲南警察署に一括して提出することを可能とする。（現行で対応可能）<br>② 道路占用許可－主催者による包括一件申請（現行で対応可能）／道路使用許可－主催者による包括一件申請（規制緩和）<br>③ 手数料免除（規制緩和）                                                                | 特区認定 |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (5/8)

| 年度        | 申請タイトル                                            | 申請内容                                                                                                                       | 規制内容                                        | 措置状況                                                                                   | 結果     |
|-----------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成<br>21年 | 「出雲あーけーど市」出店参加促進による賑わい創出事業特区                      | ① 道路使用許可申請の手続きについて、事業の主催者である出雲あーけーど市運営委員会による包括1件申請が行えるようにすること。<br>② 道路使用許可期間を、3カ月に延長することを可能とすること。<br>③ 道路使用許可申請にかかる手数料の免除。 | ① 道路交通法、道路法<br>② 道路交通法、道路法<br>③ 警察に関する手数料条例 | ① 道路使用許可単位-主催者による包括一件申請を認める。<br>② 道路使用許可期間-1ヵ月単位→3ヵ月単位とする。<br>③ 道路使用許可申請手数料-手数料免除を認める。 | 特区認定   |
|           | 出雲大社神門通り軽四朝市特区                                    | ① 道路使用許可申請の手続きについて、事業の主催者である神門通り廻りの会による包括1件申請が行えるようにすること。<br>② 道路使用許可申請にかかる手数料の免除。                                         | ① 道路交通法、道路法<br>② 警察に関する手数料条例                | ① 道路使用許可単位-主催者による包括一件申請を認める。<br>② 道路使用許可申請手数料-手数料免除を認める。                               | 特区認定   |
|           | 【変更認定】雲南軽トラック市出店参加促進による雲南市内商店街活性化事業特区（うんなんまめなカー市） | ・ 変更内容：平成21年度第1回しまね版特区の申請受付において認定した雲南市内2箇所（三刀屋町、木次町）に、今回4箇所（大東町、加茂町、掛合町、吉田町）を追加する。                                         | ※平成21年度第1回認定時と同内容                           | ※平成21年度第1回認定時と同内容                                                                      | 特区変更認定 |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (6/8)

| 年度        | 申請タイトル            | 申請内容                                                                                                            | 規制内容                                                                                                                                                            | 措置状況                                                                                                                                                                       | 結果               |
|-----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 平成<br>22年 | 美都温泉「湯元館」の足湯事業特区  | <ul style="list-style-type: none"> <li>美都温泉の足湯として、温泉利用許可申請を行い、その後のイベント会場ごとの温泉利用許可申請及び手数料の納付を免除してほしい。</li> </ul> | ① 温泉法<br>② 温泉法施行条例                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等で足湯を実施する場合、最初に足湯の浴用温泉利用許可を取得し、その後は一定の条件のもと、あらかじめ届出することにより、県下一円で温泉利用ができるよう、全県的に規制を緩和する。</li> </ul>                              | 特区ではなく全県に拡大し規制緩和 |
| 平成<br>23年 | 出雲大社「神門通り」おもてなし特区 | ① 道路使用単位の規制緩和<br>② 道路使用及び道路占用許可期間の規制緩和<br>③ 道路使用許可申請に係る手数料の納付の免除                                                | ① 許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている<br>② 許可期間は、道路の安全と円滑な利用及び周辺交通に及ぼす交通傷害などを勘案し、最長1ヶ月としている。<br>③ 道路に工作物等を設置するときには、1件につき2,200円の道路使用許可の手数料を徴収している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>出雲商工会が計画書に基づき、一体的に管理・運営が図られることや、公共性が高いと認められることから、規制を緩和する。</li> </ul> ① 事業主体による包括一括申請を認めるものとする。<br>② 最長3ヶ月を認めるものとする。<br>③ 手数料免除を認める。 | 特区認定             |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (7/8)

| 年度        | 申請タイトル                | 申請内容                                                             | 規制内容                                    | 措置状況                                                                                                                                                                        | 結果   |
|-----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成<br>25年 | まちなかオーガニックマルシェ特区      | ① 道路使用単位の規制緩和<br>② 道路使用及び道路占用許可期間の規制緩和<br>③ 道路使用許可申請に係る手数料の納付の免除 | ① 道路交通法<br>② 道路交通法、道路法<br>③ 警察に関する手数料条例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画書に基づき、一体的に管理・運営が図られることや、公共性・公益性が高いと事業と認められることから、規制を緩和する。</li> </ul> ① 実施主体による包括一括申請を認めるものとする。<br>② 最長3ヶ月を認めるものとする。<br>③ 手数料免除を認める。 | 特区認定 |
|           | こんやまち・ふれあいロード季節イベント特区 | ① 道路使用単位の規制緩和<br>② 道路使用許可期間の規制緩和<br>③ 道路使用許可申請に係る手数料の納付の免除       | ① 道路交通法<br>② 道路交通法<br>③ 警察に関する手数料条例     | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画書に基づき、一体的に管理・運営が図られることや、公共性・公益性が高いと事業と認められることから、規制を緩和する。</li> </ul> ① 実施主体による包括一件申請を認めるものとする。<br>② 最長3ヶ月を認めるものとする。<br>③ 手数料免除を認める。 | 特区認定 |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 【参考】しまね版特区申請実績と措置状況 (8/8)

| 年度    | 申請タイトル         | 申請内容                                                       | 規制内容                                | 措置状況                                                                                                                                                                        | 結果   |
|-------|----------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成28年 | ただものだんだん市特区    | ① 道路使用単位の規制緩和<br>② 道路使用許可期間の規制緩和<br>③ 道路使用許可申請に係る手数料の納付の免除 | ① 道路交通法<br>② 道路交通法<br>③ 警察に関する手数料条例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画書に基づき、一体的に管理・運営が図られることや、公共性・公益性が高いと事業と認められることから、規制を緩和する。</li> </ul> ① 実施主体による包括一件申請を認めるものとする。<br>② 最長3ヶ月を認めるものとする。<br>③ 手数料免除を認める。 | 特区認定 |
| 平成29年 | 奥出雲軽トラ新鮮あたご市特区 | ① 道路使用許可単位・道路占用許可単位の規制緩和<br>② 道路使用許可申請に係る手数料の納付の免除         | ① 道路交通法、道路法<br>② 警察に関する手数料条例        | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書に基づき、一体的に管理・運営が図られることや、公共性・公益性が高いと事業と認められることから、規制を緩和する。</li> </ul> ① 実施主体による包括一括申請を認めるものとする。<br>② 最長3ヶ月を認めるものとする。               | 特区認定 |



## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 地方版規制改革推進会議や規制改革に係る相談窓口等 (1/4)

## ■ 規制改革に係るアイデアの募集・規制に関する相談窓口 (1/2)

| 地方自治体 | 制度名         | 概要                                                                                                                                                                                                   | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野県   | 規制改革提案ボックス  | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制改革提案ボックスとは、地域の活性化や、生活の利便性の向上に資する規制改革に関するアイデアを、県民や事業者等の皆様から随時募集する窓口</li> <li>提案者は電子申請または電子メールを通じて提案を行うことができる</li> </ul>                                      | 企画振興部総合政策課<br>・ 電話番号：026-235-7018<br>・ 長野県庁サイト：<br><a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/soshiki/soshiki/kaikakutokku/kisei.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/soshiki/soshiki/kaikakutokku/kisei.html</a>                                           |
| 岡山県   | 規制改革等に関する提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>おかやま創生を実現するため、県民や企業・団体等から、現行制度における支障事例や規制改革に関する具体的な提案を受け付けるためのページを設置している</li> <li>条例、規則、告示等に基づく許認可等の規制のうち、要件や基準の緩和など県が所管する規制（知事の権限で対応可能なもの）全般を広く対象</li> </ul> | 政策推進課<br>・ 提案受付窓口：<br><a href="#">【岡山県 電子申請サービス】規制改革等に関する提案</a><br>・ 岡山県庁サイト：<br><a href="https://www.pref.okayama.jp/page/480973.html">https://www.pref.okayama.jp/page/480973.html</a>                                                                                           |
| 鳥取県   | 手続見直し提案ポスト  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人や民間事業者等の皆様からの県に関する行政手続や規制の見直しの提案を受け付けるワンストップ窓口として、県庁内の適切な部署への橋渡しや調整等による検討を行い、行政手続や規制の見直しによる利便性向上や地域活性化等につなげる</li> </ul>                                     | 鳥取県 総務部<br>行政体制整備局 行財政改革推進課<br>・ 電話番号：0857-26-7766<br>・ E-mail： <a href="mailto:gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp">gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</a><br>・ 鳥取県サイト：<br><a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/265530.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/265530.htm</a> |
| 千葉県   | 規制改革相談窓口    | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例、規則等を根拠に県が県民、市町村、または企業等に対し、何らかの時間的・経済的な負担を求めているものが対象</li> <li>法令等により国等が実施しているものについても受け付け、規制の見直しが望ましいと判断されるものは国等に積極的な働きかけを行う</li> </ul>                      | 総務部総務課行政経営室<br>・ 電話番号：043-223-2460<br>・ メールでお問い合わせ： <a href="#">お問い合わせページ</a><br>・ 千葉県庁サイト：<br><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/soudan/kiseikaikaku.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/soudan/kiseikaikaku.html</a>                                         |



## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 地方版規制改革推進会議や規制改革に係る相談窓口等 (2/4)

## ■ 規制改革に係るアイデアの募集・規制に関する相談窓口 (2/2)

| 地方自治体 | 制度名        | 概要                                                                                                                                            | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎県   | 規制緩和の総合窓口  | <ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県内で取り組まれている事業や、活性化を図るための構想について、財政的な支援ではなく、法律や、県が定める条例・規則などを見直すことで、地域の多様な取組を支援することを目的としている</li> </ul> | 政策企画課<br><ul style="list-style-type: none"> <li>電話番号：095-895-2073</li> <li>申請方法：<a href="#">入力フォーム</a> 注：受付終了の表示</li> <li>長崎県庁サイト：<br/><a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/goiken-gosodanmadoguchi/kisei-kanwa/index.html">https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/goiken-gosodanmadoguchi/kisei-kanwa/index.html</a></li> </ul>                                                                                                                             |
| 栃木県   | 規制に関する提案窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>業規制に対する問題点の指摘や提案を通年で受け付けている</li> <li>規制の見直しを行うに当たり参考とするとともに、現時点での県の考え方を、ホームページ上で公表する</li> </ul>        | 行政改革 I C T 推進課 行政改革担当<br><ul style="list-style-type: none"> <li>電話番号：028-623-2225</li> <li>ファックス番号：028-623-3116</li> <li>Email：<a href="mailto:gyokaku-ict@pref.tochigi.lg.jp">gyokaku-ict@pref.tochigi.lg.jp</a></li> <li>郵送：〒320-8501<br/>(住所不要 行政改革 I C T 推進課あて)</li> <li>栃木県庁サイト<br/><a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyokaku/1182491369815.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyokaku/1182491369815.html</a></li> </ul> |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 地方版規制改革推進会議や規制改革に係る相談窓口等 (3/4)

## ■ 地方版規制改革推進会議 (1/2)

| 地方自治体 | 制度名           | 概要                                                                                                                                     | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 徳島県   | 徳島県規制改革会議     | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般県民や県内団体からの提案等に基づく地域ニーズを把握し、徳島県に対して必要な規制緩和等に関する効果的な助言を行う</li> </ul>                            | 政策創造部 地方創生局とくしまぐらし応援課<br>学び・働き創造室<br>・ 電話番号：088-621-2083<br>・ メールアドレス：<br><a href="mailto:tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp">tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp</a><br>・ 徳島県庁サイト<br><a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/chihososei/5051506/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/chihososei/5051506/</a>                                                   |
| 静岡県   | “ふじのくに”規制改革会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生に向けた魅力ある地域づくりを進めるため、阻害要因となり得る規制・制度の検証等を行う</li> </ul>                                        | 経営管理部地域振興局地域振興課<br>・ 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6<br>・ 電話番号：054-221-2054<br>・ メールアドレス： <a href="mailto:chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp">chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp</a><br>・ 提案先： <a href="#">ふじのくに電子申請サービス</a><br>・ 静岡県サイト：<br><a href="https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/chiiki-shinko/kiseikaikaku/1012082.html">https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/chiiki-shinko/kiseikaikaku/1012082.html</a> |
| 鳥取県   | 鳥取県協働連携会議     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化等につながる鳥取県の行政手続・規制の見直しの取組及び民間事業者等（企業、NPO、大学等）が県と協働して行う地域活性化や県の課題解決につながる取組を推進している</li> </ul> | 鳥取県 総務部<br>行政体制整備局 行財政改革推進課<br>・ 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220<br>・ 電話：0857-26-7766<br>・ E-mail <a href="mailto:gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp">gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</a><br>・ 鳥取県サイト：<br><a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/298172.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/298172.htm</a>                                                                                                    |

## 【デスクトップ調査】条例・ローカルルールにおける規制改革制度の事例

## 地方版規制改革推進会議や規制改革に係る相談窓口等 (4/4)

## ■ 地方版規制改革推進会議 (2/2)

| 地方自治体 | 制度名         | 概要                                                                                                                   | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 兵庫県   | 兵庫県規制改革推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県や県内市町が条例等で独自に規定している規制の見直しや行政手続の簡素化等について検討を行い、必要に応じて条例等所管団体への助言を行う</li> </ul> | 企画部 広域調整課 地方分権班<br>・ 電話：078-362-9034（内線：2238）<br>・ Eメール： <a href="mailto:koikichose@pref.hyogo.lg.jp">koikichose@pref.hyogo.lg.jp</a><br>・ 兵庫県庁サイト<br><a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk06/kiseikaigi1.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk06/kiseikaigi1.html</a> |

## ■ 規制改革を含む事業に関する相談窓口

| 地方自治体 | 制度名            | 概要                                                                                                                                                                                                                | 連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 富山県   | 官民連携・規制緩和推進デスク | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業創出を目的とした、民間事業者向けのワンストップ相談窓口であり、規制緩和等に向けた各種団体からの要望や意見等の聴取等を行っている</li> <li>民間事業者等からのご相談などを適切に県庁内の担当部署につなぐ（コンシェルジュ機能）とともに、県庁内からの提案を民間事業者等と調整（コーディネート機能）を行う機能を有する</li> </ul> | 知事政策局成長戦略室<br>民間活力導入・規制緩和推進課<br>・ 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館2階<br>・ 電話番号：076-444-8904<br>・ 事前相談： <a href="#">入力フォーム</a><br>・ 富山県庁サイト：<br><a href="https://www.pref.toyama.jp/100221/kurashi/20220406.html">https://www.pref.toyama.jp/100221/kurashi/20220406.html</a>              |
| 福岡市   | mirai@         | <ul style="list-style-type: none"> <li>「mirai@」（ミライアット）とは、民間事業者と福岡市をつなぐワンストップ窓口。公民連携のハブとして、提案受付、サポート、情報提供・情報発信等を一元的に行い、関係部局等と連携しながら、民間提案の実現をサポートしている</li> </ul>                                                   | 総務企画局企画調整部（mirai@担当）<br>・ メール： <a href="mailto:mirai@city.fukuoka.lg.jp">mirai@city.fukuoka.lg.jp</a><br>・ 電話番号：092-711-4408<br>・ 福岡市サイト：<br><a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/mirai/index.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/mirai/index.html</a> |

## 2. 制度運用に向けた調査

---

### 【ヒアリング調査】

条例・ローカルルールにおける規制改革制度の詳細、  
条例に関する規制改革制度を設けることの法令許容性、運用可能性等の検討

## 【ヒアリング調査】条例に関する規制改革制度を設けることの法令許容性、運用可能性等の検討

# 条例に関する規制改革制度の運用に向けた課題の整理

- 条例に関する規制改革制度を設ける上では、法的許容性の側面以上に、運用に向けた障壁が大きいと考えられる。
- より幅広い自治体での運用に向けては、地方自治体トップのリーダーシップやリソース面での支援が求められると思料する。

## 条例に関する規制改革制度の法的許容性の整理・運用に向けた課題の整理

### 条例に関する規制改革制度 の法的許容性の整理

#### 【条例の規定の見直し】

- ・ 特例措置を認める条文が記載されていない場合は、議会で条例改正を行う必要がある。

#### 【現場の運用・基準、手続き・様式の見直し】

- ・ 条例の下で明文化された規則については、都道府県庁等で見直しを行う必要がある。

### 条例に関する規制改革制度 運用に向けた課題の整理

#### 【地方自治体トップのリーダーシップ】

- ・ 地方自治体で事業者単位の規制改革制度を設けられた背景には、都道府県知事等の意向が反映されている場合が多く、トップのリーダーシップが一定程度求められる。

#### 【リソース面での支援】

- ・ 制度を運用する上では、人材（特に法務人材）が不足することが考えられる。国で条例に関する規制改革制度を推進する場合には、理念等を策定した上で、地方自治体の規制改革に関する取組をリソース面から支援することが求められる。



**(4) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査  
【国内調査】②民間主導で策定されたルールに関する調査**



## 実施概要

- デジタル・グリーン・AIなど、研究開発の重点分野として大胆な投資が行われている領域では日々新たな技術・ビジネスモデルが誕生している。行政による法規制・ガイドラインのみではなく、民間主導での迅速で柔軟なルール形成・運用の推進が求められる。
- 民間主導でのルールメイキングの推進及び重点分野における規制改革の推進に向けた示唆を得るため、民間主導で自主規制を定め運用している事例や、法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例の調査を行った。

### 実施手順

#### 1. 自主規制に関する調査

##### デスクトップ調査



- 民間主導で策定された自主規制について、自主規制策定の動機やサンクションにより分類
- 分類軸毎に事例を調査

#### 2. 検査・基準に関する調査

##### デスクトップ調査



- 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準の事例と課題について調査

## 1. 自主規制に関する調査

---

**【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例**

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

### 調査設計

#### 調査目的

- 日々新たな技術・ビジネスモデルの誕生に対しては行政による法規制・ガイドラインのみではなく、民間主導での迅速で柔軟なルール形成・運用の推進が求められる。
- 民間主導で自主規制を定め運用している事例の調査を行い、民間団体が自主規制を定める場合の一助となる事例集を作成する。

#### 調査方法

- 民間主導で策定された自主規制について、その動機ごとに規則法令との関係性・サンクションの在り方を分類した。
- 分類ごとに1事例取り上げ、規制概要・規制の内容・策定までの時系列を調査した。

#### 調査対象

- 印刷インキに関する自主規制（NL規制）
- インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン
- 公正競争規約制度
- 金融商品取引所における自主規制業務
- 電動キックボード安全ガイドライン

#### 調査内容

- 自主規制概要（作成年度、規制対象範囲、規制の内容、運用(更新・管理)方針）
- 作成の背景（規制策定までのプロセス、今後の方向性（国際標準化の動きなど）
- その他（行政主体との連携有無（共同規制に当たるか）、業界自主規制団体の示すガイドライン等他媒体への引用）

#### 調査期間

- 2024年1月～2024年3月

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 民間が主導して自主規制を策定する目的及び規制法令との関係

| 自主規制策定の動機                          | 規制法令との関係 |                | サンクション                                |         | 事例                        |
|------------------------------------|----------|----------------|---------------------------------------|---------|---------------------------|
|                                    |          |                | 直接                                    | 間接      |                           |
| 顧客や社会からの評判/<br>お墨付きを得たいから          | ▶        | 規制法令の定め無し      | ・ 特に規制の必要なく、市場の原動力により問題の発生を抑止・解決されている |         | 印刷インキに関する自主規制（NL規制）       |
| 自主的に行動しなければ<br>規制強化が起こるから          | ▶        | 規制法令の補強        | ・ 業界団体等による自主的な規制によって当該問題が適切に解決されている   |         | インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン |
| ルールの不確実性を解消し、<br>予見性の高い事業環境を作りたいから | ▶        | 規制法令の具体化（共同規制） | ・ 自主規制と政府規制の混合措置により問題が解決されている         | 市場からの排除 | 公正競争規約制度                  |
| 法律や政府等により公式に求められているから              | ▶        |                |                                       |         | 金融商品取引所における自主規制業務         |
| 適法のもと事業を行いたいから                     | ▶        | 規制法令の改革        | ・ 政府機関によるエンフォースメントが担保されている            |         | 電動キックボードの安全ガイドライン         |

参考文献）令和3年8月消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ報告書

[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/doc/202108\\_torihiki\\_rule\\_houkoku.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/doc/202108_torihiki_rule_houkoku.pdf)

令和3年7月生貝直人『自主・共同規制によるルール形成の在り方について』

[https://www.cao.go.jp/consumer/history/06/kabusoshiki/torihiki\\_rule/doc/032\\_210712\\_shiryuu1\\_1.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/history/06/kabusoshiki/torihiki_rule/doc/032_210712_shiryuu1_1.pdf)

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 自主規制と独占禁止法との関係： 公正取引委員会による指針と相談事例集の公開

- 独占禁止法第8条は、事業者団体が競争制限等を行うことを禁止行為として定めている。
- 公正取引委員会は、同法違反行為の未然防止と事業者団体の適切な活動に役立てるため、事業者団体のどのような活動が同法上問題となるのかを具体的に示した「**事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針**」を公表している。
  - 価格・数量制限行為、参入制限行為等のほか、事業者団体による自主規制に関する同法上の考え方も示されている。
- **消費者の保護を充実・強化するために、各事業者団体が自主規制を策定する場合は、同指針の関係箇所を参照するなどして、同法に抵触することがないように留意する必要がある。**
- 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、**事業者及び事業者団体の活動に係る個別の事前相談**に対応するとともに、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談を取りまとめ、**相談事例集として毎年公表している。**

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主要なガイドライン       | ○流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通・取引慣行ガイドライン）（平成3年7月）<br>○事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）（平成7年10月）<br>○優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月）                                                                                                                                                                                              |
| 直近で発行されたガイドライン等 | ○グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（令和5年3月）<br>○スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和4年3月）（注）<br>○免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A（令和4年1月）（注）<br>○フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月）（注）<br>○デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月）<br>○よくある質問コーナー（独占禁止法）（令和4年2月更新）<br>（注）公正取引委員会と他省庁の共同で策定 |

出所）令和3年8月消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ報告書

[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/doc/202108\\_torihiki\\_rule\\_houkoku.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/doc/202108_torihiki_rule_houkoku.pdf)

公正取引委員会HP <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r5/r4nendomokuji/r4nendohajimeni.html#cms>を基にNRI作成

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例集目次

事例① | 印刷インキに関する自主規則（NL規制）

事例② | インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン

事例③ | 公正競争規約制度

事例④ | 金融商品取引所における自主規制業務

事例⑤ | 電動キックボードの安全ガイドライン

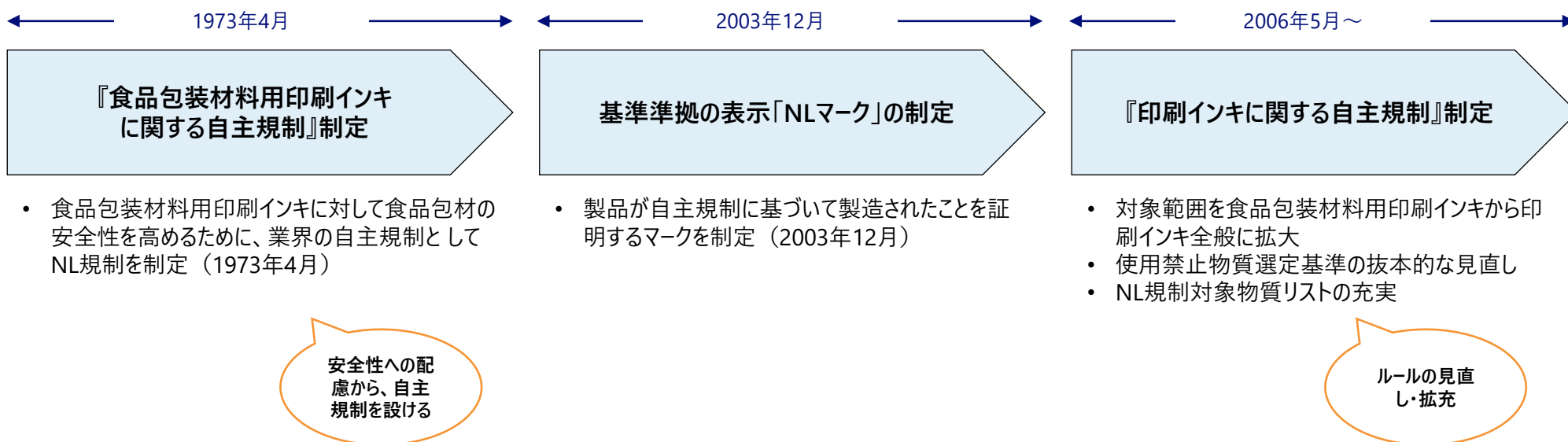


【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例①：顧客や社会からの評判やお墨付きを得るための自主規則 印刷インキに関する自主規制（NL規制）（1/2）

### 印刷インキに関する自主規制（NL規制）

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ NL規制とは、印刷インキ工業会において定める「原則として全てを認可するが、禁止するものだけを一覧表とする」規制方法で、安全衛生上人体や環境に有害な恐れがあると考えられている物質をリストアップ（NL：ネガティブリスト）し、その使用を禁止している。</li><li>■ NL規制対象物質は、国内外の法令、及び化学物質の有害性情報をもとにした選定基準によって選定され、毎年対象物質の追加・削除等の見直しを行っている。</li><li>■ 規制した化学物質を使用していない製品は<b>NL規制準拠マーク</b>等により識別される。</li></ul> |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 食品衛生法では印刷インキはそれ自体を食用にしたり、食品に添加されたりするものではないため、規制や規格が存在しない。</li><li>■ しかし、食品包装材料に印刷されたインキが間接的に食品を汚染することは考えられることから、印刷インキの安全性を確保する必要があるとして自主規制を制定したものである。</li></ul>                                                                                                                 |



【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例①：顧客や社会からの評判やお墨付きを得るための自主規則 印刷インキに関する自主規制（NL規制）(2/2)

### 『印刷インキに関する自主規制』の概要

|                    |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制定時期               | 2006年5月                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                     |
| 策定主体者              | 印刷インキ工業会                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                     |
| 趣旨                 | 人に対する安全と健康ならびに環境への影響に配慮し、より安全な印刷インキを提供することである。このために、印刷インキの原材料として使用されることが好ましくないと判断される物質を選定し、その使用を禁止する。                                                                                                                             |                                                                                                     |
| 基本的な考え方            | <ol style="list-style-type: none"><li>1. NL規制物質とは、印刷インキおよびその関連製品の原材料として、使用することを禁止した物質である。</li><li>2. NL規制物質の意図的使用を禁止する。</li><li>3. 意図的使用とは、印刷インキおよびその関連製品の処方構成成分として、配合することをいう。不純物としての混入については、NL規制物質の非意図的使用として目安値で管理を行う。</li></ol> |                                                                                                     |
| 適用範囲               | 会員会社が生産・販売する印刷インキおよびその関連製品に適用する。                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                     |
| NL規制対象物質<br>選定基準   | 国内および海外の法令、化学物質の有害性情報をもとに規制物質の選定基準を設け、この基準に基づいて使用禁止化学物質を選定する。（詳細は次頁以降）                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
| 基準準拠の表示<br>「NLマーク」 | NL規制に基づいて製造された印刷インキは、ラベルに「NLマーク」または文章で「この製品は、印刷インキ工業会が制定した『印刷インキに関する自主規制（NL規制）』に基づいて製造されたものであります。」と表示している。                                                                                                                        | <br>印刷インキ工業連合会 |

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 【参考】NL規制対象物質選定基準(1/3)

■ 選定基準 1：以下の法令が規定する物質、および発がん性物質を使用禁止物質とする。

| 法令                 | 使用禁止物質                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 化審法                | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1種特定化学物質</li> <li>第2種特定化学物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 安衛法                | <ul style="list-style-type: none"> <li>製造禁止物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 安衛法 特化則            | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定化学物質 第1類物質/第2類物質（特別管理物質）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| 安衛法 有機則            | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1種有機溶剤</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 安衛法 鉛則             | <ul style="list-style-type: none"> <li>鉛化合物</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 毒物及び劇物取締法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 発がん性物質             | <ul style="list-style-type: none"> <li>IARC（国際がん研究機関）、EU（欧州連合）、日本産業衛生学会、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）、EPA（米国環境保護庁）、NTP（米国国家毒性プログラム）の6機関のうち、いずれかの機関が「Priority 1「ヒトに対して発がん性を示す」との評価に分類している物質</li> <li>上記6機関のうち、2つ以上の機関が「Priority 2「ヒトに対しておそらく発がん性を示す」との評価に分類している物質。但し（EU：1B） &amp; （NTP：R）の組み合わせは除外する。</li> </ul> |
| オゾン層保護法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定物質（オゾン層破壊物質）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| ダイオキシン法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 化学兵器禁止法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>毒性物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                               |
| ストックホルム条約（POPs 条約） | <ul style="list-style-type: none"> <li>残留性有機汚染物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                          |
| ロッテルダム条約（PIC 条約）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>PIC 条約対象物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 安衛法電離則             | <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質（74Bq/g 以上）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 【参考】NL規制対象物質選定基準(2/3)

- 選定基準 2：以下の法令が規定する物質および有害化学物質の中から、規制物質を選定し、使用禁止物質とする。

| 法令                                                            | 使用禁止物質                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CLP 規則（EU No.1272/2008）及び修正規則                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>生殖毒性物質（H コード H360） 感作性物質（H コード H334、H317）</li> <li>RoHS 指令（2002/95/EC）<br/>特定重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀） およびそれらの化合物<br/>ポリ臭素化ビフェニル類（PBB 類）<br/>ポリ臭素化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 上市と使用の制限に関する指令（76/769/EEC）及び修正指令                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>91/338/EEC 99/51/EC カドミウムおよびその化合物</li> <li>97/10/EC 99/43/EC 六価クロム化合物</li> <li>89/677/EEC 97/56/EC 鉛およびその化合物</li> <li>89/677/EEC 水銀およびその化合物</li> <li>83/264/EEC ポリ臭素化ビフェニル類（PBB 類）</li> <li>2003/11/EC ポリ臭素化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）</li> <li>85/467/EEC 89/677/EEC ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）</li> <li>2002/45/EC 短鎖型塩化パラフィン（炭素鎖長 10～13）</li> <li>91/659/EEC 99/77/EC アスベスト類</li> <li>2003/3/EC 特定アゾ色素</li> <li>96/55/EC オゾン層破壊物質</li> </ul> |
| RoHS 指令（2002/95/EC）                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀） およびそれらの化合物</li> <li>ポリ臭素化ビフェニル類（PBB類）</li> <li>ポリ臭素化ジフェニルエーテル類（PBDE類）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ドイツ日用品規則                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定アゾ色素</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 包装・包装廃棄物指令（94/62/EC） 米国包装材重金属規制（州法） ELV指令（2000/53/EC） および修正指令 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀） およびそれらの化合物</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| REACH規則（1907/2006 /EC）                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>SVHC（高懸念物質 Substances of Very High Concern）：認可対象候補物質リスト（Candidate List）に収載された物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 【参考】NL規制対象物質選定基準(3/3)

- **選定基準 2**：以下の法令が規定する物質および有害化学物質の中から、規制物質を選定し、使用禁止物質とする。

| 法令           | 使用禁止物質                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安衛法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>強度の変異原性が認められた化学物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 安衛法 特化則      | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2類物質（特別管理物質を除く）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 安衛法 作業環境評価基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理濃度5ppm以下の物質</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 作業環境許容濃度     | <ul style="list-style-type: none"> <li>許容濃度（日本産業衛生学会）5ppm以下の物質</li> <li>許容濃度（TLV-TWA）（ACGIH）5ppm以下の物質</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 発がん性物質       | <ul style="list-style-type: none"> <li>IARC、EU、日本産業衛生学会、ACGIH、EPA、NTP のいずれかの機関が発がん性について下記のカテゴリーに分類している物質<br/>           IARC：グループ 2A、2B<br/>           EU：カテゴリ-1B<br/>           日本産業衛生学会：第2群 A、B<br/>           ACGIH：A2 EPA：B1,B2（1986分類）、L（2005分類）<br/>           NTP：R</li> </ul> |
| 急性毒性物質       | <ul style="list-style-type: none"> <li>次の基準に該当する物質<br/>           経口LD50：300mg/kg 以下<br/>           経皮LD50：1,000mg/kg 以下<br/>           吸入LC50（ガス）：2,500ppm（4hr）以下、（蒸気）：10mg/L（4hr）以下、（ダスト）：1.0 mg/L（4hr）以下</li> </ul>                                                                |
| 家庭用品規制法      | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定芳香族アミン</li> <li>特定芳香族アミンを容易に生成するアゾ染料</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |

- **選定基準 3**：選定基準 1 あるいは 2 のいずれにも該当しないが、印刷インキの原材料として使用されることが好ましくない印刷インキ工業連合会が判断した物質を使用禁止物質とする。

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例集目次

事例① | 印刷インキに関する自主規則（NL規制）

**事例② | インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン**

事例③ | 公正競争規約制度

事例④ | 金融商品取引所における自主規制業務

事例⑤ | 電動キックボードの安全ガイドライン

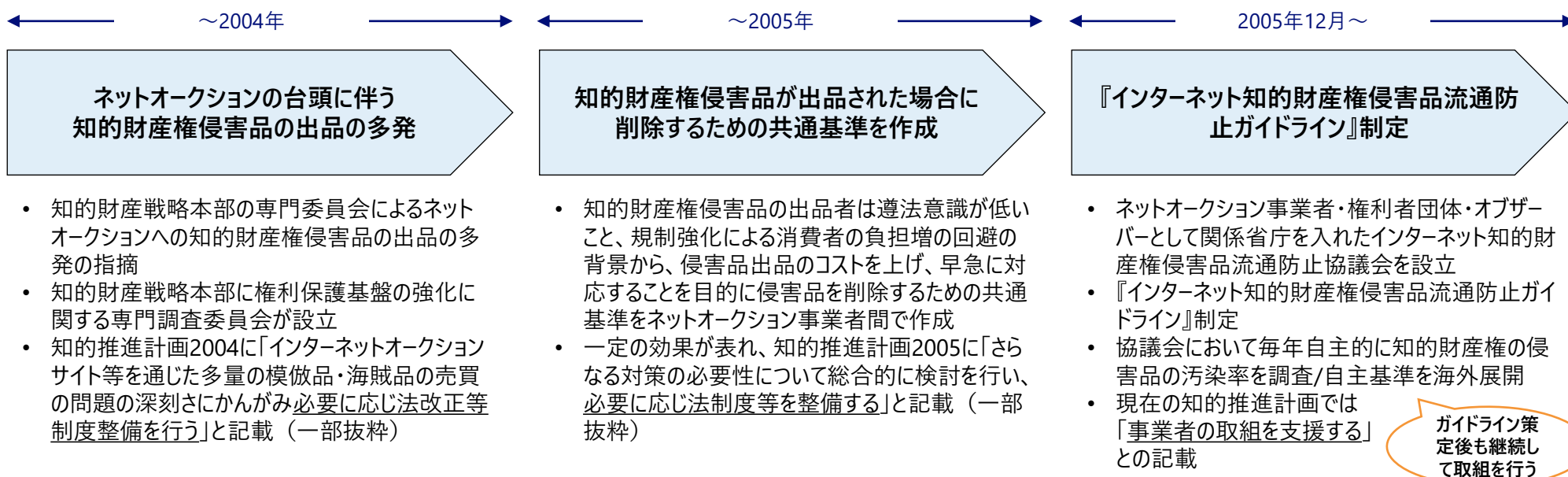


【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例②：自主的に行動し規制の強化を防ぐ インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン(1/3)

### インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドラインは、インターネットオークションサイトなどを通じて知的財産権侵害品が流通することを防ぐために、権利者、ならびにインターネットオークション事業者がとるべき行動をまとめたもの。</li><li>■ 特に削除措置を中心とした自主的な取組みについて定めている。</li></ul>                                                                                                                                                              |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ インターネットオークションの台頭に伴い、多数の知的財産権侵害品が出品されていることを知的財産戦略本部の専門委員会が事業者へ指摘。専門調査会が設置され、特定商品取引法の強化や、プロバイダ責任制限法の改正などの意見が出される。</li><li>■ 違法者へ有効な施策、早急に対応できるといった点からネットオークション事業者間で知的財産権侵害品を削除する共通基準を作成し、ソフトローによる監視対策を強化した。</li><li>■ 知的財産権侵害品の出品防止に効果が出たことから、権利者団体・関係省庁を巻き込んだ協議会を設立。知的財産権侵害品の削除のための「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」を策定した。</li></ul> |



【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例②：自主的に行動し規制の強化を防ぐ インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン(2/3)

【インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン策定後の広がり】

### ■ 効果検証

- 協議会において事業者と権利者団体が共同でガイドラインを策定後、そのガイドラインが有効に機能しているか成果検証をし、知的財産戦略本部に毎年報告している。

### ■ 海外への横展開

- 欧米ではネットオークション事業者と権利者の間で戦い合っている状況がある（例：2004年6月米国インターネットオークション最大手米国イーベイ社を相手取ってティファニーが偽ブランド品のネットオークションでの差し止めを求める訴訟を起こした）。
- 協議会では策定した自主基準を「日本方式」と呼び、ネットオークション事業者と権利者が協働している取組を広く海外に広める活動を行っている。

出所)『2022 年度版インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書』<http://www.cipp.jp/pdf/20230628.pdf>を基にNRI作成

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例②：自主的に行動し規制の強化を防ぐ インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン(3/3)

### 『インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン』の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制定時期  | 発行：2008年3月14日<br>改訂：2010年12月13日                                                                                                                                                                                                      |
| 策定主体者 | インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会                                                                                                                                                                                                               |
| 趣旨    | インターネットオークションサイトなどを通じて知的財産権侵害品が流通することを防ぐために、権利者、ならびにインターネットオークション事業者がとるべき行動をまとめたもの<br>関係者は、上記目的を達するためには、ガイドラインに基づく出品物の削除だけでは不十分であり、利用者に対する啓発活動および侵害者の特定、損害賠償の請求、刑事告訴といった措置を、協同して、総合的に進めていくことが不可欠であるとの前提にたち、それぞれの立場において最善の努力を払うものとする。 |
| 大項目   | 1. 違反品の削除ならびに違法品判断基準<br>⇒サイト運営者が講じるべきインターネットオークションへ出品された違反品の削除措置とその具体的基準（詳細は次頁）<br>2. サイト運営者、権利者の双方が不正商品流通防止活動に努めること<br>⇒サイト運営者、権利者の双方が不正商品流通防止活動に努めるための規律（詳細は次次頁）<br>3. ガイドラインの変更その他                                                |
| 適用範囲  | 協議会参加企業                                                                                                                                                                                                                              |

出所）2008年3月発行インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会『インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン』  
<http://www.cipp.jp/pdf/101213guideline.pdf> を基にNRI作成

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 【参考】インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン | 各ケースの措置

| ケース                                            | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サイト運営者自らが、第三者たる一般人の視点で、客観的に当該出品が違法物であると判断できる場合 | <p>商品説明文に以下の内容が記載されている場合、違反物であると判断できる</p> <p>(1)権利侵害品であると出品者自身が認めている場合</p> <p>(2)権利侵害品であることが推測される表現がなされている場合</p> <p>a.権利侵害品であることを強く推測させるもの（一般）</p> <p>b.権利侵害品であることを強く推測させるもの（品質）</p> <p>c.他の表現と組み合わせて権利侵害品であると窺い知ることができるものや真正品との確証がないと判断できるもの</p> <p>※ 他の記載と合わせてサイト運営者が当該出品が違法であるかどうかを判断する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 正規の権利者の申し出および疎明によって当該出品が違法物であると判断できる場合         | <p>当該出品物の正規の権利者がサイト運営者に対して以下の申し出および疎明に関する適格および手続きを行うことができる</p> <p>1. 申請者適格</p> <p>①権利者</p> <p>②権利を有する外国法人の100%出資子会社である日本法人</p> <p>③上記、①、②の代理人（日本国の弁護士資格をもった者に限る）</p> <p>④権利侵害対策を実施するにあたって、契約締結等の事情により権利者から正当な権限を付与されている者</p> <p>2. 申告方法</p> <p>①プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会策定の「プロバイダ責任制限法ガイドライン」に記載の方法</p> <p>②各オークション事業者と締結した契約に則った方法</p> <p>3. 疎明</p> <p>申告にあたり、「当該品を生産していない」「当該品の製造等ライセンスをしていない」「真贋識別根拠上明らか」などの書面による宣言が必要である。</p> <p>4. 除外</p> <p>以下のものに関しては本削除基準になじまないため、ガイドラインからは除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創作性について疑義のあるものについての著作権侵害の主張</li> <li>・不正競争防止法上の類似評価を伴うもの・特許権侵害物</li> </ul> |
| オークション事業者、権利者双方の認識が一致した場合                      | <p>違法出品の削除に関し、次のもの・態様の取り扱いに関しては、オークション事業者、権利者双方の認識が一致したため、明記する</p> <p>(ア) 企業グッズ(ノベルティ)</p> <p>(イ) インクジェットプリンタ</p> <p>(ウ) シナリオ、設定集</p> <p>(エ) DVD レーベル、パッケージ</p> <p>(オ) ゲーム、ビジネスソフト、教育教材</p> <p>(カ) パーツのデータ、マニュアル DVD</p> <p>(キ) おまけ</p> <p>(ク) 他サイトへの誘導</p> <p>(ケ) 評価欄</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

出所) 2008年3月発行インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会『インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン』

<http://www.cipp.jp/pdf/101213guideline.pdf> を基にNRI作成

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

【参考】インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン | サイト運営者、権利者の双方が不正商品流通防止活動に努めるための規律

| ケース             | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サイト運営者・権利者双方の規律 | サイト運営者、権利者の双方が不正商品流通防止活動に努めることとする。<br>1. 不正出品の削除に関し、両者間で仮に意見の対立が発生したとしても、互いの立場を尊重し、ビジネスマンとして品格のある言動を維持し折衝にあたること<br>2. 不正出品の削除に関し、十分な法律知識と社会常識を兼ね備えた者を折衝担当者にあて、窓口を一本化すること<br>3. インターとネット知的財産権侵害品流通防止協議会などを通じ、意見・情報交換について積極的に行うこと                                                                                                                                               |
| サイト運営者の規律       | サイト運営者は、以下の活動を積極的に行うものとする。<br>1. 不正出品対策として、出品数（取扱い量）等、ビジネス規模の拡大に応じて相応の自主パトロール体制を構築すること<br>2. 権利者が自らの権利を侵害する行為を探知するためにインターネットオークションサイトにおけるパトロールを行う場合、これに協力すること                                                                                                                                                                                                                 |
| 権利者の規律          | 権利者は、自ら権利保護活動を行うとともに、以下の前提にたつてエンフォースメント（権利行使）を行うものとする。<br>1. 権利保護や社会的に求められる市場の安定のためには、自ら相応のコストと体制をもって権利保護活動ならびに権利行使活動にあたる必要があると理解すること<br>2. 何らかの要請をサイト運営者に対して行う場合は、当該権利と自らの関係、主張の根拠について合理的に説明すること<br>3. 第2項の主張にあたっては、自らの主張の根拠資料については、自ら収集、保存しておくこと<br>4. 第2項の主張にあたっては、具体的な根拠に基づかない要請を行わないこと<br>5. 自主パトロールをする際の資料として利用するなど、サイト運営者が合理的な目的をもって協力を要請した場合は、開示可能な範囲に限って、情報提供に協力すること |

出所) 2008年3月発行インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会『インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン』

<http://www.cipp.jp/pdf/101213guideline.pdf> を基にNRI作成

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例集目次

事例① | 印刷インキに関する自主規則（NL規制）

事例② | インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン

**事例③ | 公正競争規約制度**

事例④ | 金融商品取引所における自主規制業務

事例⑤ | 電動キックボードの安全ガイドライン



## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

# 事例③：ルールの不確実性を解消し、予見性の高い事業環境を作るための自主規制 公正競争規約制度(1/2)

## 景品表示法と事業者の自主規則の関係

### 景品表示法 第31条

第1項 「事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。」

第2項が定める認定の要件は次のとおり。

- 一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なもの
- 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがない
- 三 不当に差別的でない
- 四 当該協定・規約に参加し、又は脱退することを不当に制限しない

第5項は、認定を受けた協定・規約そのもの、およびこれらに基づいてする事業者・事業者団体の行為に、独禁法第7条(排除措置命令)等を適用しないとする。

## 共同規制化

施策（行為規制）の全部または一部を、当局の承認のもと、被規制者（個別事業者）やその団体が自ら決める余地を認める。

公認の自主規制を行わせ、自主規制違反に対しては、法令違反として当局が法令に基づく法執行をおこなう。

景品表示法においては・・・公正競争規約制度として実施（詳細は次頁）

- ・ 規約に従う行為は、同法に基づく措置命令の対象としないこと
- ・ 規約に違反する行為は景表法違反として措置命令の対象とすること
- ・ 規約のない場合には、景表法の定めをそのまま適用すること

### 事業者のメリット

- ・ 各業界・事業者の状況にあわせて具体化したものを事業者側の創意工夫で作る（提案する）ことができるため、事業創成への法的支障を事業者が自ら軽減する工夫ができる。
- ・ 表示・景品に関する同業者間の“泥仕合”を避けられる。
- ・ 景表法違反がありそうな場面について、あらかじめ防ぐことができる（予見可能性をもたらす）。
- ・ そのルールを守ることにより、その事業者に対する消費者の信頼を高め、ひいては業界全体に対する消費者の信頼を高める。

### 規制当局のメリット

- ・ 行政規則を包括的抽象的にすることで、悪質事業者の抜け道を防ぐことや事業モデルの激しい変化にも対応することができる。
- ・ 規制遵守の様子見する中間層を法遵守に向かわせられる。
- ・ 認定審査には、利害関係者（競合他社や消費者）の意見提出／参加をさせる必要があることで、逸脱した規則の作成や認定に対する行政訴訟の可能性を防いだりすることができる。

### 消費者のメリット

- ・ 事業者の行動規範が明らかにされている。

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

事例③：ルールの不確実性を解消し、予見性の高い事業環境を作るための自主規制  
公正競争規約制度(2/2)

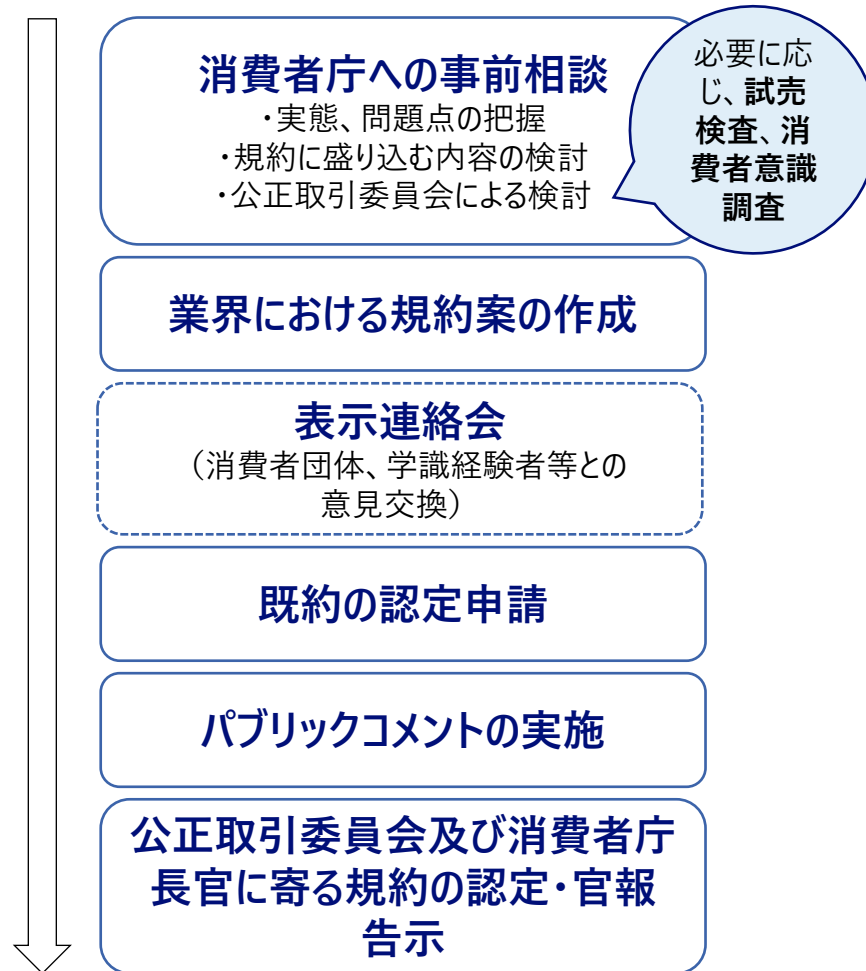
## 公正競争規約制度の概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制定時期        | 1962年5月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 所管省庁        | 消費者庁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 制度概要        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公正競争規約(景品表示法第31条に基づく協定又は規約)とは、景品表示法第31条の規定により、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールのこと。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 目的          | <ul style="list-style-type: none"> <li>不当な表示や過大な景品類の提供による競争を防止し、業界大多数の良識を「商慣習」として明文化し、この「商慣習」を自分も守れば他の事業者も守るという保証を与え、とかくエスカレートしがちな不当表示や過大な景品類の提供を未然に防止する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 公正競争規約の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公正競争規約で定めることのできる内容は、表示又は景品類に関する事項に限られるが、このほか、規約を運用するために必要な組織や手続に関する規定を定めることもできる。</li> <li>具体的にどのような内容を規定するかは、規約を設定する事業者又は事業者団体が決めるが、例えば、表示に関する公正競争規約では、通常次のようなものが考えられる。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)必要な表示事項を定めるもの(原材料名、内容量、賞味期限、製造業者名等の表示を義務付けることなど)</li> <li>(2)特定事項の表示の基準を定めるもの(不動産広告の徒歩による所要時間は、80メートルにつき1分の換算で表示することなど)</li> <li>(3)特定用語の表示を禁止するもの(加工乳及び乳飲料には、「牛乳」の用語を使用しないことなど)</li> </ol> </li> </ul> |
| 公正競争規約の認定要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公正取引委員会及び消費者庁長官は、公正競争規約の設定又は変更の認定についての申請を受けた場合、必要に応じ、パブリックコメントを募集するなどして消費者、関係事業者、学識経験者等の意見を聴いた上で、その規約の内容が次の4つの要件に適合すると認められるものでなければ、これを認定することができない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。</li> <li>(2)一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。</li> <li>(3)不当に差別的でないこと。</li> <li>(4)公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。</li> </ol> </li> </ul>              |
| 認定実績        | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年6月24日現在、102規約が設定されており、このうち、表示関係は65規約(食品関係35規約、種類関係7規約、その他23規約)、景品関係は37規約(食品関係11規約、酒類関係7規約、その他19規約)となっている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

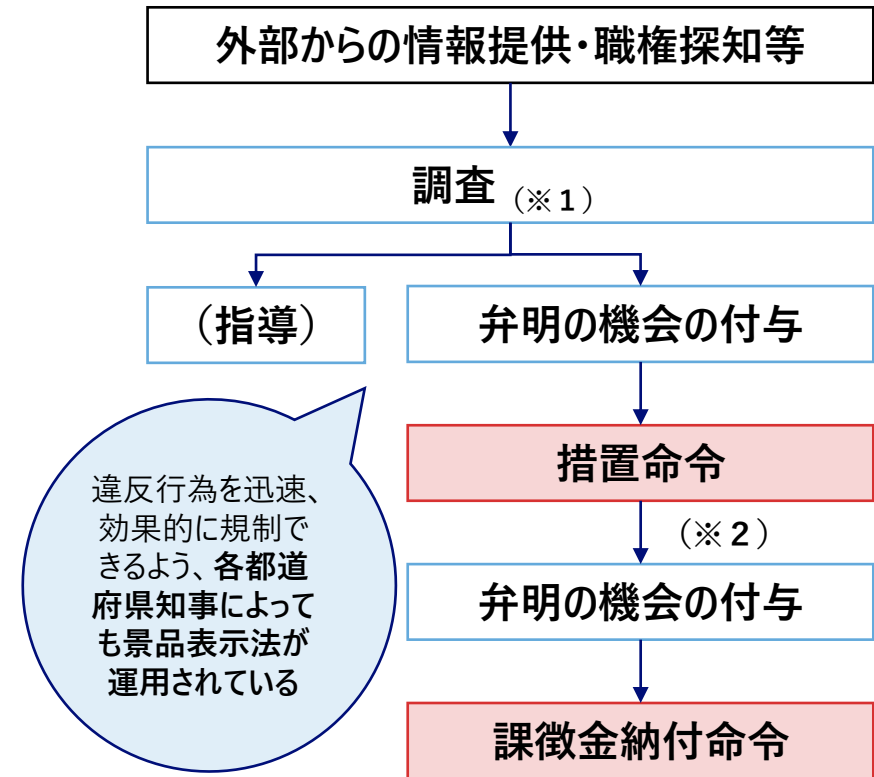
【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

【参考】公正競争規約設定までの手順と違反時の罰則

公正競争規約設定までの主な流れ



違反行為への対応フロー



※1：公正取引委員会も、調査のための権限を消費者庁長官から委任されている

※2：措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例集目次

事例① | 印刷インキに関する自主規則（NL規制）

事例② | インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン

事例③ | 公正競争規約制度

**事例④ | 金融商品取引所における自主規制業務**

事例⑤ | 電動キックボードの安全ガイドライン

【国内調査②】民間主導で策定されたルールに関する事例

## 事例④：法律や政府等により公式に求められている自主規制 金融商品取引所における自主規制業務(1/2)

### 金融商品取引所における自主規制業務

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 金融商品取引法第八十四条に基づき、金融商品取引所は、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、以下の自主規制業務を適切に行わなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>一 金融商品、金融指標又はオプションの上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。）</li><li>二 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査</li><li>三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの</li></ul></li></ul> |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 金融・資本市場をとりまく環境の変化に伴い、2006年6月に通常国会において「金融商品取引法制」を整備する法改正が成立。「証券取引法」から「金融商品取引法」に題名が改正され、「証券取引所」や「金融先物取引所」は「金融商品取引所」として改名された。</li><li>■ 法改正の一つとして「取引所の自主規制業務の適正な運営の確保」が取り上げられ、①自主規制業務を「自主規制法人」に委託すること、②自主規制業務に関する事項の決定を行う「自主規制委員会」を置くことを可能とする制度が整備されている。これにより株式会社としての利益性と取引の公正性・透明性確保に向けた自主規則業務感の利益相反を防ぐ。</li></ul>                        |

～2006年6月

2007年～

#### 金融商品取引法における定め

#### 金融商品取引法等の改正

- 金融サービスの横断的な規制等を目的として、証券取引法は「金融商品取引法」と改名。証券取引法及び金融先物取引法上の各取引所に関する規定が統合され、金融商品取引法上の金融商品取引所となった。
- 公正な金融取引市場を維持し、投資家を保護するため、法に定めるところにより自主規制業務を行わなければならないとされている（法第84条）。

#### 自主規制業務の実施

- 東京証券取引所自主規制法人が設立し、2007年11月より自主規制業務を開始。
- 2013年7月に大阪証券取引所の自主規制機能を東京証券取引所自主規制法人に統合。
- 2014年4月に日本取引所自主規制法人に名称変更し、今日に至るまで自主規制業務を実施。

#### （自主規制業務）

第八十四条 金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

2 前項の「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう。

- 一 金融商品、金融指標又はオプション（以下この章において「金融商品等」という。）の上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。）
- 二 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- 三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの



## 【国内調査②】民間主導で策定されたルールに関する事例

事例④：法律や政府等により公式に求められている自主規制  
金融商品取引所における自主規制業務(2/2)

## 金融商品取引所における自主規制業務

|         |                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務主体者   | 日本取引所自主規制法人（株式会社日本取引所グループ参加の自主規制法人）                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 目的      | 日本取引所グループでは、傘下の東京証券取引所や大阪取引所において、株式などの現物商品や将来の株式指数などの値動きを対象とした派生商品など、様々な金融商品の取引を行っており、市場利用者に安全で利便性の高い取引の場を提供するための「品質管理」として自主規制業務を行っている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 業務体制・特色 | 取引所の品質管理センター                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>新規に上場を希望する企業や金融商品の適格性を審査する「上場審査」、既に上場している企業や金融商品に関する情報開示や企業行動をチェックし上場適格性を審査する「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するため法令遵守状況や財務の健全性を審査する「考査」、さらに市場での取引を監視し相場操縦やインサイダー取引などの不正取引の有無を審査する「売買審査」の各業務を通じて、市場の品質を維持。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|         | 中立性・実効性を確保した組織体制                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>取引所の同一グループ内において別法人として、自主規制業務を専門に行う自主規制法人を設置する組織体制を取り、市場に近い立場にいて高い専門性を発揮し、かつ、取引所からは独立して中立的な立場から実効性の高い業務執行を実現。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|         | 市場関係者との対話の重視                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>上場申請希望会社向けのイベントへの出講や事前相談への対応、取引参加者や監査法人との意見交換の実施により、上場審査上の取扱いや考え方などの共有を図るとともに幅広く意見を聴取。</li><li>上場会社向けのセミナーの開催などによる情報発信、各種コーポレートアクションに関する事前相談や個別訪問活動などを通じた上場会社との意見交換等を実施。</li><li>「実務担当者向けセミナー」等の各種イベントの開催、取引参加者間の各種会合への参加及び個別訪問活動などを通じて取引参加者との意見交換や情報共有を実施。また、コンプライアンスに関する制度・運用等について、取引参加者から幅広く意見を伺うためのワーキング・パーティーを設置。</li><li>金融庁、証券取引等監視委員会、財務局、日本証券業協会及び各地取引所等との間で、問題意識の共有を図る観点から意見交換等を実施。</li><li>自主規制機能の向上及び国際的な連携強化を目指して、世界の主要自主規制機関からなる市場間監視グループ（ISG）に参加するとともに、世界の証券監督当局等をメンバーとする証券監督者国際機構（IOSCO）に参加。</li></ul> |
|         | 法令違反の未然防止に向けた支援体制の整備                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>コンプライアンス支援を目的として、「COMLEC」（コンプライアンス研修センター）を設置。</li><li>上場会社を対象とした法律や会計に関する専門家による講演会の開催や刊行物の発刊、上場会社との直接の意見交換など、上場会社における不適切な事案を未然に防止するための活動を実施。</li><li>売買審査の過程において把握した不正取引につながるおそれのある形態について、その売買実態を取引参加者に積極的に説明することにより、不正取引の未然防止及び取引参加者のリスク管理を支援。</li><li>取引参加者が現時点で法令等に違反していない場合でも、将来、法令等の違反が発生することとなるおそれのある場合等には、適切な措置を講じるように要請するなどにより、取引参加者の内部管理態勢の構築を支援。</li></ul>                                                                                                                                                   |



【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例集目次

事例① | 印刷インキに関する自主規則（NL規制）

事例② | インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン

事例③ | 公正競争規約制度

事例④ | 金融商品取引所における自主規制業務

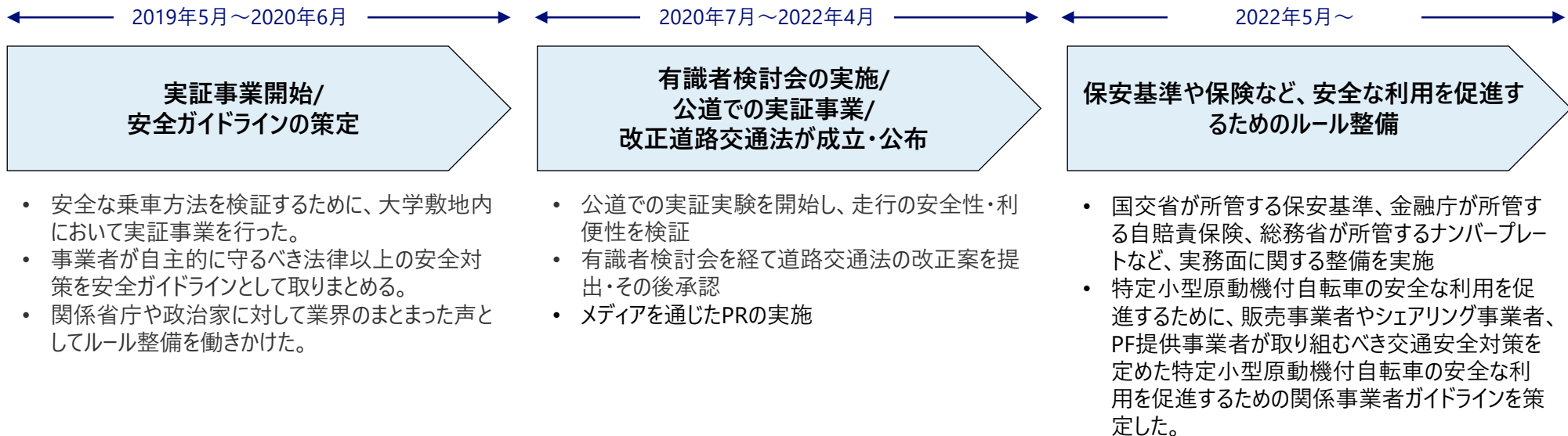
**事例⑤ | 電動キックボードの安全ガイドライン**

【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例⑤：適法のもと事業を行うための自主規制 電動キックボード安全ガイドライン(1/3)

### 電動キックボード安全ガイドライン

|    |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | ■ 協議会参画事業者が行う電動キックボード・シェアリング事業について、利用者の安全及び事業の信頼性を確保するための基本原則及び細則を定める。                                                                                                                                                                          |
| 背景 | ■ スタートアップなど、社会的に認知・信頼が十分に得られていない企業が1社のみで社会課題を訴えたとしても、世論を動かし政策決定権者の考えを変えることは難しいのが実態である。<br>■ このため、電動キックボードのシェアリング事業者は任意団体という形でマイクロモビリティ推進協議会を設立し、事業者が自主的に守るべき法律以上の安全対策をガイドラインとして取りまとめるとともに、関係省庁や政治家に対しては、業界のまとまった声として電動キックボードの実態に即したルール整備を働きかけた。 |



【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

## 事例⑤：適法のもと事業を行うための自主規制 電動キックボード安全ガイドライン(2/3)

### 『安全ガイドライン』の概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作成時期        | 2019年12月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 策定主体者       | マイクロモビリティ推進協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ガイドライン策定の目的 | 協議会参画事業者が行う電動キックボード・シェアリング事業について、利用者の安全及び事業の信頼性を確保するための基本原則及び細則を定めることを目的としている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ガイドラインの概要   | <ul style="list-style-type: none"><li>・<b>機体の安全性確保</b><br/>保安基準の適合性など、総合的な安全性が協議会参加者間で相互に確認された機体には、安全認証シールを発行する。</li><li>・<b>安全教育の提供</b><br/>利用者登録時には、安全教育を実施するとともに、関係省庁に監修いただいた確認テストを行い満点を取らないと利用できない。</li><li>・<b>本人確認</b><br/>電動キックボードが運転できる免許証であることを確認できるシステムを導入、またはトレーニングを受けたスタッフが目視で免許証を確認。</li><li>・<b>事故への備え</b><br/>自賠責保険のみならず、任意保険への加入を義務付け、万が一の事故に備える。</li><li>・<b>相談窓口の設置</b><br/>利用者や第三者、行政機関等からの問合せ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置。</li><li>・<b>トラブル解決のサポート</b><br/>当事者間でのトラブル解決を原則とするが、サービス提供者側もトラブルの解決に努めることを事業者として約束。</li></ul> |

## 【デスクトップ調査】民間主導で策定された自主規制（ガイドライン）に関する事例

事例⑤：適法のもと事業を行うための自主規制  
電動キックボード安全ガイドライン(3/3)

## 『特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン』の概要

|             |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作成時期        | 2023年3月                                                                                                                                                                                                                                       |
| 策定主体者       | パーソナルモビリティ安全利用官民協議会                                                                                                                                                                                                                           |
| ガイドライン策定の目的 | 子供や高齢者、障害者等を含む多様な道路利用者が通行する道路において、新たな交通主体である特定小型原動機付自転車及び他の交通主体の双方の安全を十分に確保するためには、特定小型原動機付自転車に関係する事業者が十分な交通安全対策を講ずるべきであるところ、交通の安全と円滑を図る観点から、販売事業者、シェアリング事業者及びプラットフォーム提供事業者がそれぞれ取り組むべき交通安全対策に関する事項を示すことにより、特定小型原動機付自転車の適正かつ安全な利用を促進することを目的とする。 |
| ガイドラインの位置付け | 各事業者が最低限遵守すべき事項を示すものとして定め、各事業者は、ガイドラインに準拠した自主ルールを策定し、それぞれ必要な交通安全対策を講ずるものとする。                                                                                                                                                                  |

## 販売事業者が取り組むべき交通安全対策

- 購入者に対する交通ルール等の周知
- 購入者の年齢確認の徹底
- 貸出し及び転売防止対策の実施
- 乗車用ヘルメット着用の促進
- 保安基準に適合した車体の販売
- 自賠責保険等の加入対策の実施
- 車体の点検・整備の支援
- 交通事故発生時の対応
- 相談窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

## シェアリング事業者が取り組むべき交通安全対策

- 利用者に対する交通ルール等の周知
- 利用者の年齢確認の徹底
- 又貸し対策の実施
- 乗車用ヘルメット着用の促進
- 悪質・危険運転者対策の実施
- 放置車両対策の実施
- 車体の点検・整備の徹底
- 交通事故発生時の対応等
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

## PF提供事業者が取り組むべき交通安全対策

- プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け
- プラットフォームを利用する販売者への働き掛け
- 相談・連絡窓口の設置
- 関係行政機関等との連携

出所) 『特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン骨子』<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/img/tokuteikogata/guideline-gaiyou.pdf>

『特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン』<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/img/tokuteikogata/guideline.pdf>

を基にNRI作成

## 2. 検査・基準に関する調査

---

**【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例**

## 【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

### 調査設計

#### 調査目的

- 新たな技術・ビジネスモデルが誕生する一方で、不要な検査や基準が存在することで、社会実装が進まないことが考えられる。
- そこで、検査や基準に関連する枠組みの調査や、検査や基準をアップデートしている事例を調査し、今後の検討に向けた先行調査を実施する。

#### 調査方法

- 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準の事例をデスクトップ調査した。

#### 調査対象

- 法令上、あるいは民間の基準において求められる検査、基準の事例

#### 調査内容

- 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準の枠組み
- 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準の事例（特に新規制定・見直しが実施された事例）
- 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準にまつわる課題

#### 調査期間

- 2024年3月



## 【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

## 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準の分類

- 検査を実施する、基準を設ける背景は様々あるが、「標準」を定め、そこに含まれるか否かを判定するという点は共通する。
  - 背景例：人体に有害なレベルで特定の物質が含まれていないことを担保する  
製品製造のいかなる現場においても使用できるよう、部品の規格を統一する 等
- 標準は、デジュール標準・フォーラム標準・デファクト標準の大きく3つに分類することができる。

## 標準の分類

|    | デジュール標準                                                                                                       | フォーラム標準                                                                                 | デファクト標準                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | 政府や国家間、公的機関での合意を経て制定されるもの                                                                                     | 業界団体や複数企業でつくるコンソーシアムの合意で制定される緩やかな共通ルール                                                  | 特定企業の製品・サービスが世界中に普及することで生まれる事実上のスタンダード                                          |
| 例  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令</li> <li>・ 条例、協定</li> <li>・ 規格</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IEEE（米国電気電子学会）</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Windows</li> <li>・ Google検索</li> </ul> |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国同士が合意し、適用される</li> <li>・ 制定に時間がかかる</li> <li>・ 法的拘束力や権威がある</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加盟企業内で適用される</li> <li>・ 比較的制定スピードが速い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一企業が市場競争に勝利することで、結果的に標準となる</li> </ul>  |

出所）METI Journal ONLINE「ルールテイカーからルールメイカーへ！「標準化」が拓く新しい市場」を基にNRI作成

【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

# ISO規格

## ISO規格の概要

### 標準化機関

International Organization for Standardization（国際標準化機構）  
・ 代表的な国際標準化機関の一つ。各国1組織会員だけが参加できる。

### 対象と規格の事例

国際電気標準会議（IEC）の担当する電気・電子技術規格及び国際電気通信連合(ITU)の担当する電気通信技術規格を除いた全ての分野  
・ ISO 9001：品質マネジメントシステム(QMS)の要求事項を定めた国際規格。組織が顧客満足度を向上させるために必要なプロセスを効果的に管理・改善するための枠組みを提供する。  
・ ISO 2859：サンプリング手順を使用した製品の抜取検査に関する規格。製品ロットからランダムにサンプルを抽出し、それらを検査してロット全体の品質を推定するためのガイドラインを提供する。

### 規格制定の流れ

提案段階（Proposal stage）  
・ 新しい規格の提案は、ISOのメンバー（通常は国家標準化機関）またはISOの技術委員会によって行われる。  
・ 提案は、関連する技術委員会で必要性和対象範囲について、検討・確定される。  
準備段階（Preparatory stage）  
・ 規格の草案が作成される。  
・ 専門家グループや作業グループが草案を作成し、技術委員会内でレビューされる。  
委員会（committee stage）  
・ 委員会草案として技術委員会のメンバーに送られ、コメントと投票が行われる。  
・ 必要に応じて草案は修正され、合意が形成されるまでこのプロセスが繰り返される。  
審査（Enquiry stage）  
・ 草案が国際規格案としてISOの全メンバーに送られ、コメントと投票が行われる。  
・ 規格案に対する賛成割合が投票総数の75%以上等の条件で次の段階に進む。  
承認（Approval stage）  
・ 最終国際規格案として再度ISOの全メンバーに送られ、最終投票が行われる。  
・ 規格案に対する賛成割合が投票総数の75%以上等の条件で規格案はISO規格として承認される。  
公開段階 (Publication stage)  
・ 承認された規格は、ISOによって正式に公開される。

### 規格の見直し

定期的な見直し（Systematic review）  
・ 公開後5年ごとに見直しが実施。ISO規格が維持・改訂・廃止のいずれかで各国から評価される。（年間約2,000件が対象）  
特別見直し  
・ 例外的ではあるが、各国の組織会員や技術委員会の提案により、見直しが実施される。

【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

## JIS規格

### JIS規格の概要

#### 標準化機関

Japanese Industrial Standards Committee(日本産業標準調査会)

- ・ 経済産業省に設置されている審議会。産業標準化法に基づいて産業標準化に関する調査審議を担当。また、ISO と IEC の加盟組織 となっている。

#### 対象と規格の事例

産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき制定される日本の鉱工業品、データ、サービス等

- ・ JIS Z 2801（抗菌製品の試験方法）：抗菌性能を持つ製品の試験方法を定めた規格で、衛生用品や医療器具などの品質管理に利用される。
- ・ JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品の検査方法）：建築や土木工事で使用されるプレキャストコンクリート製品の検査方法を定めた規格。

#### 規格制定の流れ

通常のプロセス

- ・ 社会的ニーズ等によって、国や産業界等で標準化すべき課題が選定されると、JIS原案を検討する委員会（JIS原案の利害関係者から構成される「原案作成委員会」）でJIS原案がまとめられ、主務大臣に報告又は申出される。
- ・ JIS原案は、産業標準化法に基づいて日本産業標準調査会（JISC）で審議され、主務大臣によって制定される。

認定産業標準作成機関によるプロセス

- ・ 令和元年7月1日の法の施行により、JIS制定等を迅速化するプロセスが追加された。
- ・ 標準化の専門知識及び能力を有する 民間機関（認定産業標準作成機関。以下「認定機関」という。）から主務大臣に申出されたJIS案について、JISCの審議を経ることなく、制定できるものである。
- ・ 認定機関では、JIS案の利害関係者からなる産業標準作成委員会を設置し、この委員会で、JIS案を作成・審議することになる。

#### 規格の見直し

JIS見直し調査

- ・ 産業標準化法に基づき、認定機関は、JISを制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過するまでに、JISの見直しを検討し当該JISを確認、改正又は廃止するか、主務大臣へ報告することとなっている。

## 【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

### ISO規格の見直し

- 民間の新たな技術を社会実装に繋げる戦略的な目的のもと、ISO規格の見直し（基準の見直し）が実施されている。

ISO規格見直し事例：冷媒に関する国際規格（ISO 817、ISO 5149）

#### ISO規格改定前に 生じていた問題

- ダイキン工業株式会社が採用した、温暖化への影響が小さい冷媒（R32）は、可燃性は極めて低いにも関わらず、不燃ではないという特性のため、「可燃である」ということが殊更に注目され、利用の拡大は進まなかった。

#### ISO規格見直し

- 日本として、冷媒の安全等級を定める国際規格（ISO 817）の可燃性の分類において、「高可燃」「可燃」「不燃」の3つのカテゴリが設けられていたところに「微燃」という新しいカテゴリを追加する国際規格提案を実施。
- 空調機における冷媒の使用方法を規定するISO 5149の改定も同時に行った。  
（各国業界団体や政府、国連機関とも連携するなど多くのステークホルダーの巻き込みも実施）

#### ISO規格見直しの 成果

- R32の利用は拡大し、当該製品は同社のみでも120か国以上で累計約3,900万台の販売を実現した。

出所）日本産業標準調査会 基本政策部会「取りまとめー日本型標準加速化モデルー」を基にNRI作成

## 【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

### ISO規格の新規作成

- 民間の新たな技術を社会実装に繋げる目的でも、ISO規格の制定（基準の策定）が実施されている。

ISO規格見直し事例：ロボットの安全性に関する国際規格（ISO 13482 / IEC 80601-2-78）

#### ISO規格制定前に 生じていた問題

- 人と同じ空間で稼働するサービスロボットは、柵等で人と物理的に隔離された環境で稼働する産業用のロボットとは、求められる安全性の内容や水準が異なるため、「人が使用した際に、十分に安全である」ことを、客観的に明らかにしない限り、市場や消費者に受け入れられないことが課題となっていた。

#### ISO規格の制定

- CYBERDYNE株式会社は、人と同じ空間で使われたり、装着されたりするようなサービスロボットの安全性を標準化するための活動に参画し、サービスロボットの安全要求事項（安全性を満たす条件、そのための具体的手法等）の国際規格を開発した。

#### ISO規格制定の 成果

- CYBERDYNE株式会社の製品は、世界20か国の規制当局から医療機器としての認証を取得し、国際展開に成功した。

出所）日本産業標準調査会 基本政策部会「取りまとめー日本型標準加速化モデルー」を基にNRI作成

【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

## 【参考】ISO 13482

- ISO 13482は、サービスロボット（生活支援ロボット）の安全要求事項が規定された国際規格である。
- リスクの大きさに応じたリスク低減プロセスを適用し、保護対象に制御を使用する場合には、関連する機能安全規格へ適合させること、また製品の妥当性確認のために各種試験を実施し、使用上の情報をマニュアルなどに明記することとなっている。
- ISO 13482は、様々な規格（機械分野の機能安全規格（ISO 13849-1、IEC 62061）等）を引用している。



## 【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

## 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準における課題①

## 法令で決められた標準（検査、基準）の見直し

- 民間の標準（検査、基準等）がアップデートされた場合でも、法令で定められた標準（検査、基準）が変化しない場合、事業者は、旧来の検査を実施するまたは、基準を遵守しなければならないことが考えられる。
- デジタル庁では、デジタル原則を踏まえ、アナログ規制の見直しに向け、規制の類型化と見直しに向けたフェーズの策定（下図）やアナログ規制の見直しに意欲・関心を持つ地方公共団体を公募し、技術実証\*等を実施している。  
\* テクノロジマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）等

## 目視・実地監査規制の類型化

## 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）



【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

## 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準における課題②

## 乱立した民間標準（検査、基準）の統一

■ 新規分野・新技術では、標準が乱立する場合があります、下流のサプライヤー企業において、複数の認証を取得するコストがかかる。

- 繊維産業では、人権・労働実態の適正化・透明化の観点から、サプライチェーン・デューデリジェンス実施が必須となりつつあるが、監査要求事項・評価基準の異なる複数の認証制度がある。バイヤー企業から異なる認証が求められた場合、繊維メーカーが複数の認証を取得する必要がある状態。

繊維産業のサプライチェーン・デューデリジェンスに関する認証制度と各制度の監査要求事項・評価基準

| 監査要求事項・評価基準     | GLOBAL ORGANIC TEXTILE STANDARD (GOTS) VERSION 7.0  | Global Recycled Standard 4.0  | bluesign criteria for production sites v3.0  | OEKO-TEX STeP Edition 01.2023  | 2018 RSPO Principles and Criteria  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 強制労働            | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                | ✓                                                                                                                               | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| 結社の自由・団結権・団体交渉権 | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                | ✓                                                                                                                               | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| 差別              | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                | ✓                                                                                                                               | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| 児童労働            | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                | ✓                                                                                                                               | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| ハラスメント          | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                |                                                                                                                                 | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| 外国人労働者          | ✓                                                                                                                                    |                                                                                                                  |                                                                                                                                 |                                                                                                                   | ✓                                                                                                                     |
| 労働安全衛生          | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                | ✓                                                                                                                               | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| 賃金              | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                |                                                                                                                                 | ✓                                                                                                                 | ✓                                                                                                                     |
| 労働時間            | ✓                                                                                                                                    | ✓                                                                                                                | ✓                                                                                                                               |                                                                                                                   | ✓                                                                                                                     |
| ジェンダー平等（女性活躍）   | ✓                                                                                                                                    |                                                                                                                  | ✓                                                                                                                               |                                                                                                                   |                                                                                                                       |
| 不安定な雇用          | ✓                                                                                                                                    |                                                                                                                  |                                                                                                                                 |                                                                                                                   |                                                                                                                       |
| 在宅勤務            | ✓                                                                                                                                    |                                                                                                                  |                                                                                                                                 | ✓                                                                                                                 |                                                                                                                       |
| 社会的コンプライアンス     | ✓                                                                                                                                    |                                                                                                                  |                                                                                                                                 |                                                                                                                   |                                                                                                                       |

出所）各認証制度のHPを基にNRI作成

【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

## 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準における課題②

## 乱立した民間標準（検査、基準）の統一

■ 乱立した標準においては、類似する項目でも、詳細の評価基準等が異なる場合があり、個別に対応することが求められる。

- 繊維産業で、児童労働に関する監査要求が求められる認証制度も多いが、その評価基準・要求事項は、制度毎に異なる。

| 認証制度                                                                                | 該当箇所                                                     | 制限事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 実施要求事項                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 4章<br>環境・社会・ガバナンス基準<br>4.4 人権と社会的基準<br><u>4.4.3 児童労働</u> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童労働の使用</li> <li>・ 夜間又は身体的及び精神的な健康及び発達に危険な状態での雇用</li> <li>・ 1日に8時間または適用される国内の法的制限のうち、低い方を超えての労働。慣習的な週休日と同様に、最低連続12時間の休息</li> </ul>                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低年齢に満たない児童の除外と、教育へのアクセスを支援するなどの救済措置</li> <li>・ 職業訓練または技術訓練などの継続教育または追加の教育機会</li> </ul> |
|     | Section B<br>B2 Social Requirements<br><u>B2.2 児童労働</u>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のいずれか年齢の高いものを採用               <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 雇用のための国の最低年齢</li> <li>ii. または義務教育修了年齢</li> <li>iii. その他の指定</li> <li>iv. 15歳未満（ILO条約C138に基づき一部発展途上国では例外的に低い年齢を適用。）</li> </ol> </li> <li>・ 児童の募集・搾取</li> <li>・ 18歳未満の若年労働者について、夜間又は社会的発達を害する状況での雇用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童労働を発見した際の、児童の利益を第一に考えた解決策模索</li> </ul>                                                |
|  | 5章 社会的責任<br>5.1.1 社会的責任 <u>(III)</u>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童労働の新規採用</li> <li>・ 18歳未満の者を夜間や危険な条件で雇用する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>                                                                            |

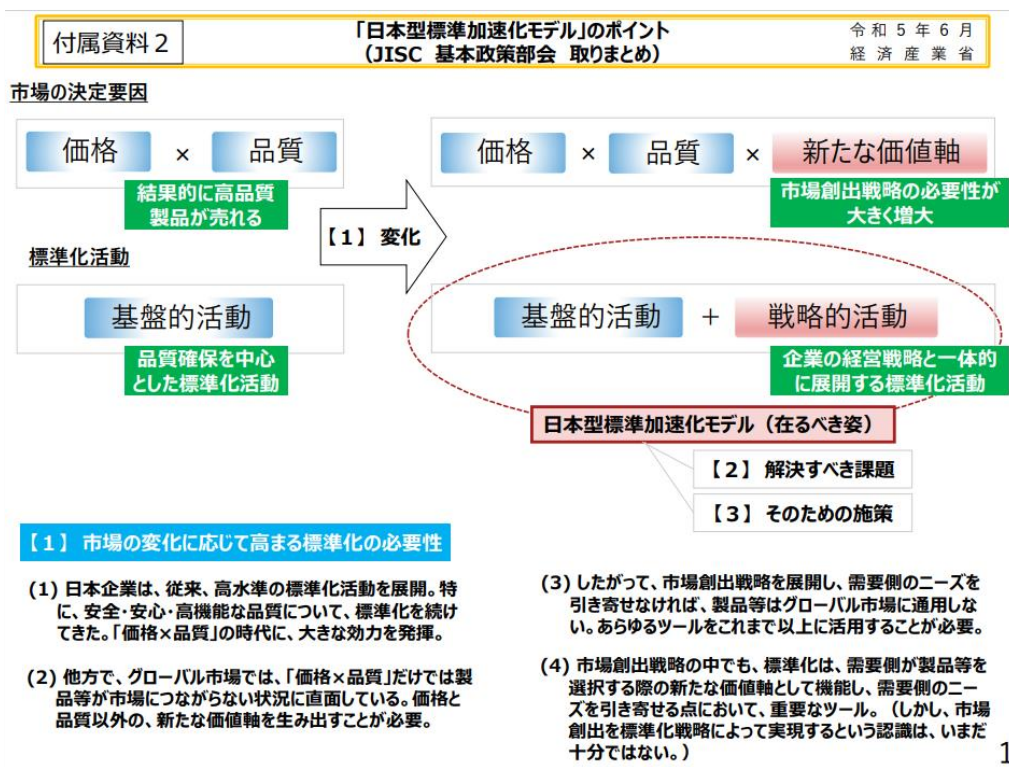
【デスクトップ調査】法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準に関する事例

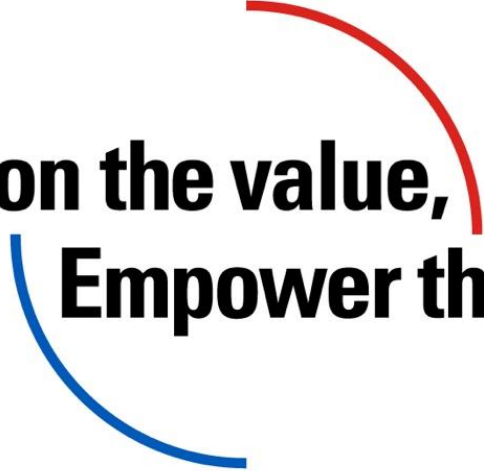
## 法令上あるいは民間の基準において求められる検査、基準における課題②

### 乱立した民間標準（検査、基準）の統一

- 価格・品質向上に加え、戦略的に標準化・ルール形成を行い、需要側のニーズを引き寄せることが重要になってきている。
- 経済産業省では、「日本型標準加速化モデル」を策定し、「国際標準化加速事業」等を通じた取組を実施している。
  - 繊維産業についても、「国際標準化加速事業」の一環で調査研究が実施されている。（繊維産業における責任ある企業行動に関するルール形成戦略調査）

#### 「日本型標準加速化モデル」のポイントにおける標準化の必要性





**Envision the value,  
Empower the change**